

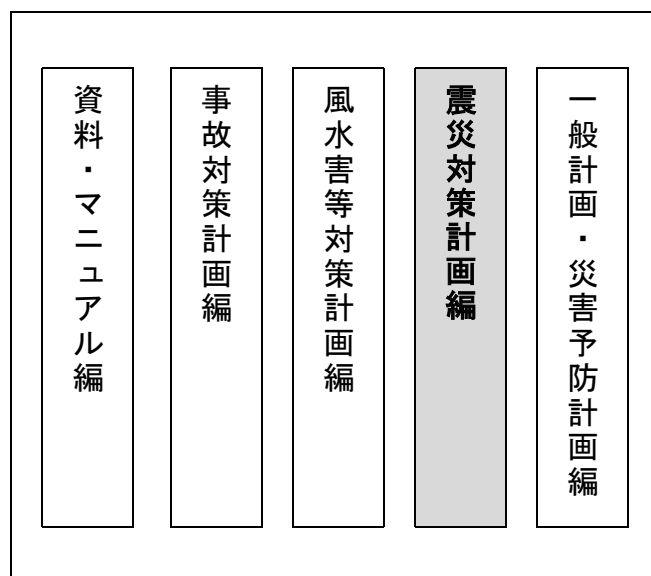
亀岡市地域防災計画

震災対策計画編

令和 8 年 3 月

亀 岡 市 防 災 会 議

亀岡市地域防災計画



一般計画・災害予防計画編

第1編 総 則

第2編 災害予防計画

震災対策計画編

第1編 災害の想定等

第2編 地震災害応急対策計画

第3編 地震災害復旧計画

付 編 亀岡市南海トラフ地震防災対策推進計画

風水害等対策計画編

第1編 災害の想定等

第2編 風水害等災害応急対策計画

第3編 風水害等災害復旧計画

事故対策計画編

航空機災害対策計画

鉄道災害対策計画

道路災害対策計画

危険物等災害対策計画

大規模火災対策計画

林野火災対策計画

広域停電事故対策計画

広域断水事故対策計画

原子力災害対策計画

資料・マニュアル編

資料編

震災対策マニュアル編

風水害対策マニュアル編

目 次

第1編 災害の想定等

第1章 災害の履歴

第1節 災害の履歴	1
-----------	---

第2章 災害の想定

第1節 災害の想定	5
-----------	---

第2編 地震災害応急対策計画

第1章 初動期の応急活動

第1節 組織動員	24
第2節 情報の収集・伝達	38
第3節 災害広報・広聴対策	47
第4節 応援の要請・受入れ	50
第5節 消火・救助対策	60
第6節 救急医療	65
第7節 応急避難	69
第8節 二次災害の防止	74
第9節 環境保全対策	78
第10節 地震水防応急対策	81
第11節 緊急輸送活動	84
第12節 ライフラインの緊急対応	90

第2章 応急復旧期の対策活動

第1節 災害救助法の適用	92
第2節 避難所の開設・管理	95
第3節 緊急物資の供給	99
第4節 保健衛生活動	106
第5節 福祉活動	109
第6節 社会秩序の維持	112
第7節 ライフラインの応急対策	114
第8節 交通の機能確保	119
第9節 農林関係応急対策	121
第10節 建築物・住宅応急対策	123
第11節 文教応急対策	129
第12節 遺体の収容・処理及び埋火葬	135
第13節 廃棄物の処理	138
第14節 応急公用負担等	145
第15節 自発的支援の受入れ	148

第3編 地震災害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

第1節 生活確保対策計画	153
第2節 住宅復興計画	159
第3節 中小企業復興計画	160
第4節 公共土木施設復旧計画	161
第5節 農林業施設復旧計画	163
第6節 教育及び文化財等の復旧計画	165
第7節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	167

第2章 激甚災害の指定に関する計画

第1節 計画の方針	168
第2節 激甚災害に関する調査	168
第3節 激甚災害指定の促進	168

第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助

第1節 租税等の徴収猶予及び減免の措置	169
第2節 郵便関係補助	170

付 編 亀岡市南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針	171
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	174

第2章 地域における防災力の向上

第1節 市のとるべき措置	175
第2節 市民等のとるべき措置に係る対策	176

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

第1節 教育・指導	177
第2節 広報	179

第4章 防災訓練

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進	183
第2節 文化財保護対策の実施	183
第3節 長周期地震動対策の推進	184
第4節 東南海地震、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止	184
第5節 帰宅困難者対策の推進	184

第7章 関係者との連携協力の確保

第1節 広域防災体制の確立	185
第2節 防災体制に関する事項	186

第 1 編 災害の想定等

第1章 災害の履歴

第1節 災害の履歴

1. 地震災害

本市の周辺で過去に発生した地震被害については、地震調査研究推進本部地震調査委員会がまとめた「日本の地震活動」によれば、過去に本市周辺を震央とした地震が多く発生しており、中でも、1830年に発生した京都大地震では、震源が愛宕山付近といわれ、地震の規模はマグニチュード6.5、京都で死者280名、本市でも死者4名を出す大きな被害が発生している。

また、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震では、京都で震度5を記録し、全壊家屋1戸を含む多数の被害が発生している。

【兵庫県南部地震による亀岡市内被害状況】

- 地震発生年月日 1995年（平成7年）1月17日
- 震源地 淡路島北部
- 震央 東経 135° 02.6′
北緯 34° 36.4′
- マグニチュード 7.2
- 最大震度 震度7

	民 家				そ の 他	備 考	計
	全壊	半壊	一部破損	石垣・ブロック			
亀岡地区			16	2	5（壁面亀裂）		23
東別院町			12	5	4（灯籠倒壊、壁面亀裂、地割れ）		21
西別院町			3			全域停電 AM5:46~PM4:00	3
曾我部町			7	1	2（墓石倒壊、壁面亀裂）		10
吉川町			21	2		塀倒壊、灯籠倒壊	23
穂田野町			16	2	4（鳥居・山門柱のズレ、灯籠倒壊、外壁崩壊）	青空台水道一部止、道路陥没	22
本梅町	1	2	152	6	3（土蔵全壊）	公民館一部破損	164
畑野町			4	2	1（土壁一部崩壊）		7
宮前町			21				21
東本梅町			2		2（壁面亀裂）		4
大井町			7				7
千代川町			14			水道管1箇所破裂	14
馬路町				2		灯籠倒壊	2
旭町			3		1（灯籠倒壊）		4
千歳町				2	2（仏像損傷）		4
河原林町			4	1	3（灯籠倒壊、壁面亀裂）		8
保津町			1	1	1（灯籠倒壊）		3
篠町			14	7	6（灯籠倒壊、寺院被害）		27
東つつじヶ丘							
西つつじヶ丘			1				1
南つつじヶ丘							
合計	1	2	298	33	34		368

第1章 災害の履歴

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、大阪府大阪市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市の5市区で震度6弱、京都府京都市、亀岡市など12の市町村で震度5強等を観測した。

【大阪府北部地震による亀岡市内被害状況】

- 地震発生年月日 2018年(平成30年)6月18日
- 震源地 大阪府北部
- 震央 東経 135° 37.3′
北緯 34° 50.6′
- マグニチュード 6.1
- 最大震度 震度6弱
- 亀岡市震度 震度5強（余部町観測所）

	民 家				そ の 他	計
	全壊	半壊	一部破損	軽微破損		
亀岡地区東部			1	1		2
亀岡地区中部			1	1	1（ため池一部破損）	3
亀岡地区西部			2	1	1（公共施設一部破損）	4
東別院町			11	9	4（公共施設一部破損）	24
西別院町				3		3
曾我部町				1	1（非住家の梁等一部破損） 1（公共施設一部破損）	3
吉 川 町			2			2
穂田野町					1（公共施設一部破損）	1
本 梅 町			4	1		5
畑 野 町						
宮 前 町						
東本梅町			1	1		2
大 井 町				1		1
千代川町						
馬 路 町						
旭 町						
千 歳 町						
河原林町						
保 津 町			1	1		2
篠 町			4	6	1（転倒による軽傷 1名） 3（公共施設一部破損）	14
東つつじヶ丘				2		2
西つつじヶ丘			1		1（公共施設一部破損）	2
南つつじヶ丘		1	2	2	1（公共施設一部破損）	6
合 計		1	30	30	15	76

2. 土砂災害

(1) 山崩れ、崖崩れ

山崩れや崖崩れは、降雨や降雪、地震などを誘因として、急な斜面の表土や風化岩が崩落する現象で、本市のように広い山地を有する地域では、過去に度々崖崩れなどの被害が生じている。亀岡市災害資料集（平成7年12月）によれば、近年では昭和58年9月と10月に篠町や東別院町で山崩れにより家屋が全壊するなどの被害を生じている。また、平成24年4月には、古世町で山崩れが発生し、約4箇月間府道が通行不能となった。明治18年以降災害資料に記載（地名の分かるもの）されている土砂災害は、千代川町、宮前町、保津町、曾我部町、西別院町、東別院町、篠町など市域の山地部での記録がみられる。

また、平成30年には大阪府北部地震や7月豪雨の影響により曾我部町や西別院町で土砂崩れが発生、令和2年には7月豪雨の影響により東別院町、西別院町、篠町で土砂崩れが発生した。

(2) 土石流

土石流は山崩れと同じように、降雨や融雪・地震などを誘因として、山崩れで発生した土砂や、溪床に堆積した土砂が溪流を一挙に流下する現象で、溪流の出口には扇状地（沖積錐）を形成する場合がある。亀岡市においては、平成24年7月に曾我部町において土石流が発生し、家屋が損壊、周辺道路が長期間に渡って通行不能となる等、大きな被害が発生している。

また、平成30年には7月豪雨によって畑野町にて土石流が発生した。同年9月7日から8日にかけて発生した集中豪雨では、本梅町で土石流が発生している。

(3) 地すべり

亀岡市には地すべりにより被害を生じたところはないが、地形的には地すべり地形を呈する箇所がある。霊仙ヶ岳南斜面と宮前町に数箇所みられる。降雨や地震などの誘因が働くと地すべり、崩壊を生じることがあるので、日頃より注意しておく必要がある。

3. その他災害

その他災害（人為的災害）は主として火災であるが、最近5ヵ年間に於ける発生状況は下表に示すとおりである。

【火災発生状況】

年 区分			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
火災種別	建 物 (件)		26	16	32	20	24
	林 野 (件)		2	0	0	0	0
	車 両 (件)		3	4	5	4	5
	その他 (件)		7	4	8	8	4
	計 (件)		38	24	45	32	33
人的損害	死 者 (人)		1	1	2	3	2
	負傷者 (人)		9	4	9	5	12
	り災世帯数 (世帯)		15	9	17	14	25
焼損面積	建 物	床面積 (㎡)	1,434	599	3,627	1,619	3,256
		表面積 (㎡)	57	10	59	167	19
	林 野 (a)		280	0	24	0	1
	その他 (㎡)		3,506	325	12,476	2,594	898
損害額 (千円)			175,906	42,315	283,670	116,666	56,736

資料：亀岡消防署

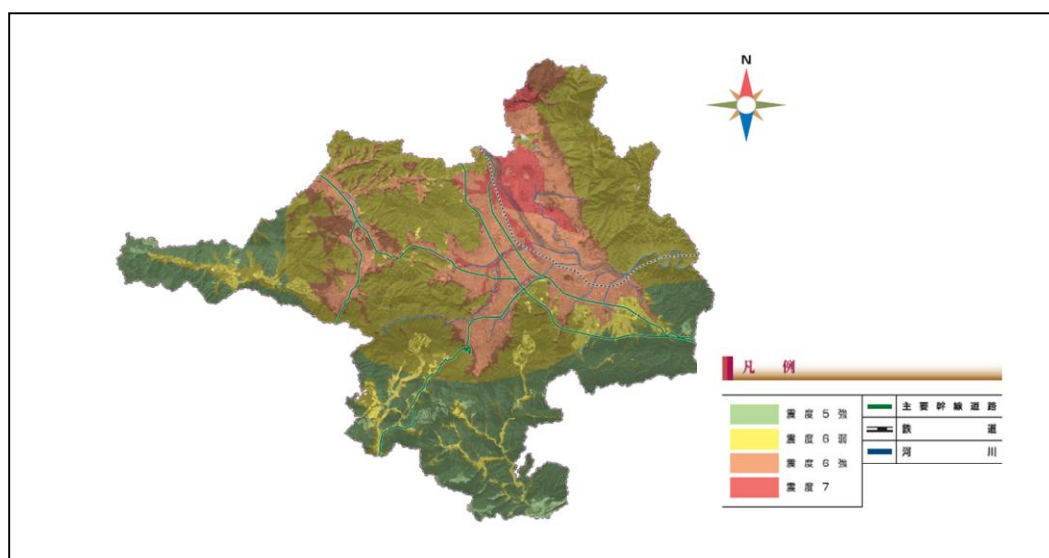
第2章 災害の想定

第1節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、防災アセスメント（平成7年度亀岡市調査）、防災カルテ（平成8年度亀岡市調査）及び京都府地震被害想定調査（平成17・18年度調査）の調査結果をもとに、市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市において発生するおそれがある災害を想定した。

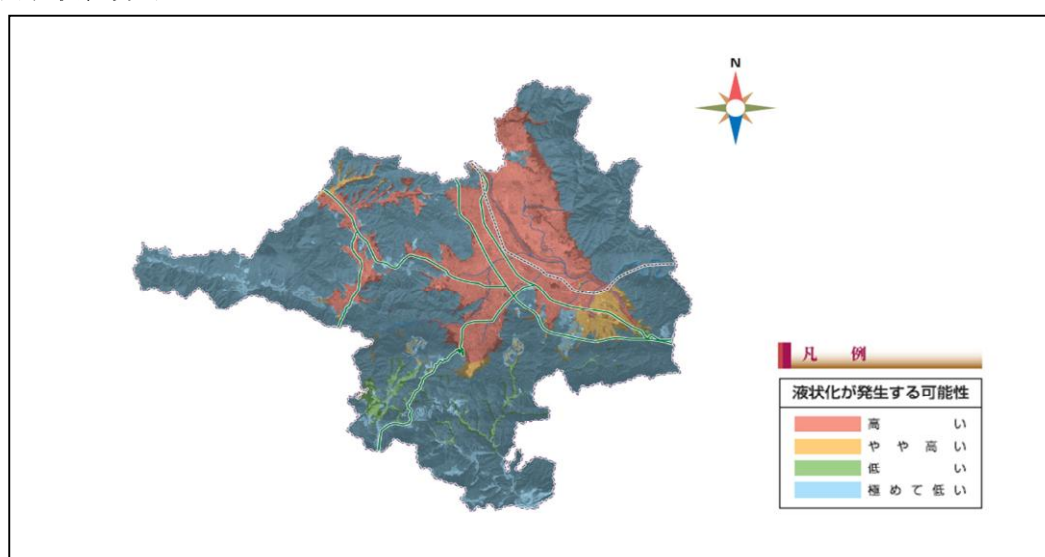
1. 災害の危険性（亀岡断層、殿田－神吉－越畑断層、埴生断層、全国どこでも起こりうる断層を対象として想定）

(1) 地震震度分布



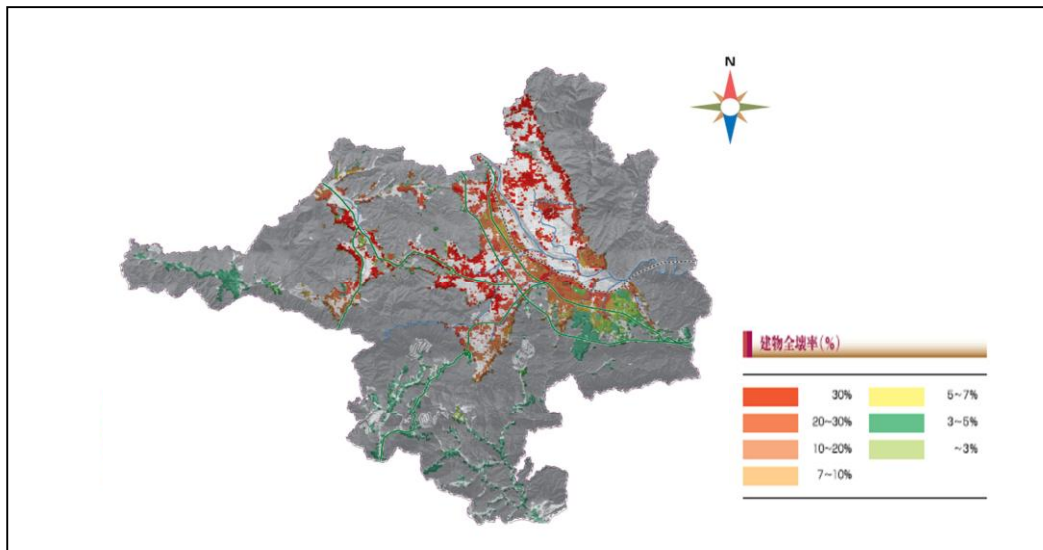
亀岡市の大部分で震度6弱以上の揺れが予想される。特に桂川沿い北部と山内川、犬飼川沿いで震度7が、川沿いの低地部全域で震度6強の強い揺れが予想される。

(2) 地震液状化分布



亀岡市の低地部の大部分で液状化危険度が高いと予想される。ただし、河川沿いでも標高が高い地域は、液状化の発生確率が比較的低い。

(3) 地震危険度分布



亀岡市の中部から北部にかけてほぼ全域で建物全壊率が10%以上を超えている。特に河川（桂川、山内川、犬飼川）沿いで建物全壊率が30%以上と大きな被害が予想されているが、南部地域は比較的被害が少ない。

(4) 土砂災害の危険性

① 山崩れ・崖崩れ

山崩れや崖崩れは、傾斜が 30° 以上の山地や丘陵の斜面で生じる可能性が高い。また、人工的な切土地や盛土地でも生じることがあり、誘因は、降雨、地震などである。一般には山地斜面で生じるため、山脚部は土砂災害を受けるおそれがある。そのため、山脚部に形成された麓斜面は、土砂災害を受けやすい。また、低平な地形でも崩壊土砂が達する場合がある。市内では、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所ある他、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に係る急傾斜地の警戒区域として434箇所（令和6年2月27日現在）が指定されている。

② 土石流

小さな谷の谷口付近は、土石流の発生する危険性があり、降雨や地震などでも生じることがある。市内では、砂防指定地が76箇所4,718ha、急傾斜地の影響範囲も加えて、土砂災害を被る危険性のある区域内には、推計で、約6,000人以上の人口が分布している。小谷の谷口に形成された麓斜面や勾配の急な扇状地では、土石流の被害を受けやすく、一般に勾配 3° 程度で土石流は停止するとされているが、土石流に続き土砂濃度の高い後続泥流や土砂流は、さらに下流へ土砂を運搬し、被害を生じることがしばしばである。なお、土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域として325箇所（令和6年2月27日現在）が指定されている。

③ 地すべり

地すべりは、土石流や崖崩れに比較すると移動速度が緩慢であるが、時として大きな被害をもたらす。市内には、山地災害危険地区が1箇所あるほか、航空写真判読によれば、宮前町や曾我部町霊仙ヶ岳南麓地帯に地すべり地形がみられる。なお、土砂災害防止法に係る地すべりの警戒区域として1箇所（令和6年2月27日現在）が指定されている。

【亀岡市における地形と自然災害条件の総括】

地 形		水害に対する条件		土砂災害に対する条件		地震災害に対する条件	
低地（平地）	低 水 敷 高 水 敷	×	洪水（外水）氾濫 が起きやすい	○	問題は少ない	×	地震動が大きく、 液状化しやすい
	自 然 堤 防	△	微高地のため、低 地の中では浸水し にくい				
	旧 河 道	×	洪水氾濫や内水氾 濫が起きやすい				
	後 背 湿 地	×	内水氾濫が起きや すい				
	氾 濫 平 野	△	洪水氾濫や内水氾 濫が起きることが ある				
	谷 底 平 野						
低地（山麓地） 台地	崖 錐 ・ 沖 積 錐	△	土砂を伴う水災害 を受けやすい	×	崖崩れ、土石流災 害を受けやすい	○	
	扇 状 地	△	天井川化していると 特に危険	×	土石流災害を受け やすい	△	
	段 丘 面	○	ほとんど問題なし	○	問題は少ない	○	地震動は比較的小 さく、液状化の問 題は少ない
	侵 食 凹 地	△	問題は少ないが、 豪雨時に水が集中 しやすく浸水しや すい				
	段 丘 崖	○	ほとんど問題なし	△	問題は少ないが、 一部で豪雨時に崖 崩れが起きやすい	△	急な崖は崩れるこ ともある
人口改変地	盛 土 部 （低地部）	△	破堤すれば冠水す ることがある	○	問題は少ない	×	地震動が大きく、 液状化しやすい
	埋 土 地 盛 土 地 （台地部）	○	ほとんど問題ない			△	地震動がやや大き く、地震にクラッ クがしやすい
	切 土	—		—		—	
その他	水 部 （河川、水路、ため池他）						

2. 災害想定の大綱

市内各地区の災害危険度及び防災施設の現状を整理すると次のようになる。

【地区別防災評価総括表】

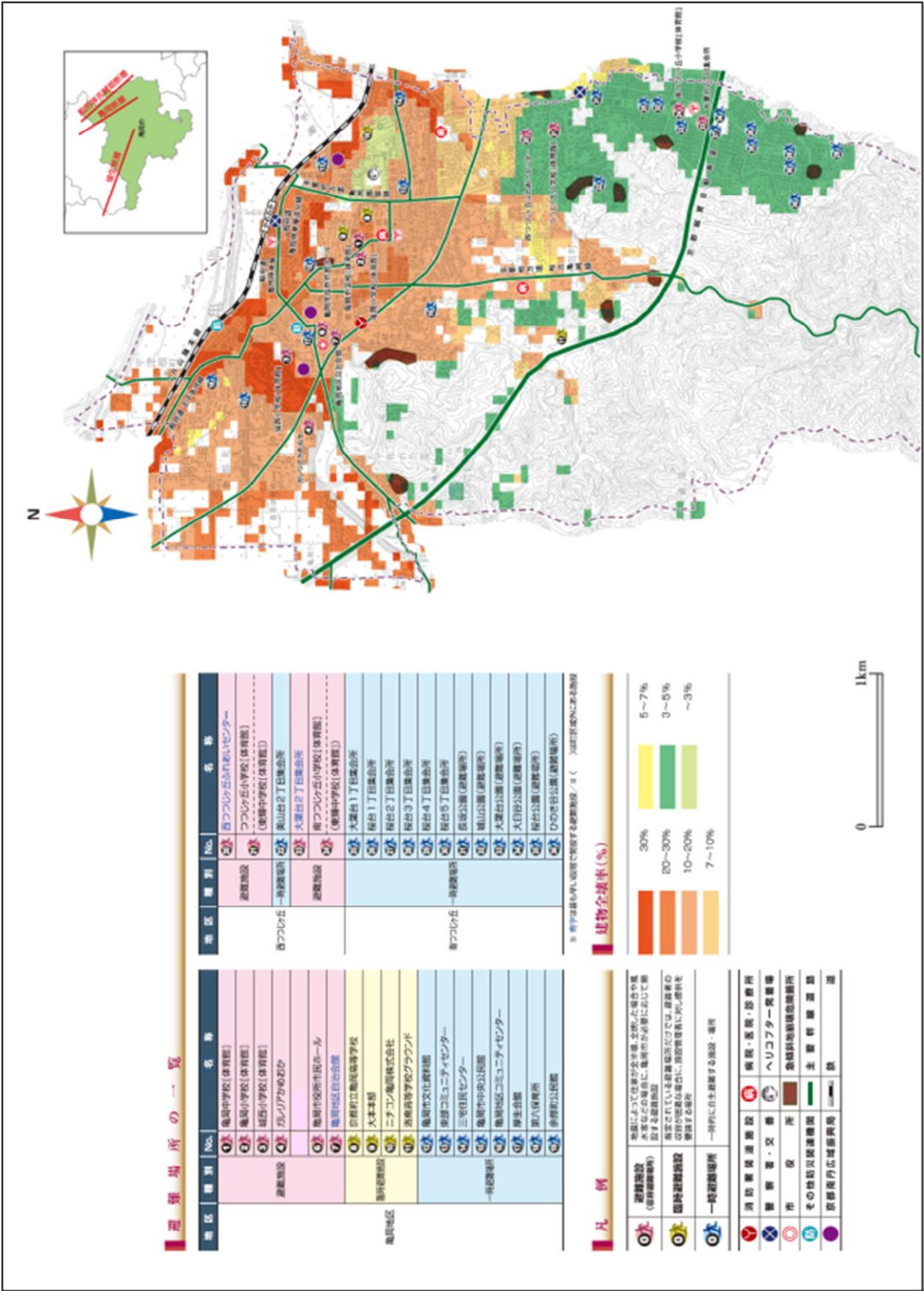
No.	地区名	災害に対する危険性	防災施設の現状
1	亀岡地区東部 面積 5.96km ² 人口 6,209人 世帯数 2,957世帯	《地震災害》古くから市街化しており、人口が集中している。このため古い木造家屋が密集しており、建物倒壊・出火・延焼・人的被害の危険性が高い。	○消防団 1箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 6箇所 ○ヘリコプター発着場 2箇所 ○公設防火水槽 24基
2	亀岡地区中部 面積 2.79km ² 人口 6,746人 世帯数 3,368世帯	《地震災害》古くから市街化しており、人口が集中している。このため古い木造家屋が密集しており、建物倒壊・出火・延焼・人的被害の危険性が高い。	○消防署 1箇所 ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 1箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 6箇所 ○指定緊急避難場所 1箇所 ○公設防火水槽 23基 (内プール1基) ○耐震性貯水槽(100m ³)1基 ○ヘリコプター発着場 3箇所
3	亀岡地区西部 面積 2.38km ² 人口 6,551人 世帯数 3,280世帯	《地震災害》古くから市街化しており、人口が集中している。このため古い木造家屋が密集しており、建物倒壊・出火・延焼・人的被害の危険性が高い。	○警察署 1箇所 ○消防団 1箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 6箇所 ○公設防火水槽 23基 (内プール1基) ○耐震性貯水槽(100m ³)1基 ○ヘリコプター発着場 1箇所
4	西つつじヶ丘 面積 0.42km ² 人口 3,313人 世帯数 1,470世帯	《地震災害》比較的新しい住宅地域であるため比較的新しい木造建築の割合が高く、建物崩壊・出火の危険性は低い。	○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 7基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 1箇所
5	南つつじヶ丘 面積 0.73km ² 人口 5,817人 世帯数 2,610世帯	《地震災害》新しい住宅地域であり古い木造建物はない。このため建物倒壊・出火・延焼の危険性は低い。	○消防団 1箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 23基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 2箇所

注1：人口、世帯数については令和8年1月1日現在

2：防災施設の現状については令和8年1月1日現在

【ハザードマップ地図データ】

亀岡地区・西つつじヶ丘・南つつじヶ丘



(平成 21 年 3 月作成)

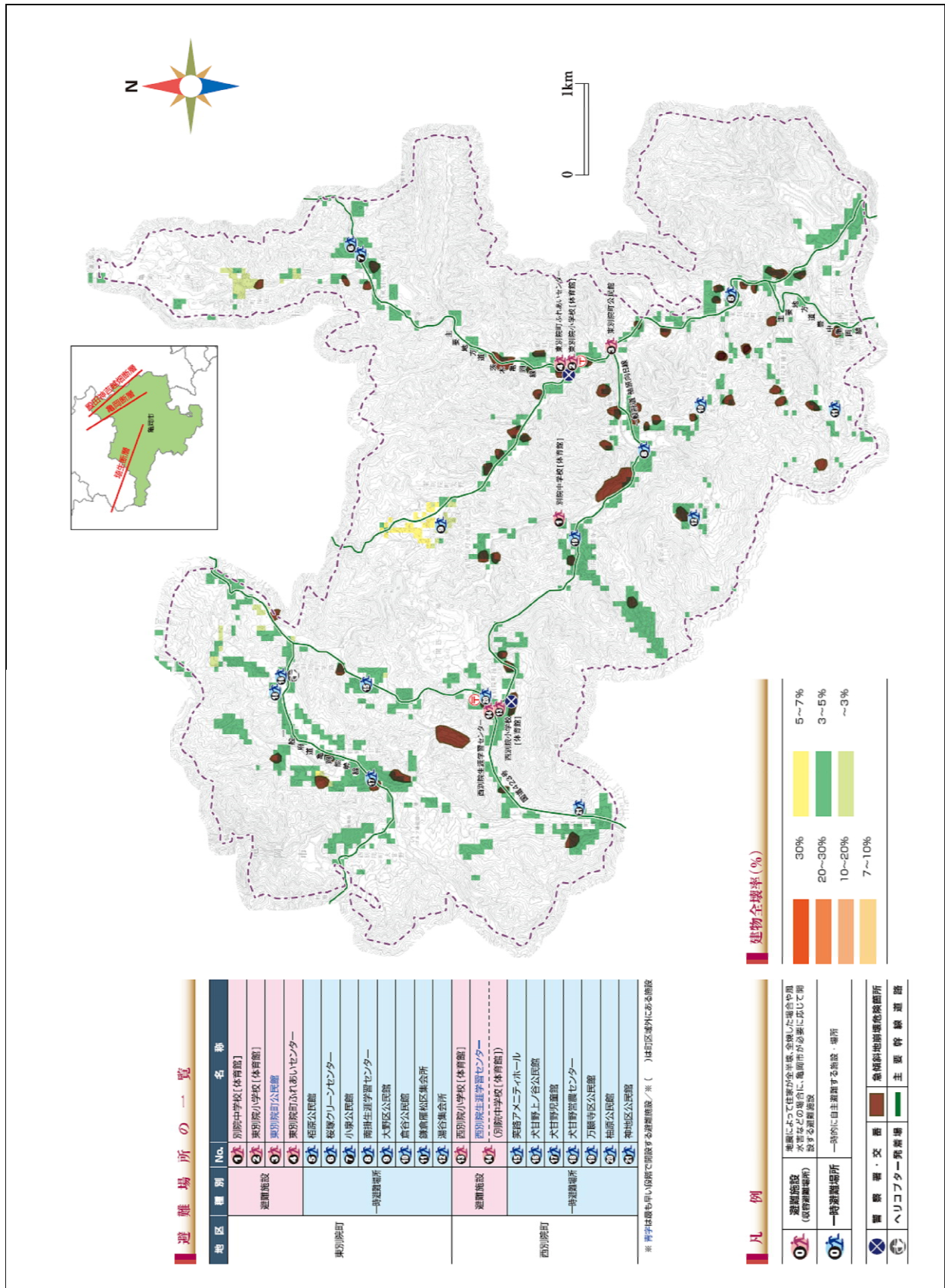
No.	地 区 名	災 害 に 対 す る 危 険 性	防 災 施 設 の 現 状
6	東別院町 面 積 23.75km ² 人 口 901人 世帯数 536世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性が高い。また、道路の被災による孤立化が懸念される。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 3箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 26基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 3箇所
7	西別院町 面 積 16.70km ² 人 口 744人 世帯数 418世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性が高い。また、道路の被災による孤立化が懸念される。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 3箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 20基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 1箇所

注1：人口、世帯数については令和8年1月1日現在

2：防災施設の現状については令和8年1月1日現在

【ハザードマップ地図データ】

東別院町・西別院町



(平成21年3月作成)

No.	地 区 名	災 害 に 対 す る 危 険 性	防 災 施 設 の 現 状
8	曾我部町 面 積 23.35km ² 人 口 3,624人 世帯数 1,776世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が比較的高く、建物倒壊・出火の可能性が懸念される。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 9箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 34基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 2箇所
9	吉川町 面 積 1.08km ² 人 口 683人 世帯数 355世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性が高い。	○消防団 2箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 5基 (内プール2基) ○ヘリコプター発着場 1箇所
10	穂田野町 面 積 14.14km ² 人 口 2,240人 世帯数 1,231世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が比較的高く、建物倒壊・出火の危険性が懸念される。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 26基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 2箇所

注1：人口、世帯数については令和8年1月1日現在

2：防災施設の現状については令和8年1月1日現在



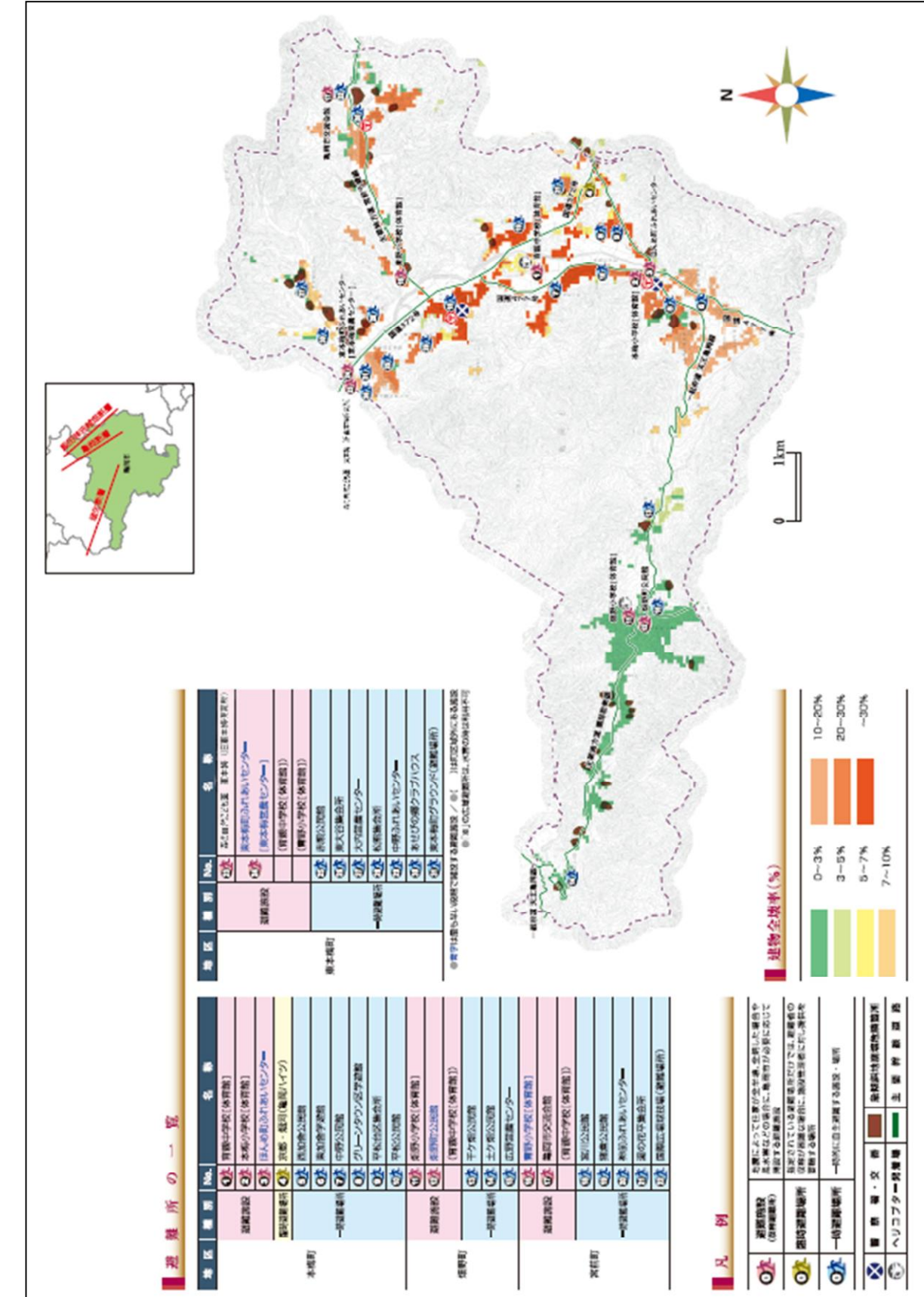
No.	地 区 名	災 害 に 対 す る 危 険 性	防 災 施 設 の 現 状
11	本梅町 面 積 14.75km ² 人 口 1,291人 世帯数 645世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性が高い。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 17基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 1箇所
12	畑野町 面 積 15.66km ² 人 口 1,647人 世帯数 951世帯	《地震災害》比較的新しい建物の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性は低い。しかし、道路の被災による孤立化が懸念される。	○消防団 3箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 10基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 1箇所
13	宮前町 面 積 14.88km ² 人 口 1,208人 世帯数 620世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性が高い。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 3箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 17基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 2箇所
14	東本梅町 面 積 9.53km ² 人 口 453人 世帯数 240世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が高く、建物倒壊・出火の可能性が高い。	○消防団 2箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 7基

注1：人口、世帯数については令和8年1月1日現在

2：防災施設の現状については令和8年1月1日現在

本梅町・畑野町・宮前町・東本梅町

--	--



(平成21年3月作成)

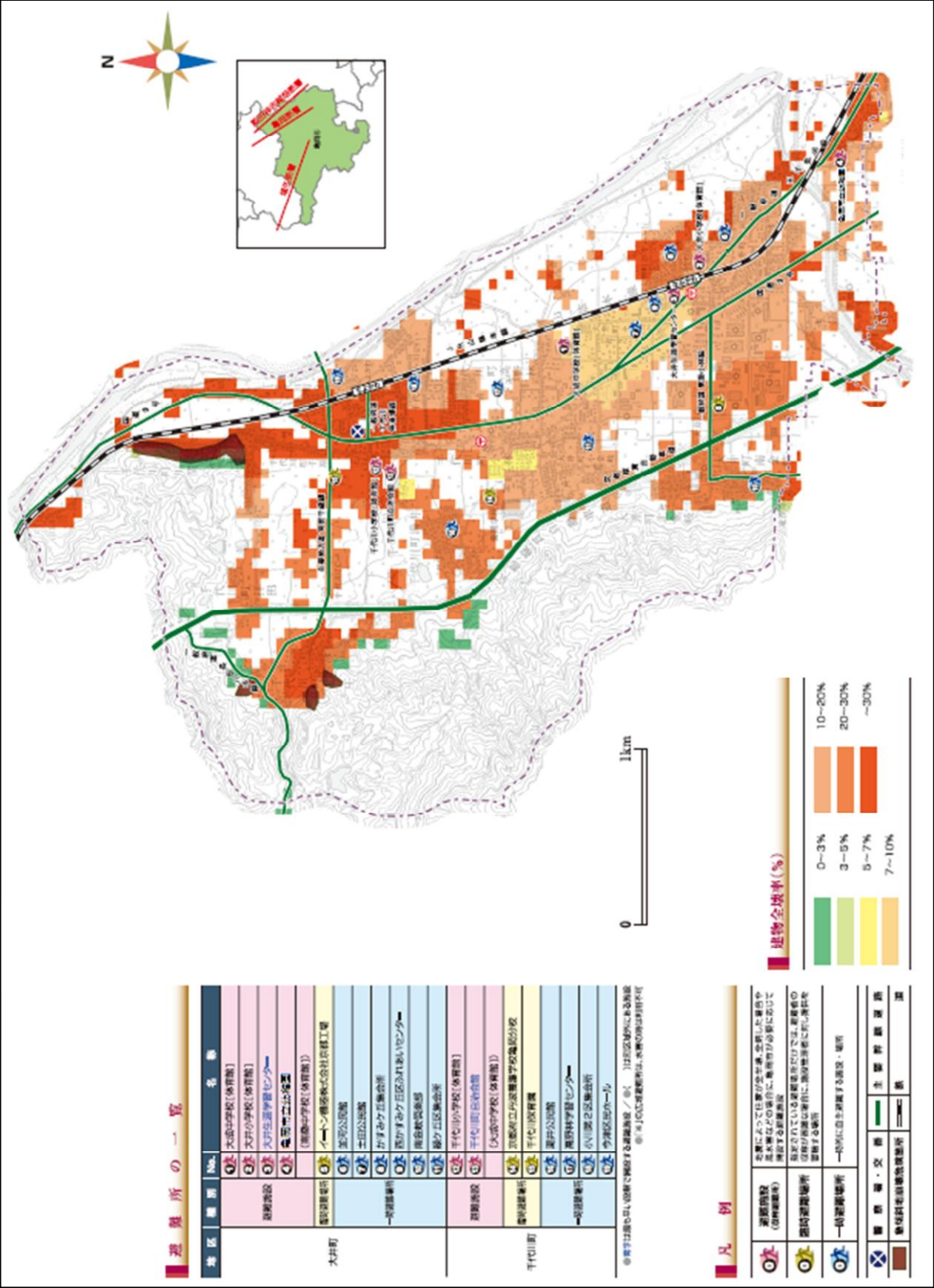
No.	地 区 名	災 害 に 対 す る 危 険 性	防 災 施 設 の 現 状
15	大井町 面 積 4.31km ² 人 口 8,469人 世帯数 4,150世帯	《地震災害》比較的新しい建物の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性は低い。しかし、住宅が密集している地域があり、出火した場合の延焼が懸念される。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 5箇所 ○公設防火水槽 36基 (内プール1基) ○耐震性貯水槽(100m ³) 1基 ○ヘリコプター発着場 1箇所
16	千代川町 面 積 6.57km ² 人 口 8,489人 世帯数 3,691世帯	《地震災害》比較的新しい建物の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性は低い。しかし、住宅が密集している地域があり、出火した場合の延焼が懸念される。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 5箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 36基 (内プール1基) ○耐震性貯水槽(100m ³) 1基 ○ヘリコプター発着場 1箇所

注1：人口、世帯数については令和8年1月1日現在

2：防災施設の現状については令和8年1月1日現在

【ハザードマップ地図データ】

大井町・千代川町



(平成 21 年 3 月作成)

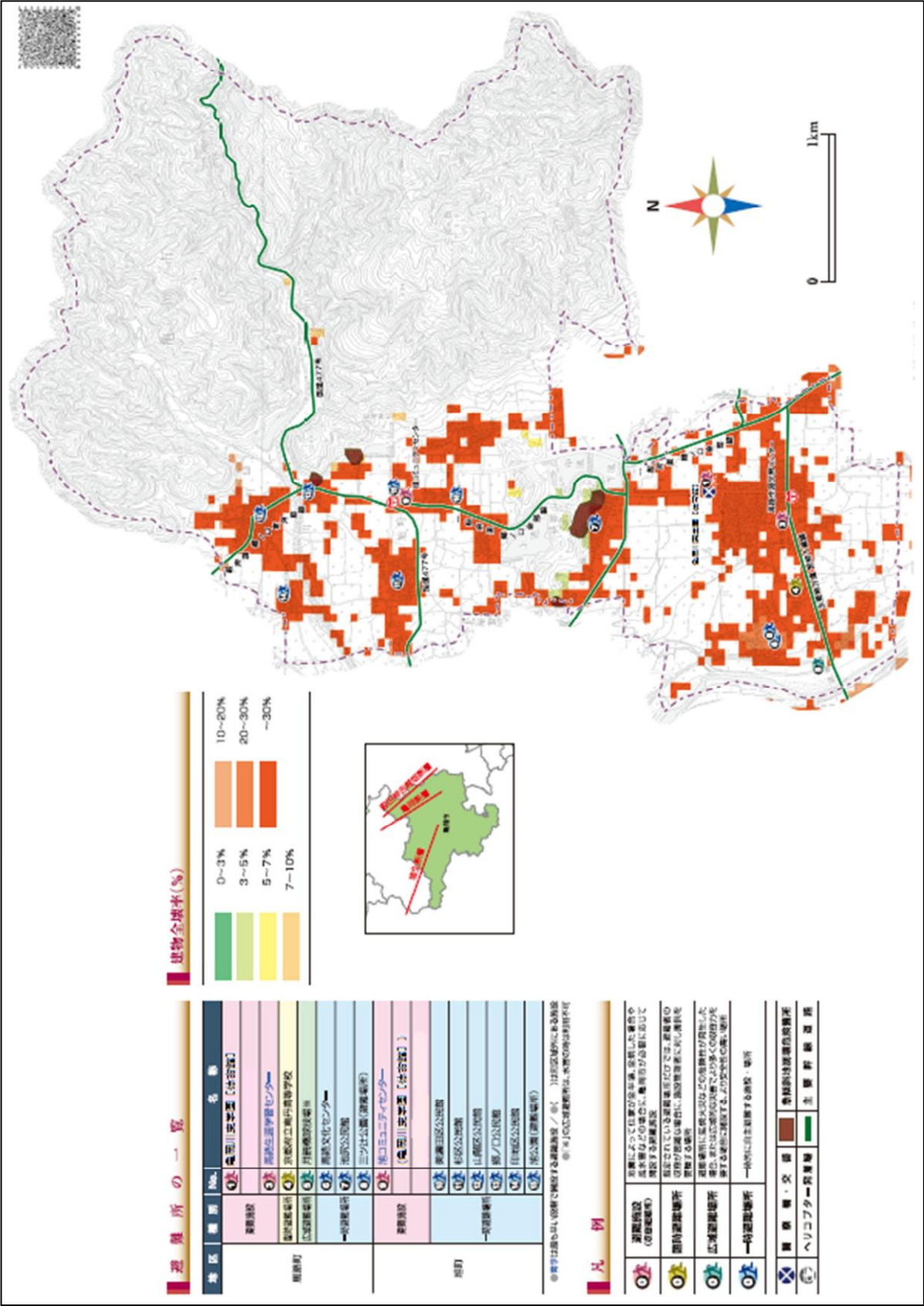
No.	地 区 名	災 害 に 対 す る 危 険 性	防 災 施 設 の 現 状
17	馬路町 面 積 6.00km ² 人 口 1,422人 世帯数 660世帯	《地震災害》古い木造建物の割合が比較的高く、建物倒壊・出火の危険性が懸念される。また、集落がやや密集しており、延焼の可能性もある。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 18基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 4箇所
18	旭町 面 積 9.66km ² 人 口 638人 世帯数 310世帯	《地震災害》古い木造建物の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性が高い。また、集落も比較的密集しており、延焼の可能性もある。	○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 2箇所 ○公設防火水槽 15基 ○ヘリコプター発着場 1箇所

注1：人口、世帯数については令和8年1月1日現在

2：防災施設の現状については令和8年1月1日現在

【ハザードマップ地図データ】

馬路町・旭町

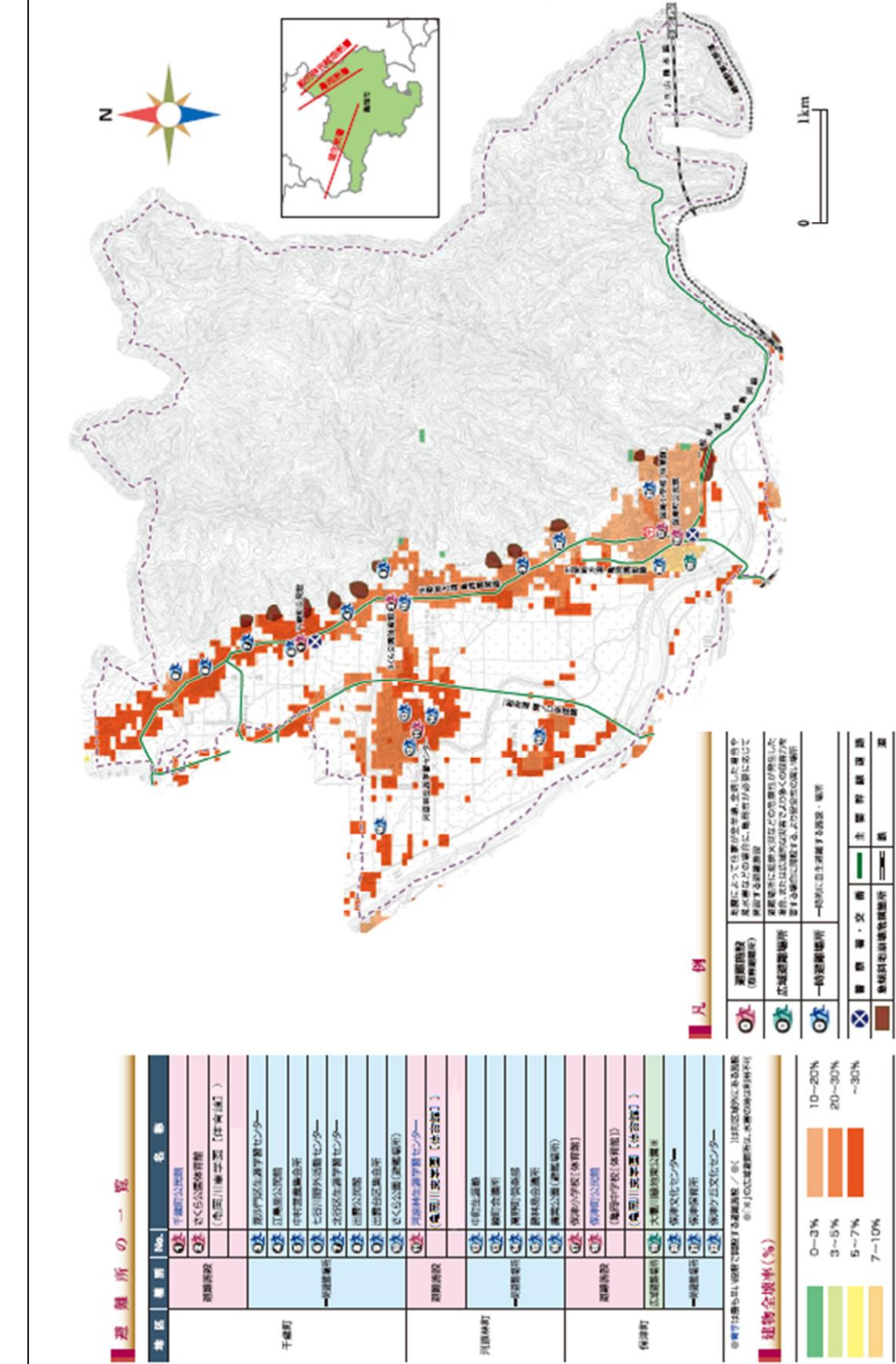


(平成 21 年 3 月作成)

No.	地 区 名	災 害 に 対 す る 危 険 性	防 災 施 設 の 現 状
19	千歳町 面 積 9.79km ² 人 口 1,008人 世帯数 482世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性が高い。また、集落の道路は狭く入り組んでいることから、消火活動等に支障をきたす可能性がある。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 14基 ○ヘリコプター発着場 1箇所
20	河原林町 面 積 3.58km ² 人 口 950人 世帯数 529世帯	《地震災害》古い木造建物の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性が高い。	○消防団 2箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 2箇所 ○公設防火水槽 22基
21	保津町 面 積 15.01km ² 人 口 1,427人 世帯数 716世帯	《地震災害》古い木造家屋の割合が比較的高く、建物倒壊・出火の危険性が懸念される。また、やや住宅が密集している地域もあり、延焼の可能性もある。	○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 5箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 5箇所 ○公設防火水槽 33基 (内プール1基)

注1：人口、世帯数については令和8年1月1日現在

2：防災施設の現状については令和8年1月1日現在



No.	地 区 名	災 害 に 対 す る 危 険 性	防 災 施 設 の 現 状
22	篠町 面 積 24.34km ² 人 口 18,787人 世帯数 8,333世帯	《地震災害》比較的新しい木造建物の割合が高く、建物倒壊・出火の危険性は低い。しかし、住宅が密集している地域もあり延焼の危険性がある。また、山間に団地があり、道路が被災した場合の孤立化が懸念される。	○消防署（分署） 1 箇所 ○駐在所・交番 2 箇所 ○消防団 9 箇所 ○自主防災会 1 組織 ○指定避難所 6 箇所 ○公設防火水槽 107基 (内プール2基) ○耐震性貯水槽(100m ³) 1 基 ○ヘリコプター発着場 4 箇所
23	東つつじヶ丘 面 積 0.20km ² 人 口 2,980人 世帯数 1,333世帯	《地震災害》比較的新しい住宅地域であるが、築20年以上の木造建物の割合が高く、住宅が密集しているため建物倒壊・出火の危険性が比較的高い。	○自主防災会 1 組織 ○指定避難所 3 箇所 ○公設防火水槽 10基

注1：人口、世帯数については令和8年1月1日現在

2：防災施設の現状については令和8年1月1日現在



第 2 編 地震災害応急対策計画

第1章 初動期の応急活動

第1節 組織動員

地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、亀岡市災害対策本部等活用計画の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

《実施担当機関》

各 部 、 関 係 機 関

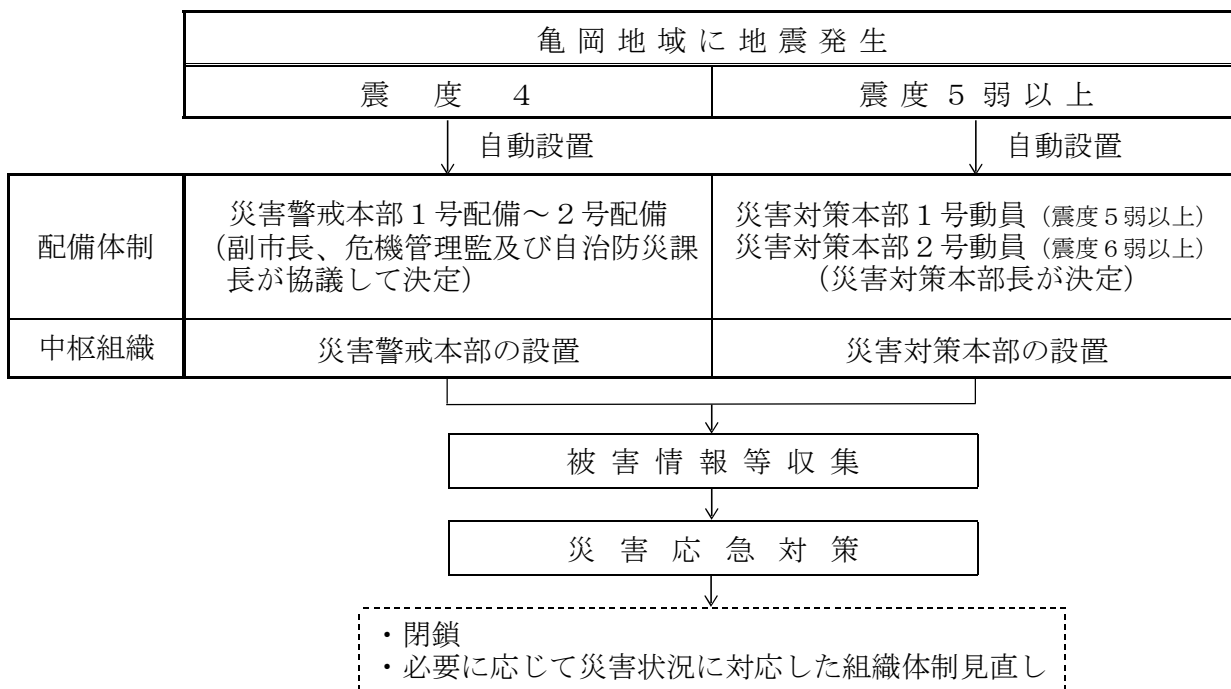
《対策の体系》

組 織 動 員	1 災害警戒本部 2 災害対策本部 3 動員基準 4 動員方法 5 福利厚生 6 水防組織
---------	--

《設置の基準（震度は京都地方気象台による亀岡地域の震度とする）》

亀 岡 地 域 に 震 度 4 の 地 震 発 生	→ 災 害 警 戒 本 部 の 自 動 設 置
亀 岡 地 域 に 震 度 5 弱 以 上 の 地 震 発 生	→ 災 害 対 策 本 部 （ 1 号 動 員 ） の 自 動 設 置
亀 岡 地 域 に 震 度 6 弱 以 上 の 大 地 震 発 生	→ 災 害 対 策 本 部 （ 2 号 動 員 ） の 自 動 設 置
そ の 他	→ 市 長 の 判 断 に よ る

《災害対策本部体制の流れ》



《対策の展開》

1. 災害警戒本部

自治防災課長は、災害対策本部の設置前の体制として、地震・気象等の状況を把握し、対策本部設置の判断資料を得るために、必要と認めるときは、副市長及び危機管理監と協議して亀岡市災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

配備の種類	設 置 基 準	配 備 要 員
1 号 配 備	1 亀岡地域において震度4の地震が発生したとき。 2 亀岡市において気象警報が発表されたとき。 3 その他、災害の発生するおそれがある場合で、必要と認めたとき。	別に定める。
2 号 配 備	災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めたとき。	別に定める。

(2) 配備体制

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
1 号 配 備	全職員が自宅又は職場で待機し、防災担当課等で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ定める。	亀岡市域において震度4を観測したとき。 市長が必要と認めたとき。
2 号 配 備	1号配備体制を強化して、防災担当課以外の職員も登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ定める。	市長が必要と認めたとき。

※ 必要に応じ、初動体制における情報収集のため、市内の待機所に各町要員を配置する。

(3) 組織及び運営

災害警戒本部の組織運営については、亀岡市災害対策本部条例施行規則及び亀岡市災害対策本部等活用計画で示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

(4) 閉鎖基準

本部長（市長）が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

(5) 設置及び閉鎖の通知

本部長（市長）は、災害警戒本部を設置又は閉鎖した場合は、各部、知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

2. 災害対策本部

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ① 亀岡地域で震度5弱以上の地震が発生した場合
 - ア 災害対策本部1号動員（震度5弱以上）
 - イ 災害対策本部2号動員（震度6弱以上）
- ② 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- ③ その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 配備体制

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
1 号 動 員	警戒本部2号配備体制を強化して情報収集・伝達、輸送、医療、救護等の応急対策活動を円滑に行いうる体制とし、所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	亀岡市域において震度5弱を観測し、局地災害が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。
2 号 動 員	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	亀岡市域において震度6弱以上を観測し、市域全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。

※ 1号動員又は2号動員の体制は、災害対策本部会議において決定する。ただし、災害対策本部会議を開催するいとまがないときは、本部長（市長）が決定する。

(3) 組織及び運営

① 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、以下に示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

本部においては、本部長（市長）、本部長補佐（危機管理監）、副本部長、副本部長補佐及び本部員（災害対策本部体制下の各部長）並びに市長が認めるその他の職員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指令を行う。

② 災害対策本部会議（事務局：管理部調整班）

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長（市長）が必要に応じて招集する。ただし、本部長（市長）は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、本部長補佐（危機管理監）、副本部長、副本部長補佐又は本部員との協議をもってこれに代える。

【災害対策本部会議の構成員】

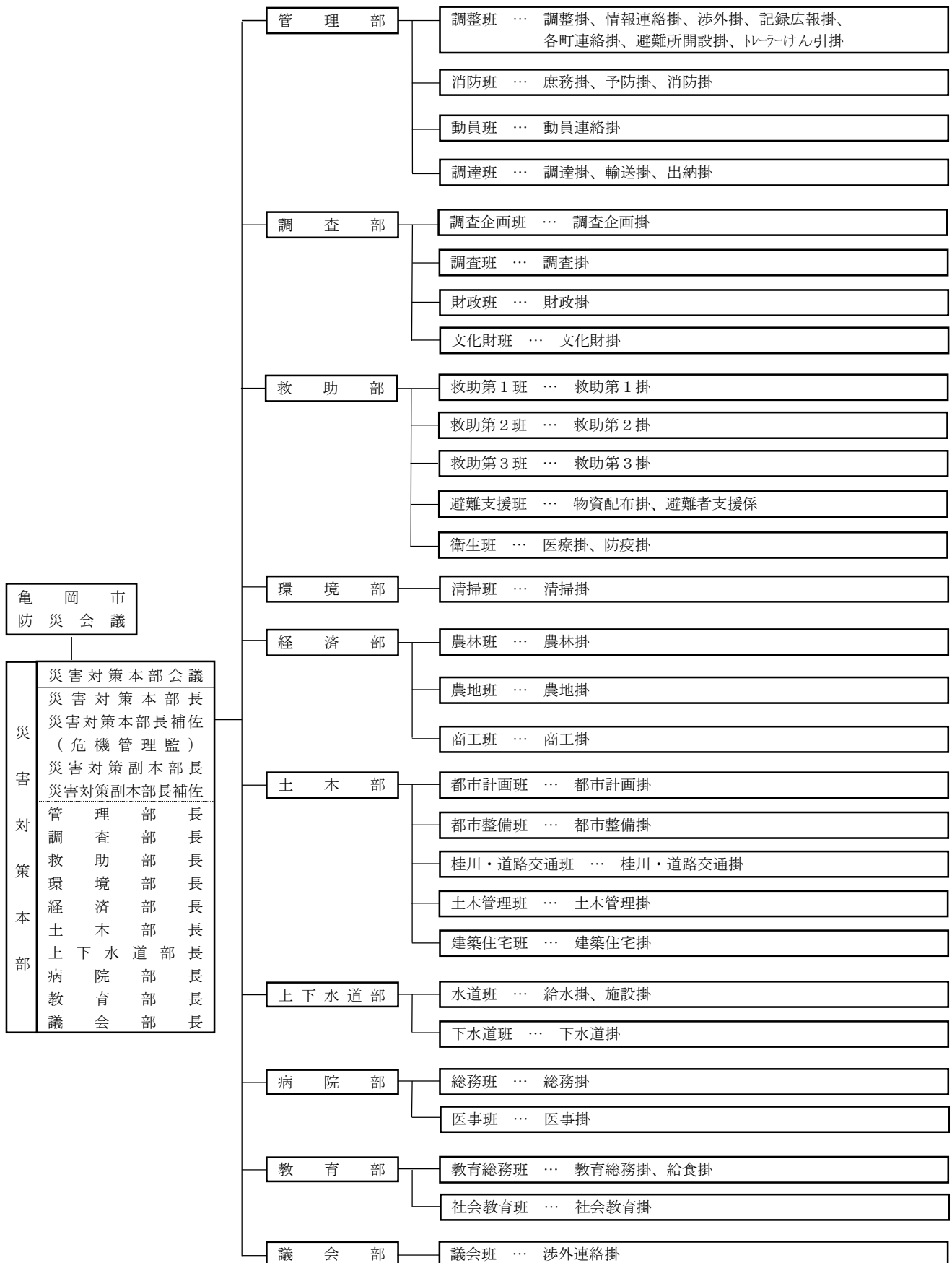
職 名	構 成 員
本 部 長	市 長
本 部 長 補 佐	危機管理監
副 本 部 長	副市長
副本部長補佐	病院事業管理者、教育長
本 部 員	災害対策本部体制下の各部長、市長が認めるその他の職員

【協議事項】

- 1) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- 2) 動員・配備体制に関すること。
- 3) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- 4) 各部間調整事項に関すること。
- 5) 市民への避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 6) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 7) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 8) 他の市町への応援要請に関すること。
- 9) 災害救助法の適用要請に関すること。
- 10) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- 11) 災害復旧に関すること。
- 12) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(資料編 震災2-1-1-1)

【災害対策本部組織図】



③ 事務分掌

各部の事務分掌については、次のとおりとする。

なお、部長、班長等及び担当要員については、一般計画・災害予防計画編第2編第2章第1節「防災活動組織の整備」3の定めにより作成する災害対策本部等活用計画に定める。

部	班	事 務 分 掌
共 通 事 項		1 被害状況報告に関すること。
		2 訓練に関すること。
		3 職員の動員報告に関すること。
		4 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。
		5 班関連の災害記録に関すること。
		6 住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。
		7 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。
		8 所管施設の避難状況のとりまとめ及び報告に関すること。
		9 所管施設の被害状況の把握及び報告に関すること。
		10 所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。

管理部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
調 整 班	調 整 掛	1 災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。 2 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 3 命令及び決定事項の伝達に関すること。 4 各部及び部内各班、各掛との連絡調整に関すること。 5 京都府その他関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること。 6 ライフライン関係機関との連絡調整に関すること。 7 報道機関への発表に関すること。 8 本部会議に関すること。
	情 報 連 絡 掛	1 気象、災害、被害状況その他情報の収集取りまとめに関すること。 2 各町連絡掛、避難所、その他関係方面との連絡に関すること。 3 対策本部内の連絡に関すること。
	渉 外 掛	1 渉外に関すること。 2 各種陳情の応接並びに被災地の慰問に関すること。 3 特に命ぜられた事項に関すること。
	記 録 広 報 掛	1 災害記録に関すること。 2 広報に関すること。 3 プレスセンター及び報道機関との連絡に関すること。
	各 町 連 絡 掛	1 所属待機所に待機し、その地区の災害状況の調査速報に関すること。 2 地元関係機関と協調、応急救助措置に関すること。
	避 難 所 開 設 掛	1 避難所設置並びにその運用に関すること。
	ト レ ー ラ ー け ん 引 掛	1 トイレトレーラーのけん引による被災地支援等に関すること。

(資料編 震災2-1-1-2)

管理部（続き）

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
消 防 班	庶 務 掛	1 消防団及び水防団に関すること。 2 消防団及び水防団に係る資機材の点検、整備及び確保に関すること。 3 京都中部広域消防組合との連絡調整に関すること。 4 消防協力援助者に関すること。 5 その他特命に関すること。
	予 防 掛	消防団、水防団に係る次の事務を行う。 1 火災予防の対策に関すること。 2 広報活動に関すること。 3 警備等の伝達に関すること。 4 情報の収集に関すること。
	消 防 掛	消防団、水防団に係る次の事務を行う。 1 災害防御の対策に関すること。 2 災害現場の活動に関すること。 3 人命救助及び避難誘導に関すること。 4 災害情報の連絡に関すること。 5 資器材の配分に関すること。 6 消防機械器具の整備保全に関すること。
動 員 班	動 員 連 絡 掛	1 対策本部要員の動員に関すること。 2 対策本部要員の給与及び健康管理に関すること。 3 対策本部要員の給食及び給水に関すること。 4 他の地方公共団体等からの応援及び受援の連絡調整に関すること。 5 他の地方公共団体等からの職員の派遣要請に関すること。 6 調整会議の開催や応援者への配慮を円滑に行うため、災害対策本部動員班、調整班、避難支援班による「受援本部」の設置、運用に関すること。
調 達 班	調 達 掛	1 応急資材及び救護物資の調達、搬送に関すること。 2 庁用応急物資の調達管理に関すること。 3 市有財産の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 調達について関係各部各班との連絡調整に関すること。 5 調整会議の開催や応援者への配慮を円滑に行うため、災害対策本部動員班、調整班、避難支援班による「受援本部」の設置、運用に関すること。
	輸 送 掛	1 公用自動車の配車及び運行に関すること。
	出 納 掛	1 災害関係出納に関すること。

調査部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
調 査 企 画 班	調 査 企 画 掛	1 災害発生状況・被害状況の取りまとめ、被害状況資料の収集及び作成に関すること。 2 各調査関係班、掛との連絡調整に関すること。 3 り災者の証明に関すること。 4 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
調 査 班	調 査 掛	1 現地被害調査（人畜、家屋）に関すること。
財 政 班	財 政 掛	1 災害経費の取りまとめ並びに予算編成に関すること。
文 化 財 班	文 化 財 掛	1 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。

救助部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
救 助 第 1 班	救 助 第 1 掛	1 災害救助法（昭和22年法律第108号）の運用に関するこ と。 2 救助に必要な情報収集及び救助実施状況の調査に関するこ と。 3 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関すること。 4 救護物資等調達の連絡に関すること。 5 慰問品、義援金の受入れに関すること。 6 日赤京都府支部との連絡調整に関すること。 7 災害ボランティアに関すること。 8 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。 9 その他、他部の所管に属さない救助に関すること。
救 助 第 2 班	救 助 第 2 掛	1 福祉関係施設の被害状況調査及び応急処置に関すること。
救 助 第 3 班	救 助 第 3 掛	1 災害時の要配慮者支援に関すること。 2 福祉避難所及び福祉避難コーナーの設置・運営に関するこ と。
避 難 支 援 班	物 資 配 分 掛	1 被災者に対する救援物資配分に関すること。 2 応援の受入れに関する各部各班との調整、受援に関するこ と 3 調整会議の開催や応援者への配慮等を円滑に行うため、災 害対策本部動員班、調達班、避難支援班による「受援本部」 の設置、運営に関すること。
	避 難 者 支 援 掛	1 避難所の開設及び運営の支援に関すること。 2 避難者の給食に関すること。
衛 生 班	医 療 掛	1 災害医療情報の収集・把握に関すること。 2 応急救護所の開設及び救護班の編成並びに出動に関するこ と。 3 患者の収容及び救護に関すること。 4 医療機関との連絡調整に関すること。 5 医薬品・医療用資材の確保及び供給要請に関すること。 6 後方医療体制の要請に関すること。 7 避難所巡回による健康状態チェックに関すること 8 エコノミークラス症候群予防のための健康指導に関するこ と。 9 低栄養予防など避難者の食生活指導に関すること。
	防 疫 掛	1 感染症予防に関すること。

環境部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
清 掃 班	清 掃 掛	1 廃棄物の処理及びその指導監督に関すること。 2 関係各部各班との連絡調整に関すること。 3 汚物の処理に関すること。

経済部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
農 林 班	農 林 掛	1 農業関係被害状況調査に関すること。 2 農作物及び農機具等の応急処置指導並びに薬品の確保に関すること。 3 家畜の退避及び防疫指導並びに飼料及び医薬品の確保に関すること。 4 林道森林の被害状況調査に関すること。 5 林道の復旧指導に関すること。 6 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
農 地 班	農 地 掛	1 農地、農業用施設等の被害状況及び応急復旧指導に関すること。 2 農業施設の整備点検及び管理指導に関すること。
商 工 班	商 工 掛	1 商工観光関係被害状況の調査に関すること。 2 商工観光業者に対する応急措置に関すること。 3 被災者の応急復旧資材の確保及び生活必需物資の供給対策に関すること。 4 商工関係機関に対する連絡及び要請に関すること。

土木部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
都 市 計 画 班	都 市 計 画 掛	1 宅地造成地等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災宅地危険度判定の実施に関すること。 3 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
都 市 整 備 班	都 市 整 備 掛	1 公園等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
桂 川 ・ 道 路 交 通 班	桂 川 ・ 道 路 交 通 掛	1 公共交通機関等の被害状況及び連絡調整に関すること。 2 交通情報の収集に関すること。 3 交通関係機関との連絡調整に関すること。 4 国・府等が管理する道路、橋梁、河川等の被害状況調査に関すること。 5 急傾斜地の被害状況調査に関すること。 6 道路規制等道路の交通情報の収集に関すること。
土 木 管 理 班	土 木 管 理 掛	1 道路、橋梁、河川等の整備点検に関すること。 2 道路、橋梁、河川等の被害状況及び道路、橋梁の通行可否の調査に関すること。 3 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関すること。 4 建設関係業者との連絡に関すること。
建 築 住 宅 班	建 築 住 宅 掛	1 市有建造物（建設中のものを含む。）の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 市営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 被災住宅の応急修理対策及び指導に関すること。 4 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 5 応急仮設住宅の確保に関すること。

上下水道部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
水道班	給 水 掛	1 飲料水の供給に関すること。 2 飲料水の消毒に関すること。 3 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
	施 設 掛	1 水道施設の被害状況の調査に関すること。 2 水道施設の整備点検に関すること。 3 水道施設の応急復旧に関すること。
下水道班	下 水 道 掛	1 下水道施設の被害状況の調査に関すること。 2 下水道施設の整備点検に関すること。 3 下水道施設の応急復旧に関すること。

病院部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
総 務 班	総 務 掛	1 市立病院救護班の編成及び出動に関すること。 2 市立病院救護班の移動及び輸送に関すること。 3 後方医療体制の確保に関すること。 4 医療用資機材の確保に関すること。 5 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。
医 事 班	医 事 掛	1 医療及び救護に関すること。 2 救護所の設置及び運営に関すること。 3 地域災害医療センター及び医療機関との連携に関すること。

教育部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
教育総務班	教育総務掛	1 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 教育部が行う応急救助に必要な調査、報告及び各種資料の収集に関すること。 3 教育関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。 5 児童及び生徒の救護に関すること。 6 学用品、教科書の調達及び配分に関すること。 7 学校施設の避難所開設に係る連絡調整に関すること。 8 避難支援班の応援に関すること。
	給 食 掛	1 学校給食及び炊出しの実施に関すること。
社会教育班	社会教育掛	1 社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 社会教育団体との協力及び活動の連絡調整に関すること。

議会部

班	掛・担当要員	主 な 事 務 分 掌
議 会 班	渉 外 連 絡 掛	1 議員に対する連絡、応接に関すること。 2 被災地の慰問に関すること。 3 関係各部各班との連絡調整に関すること。

(4) 閉鎖基準

- ① 市域において、災害発生のおそれが消したとき。
- ② 本部長（市長）が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。
- ③ 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長（市長）が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した体制（災害警戒本部体制）に移行する。

(5) 設置及び閉鎖の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は閉鎖した場合は、各部、知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

(6) 決定事項の通知

災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度管理部長が防災関係機関に通知する。また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により、速やかに各職員に周知徹底を図る。

(7) 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎 6 階 602・603 会議室に置く。ただし災害の規模その他の状況によって応急対策の推進を図る必要がある場合は、市役所内以外の別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、管理部調整班は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

(8) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、会議室入口に「亀岡市災害対策本部」の標識を掲示する。

(9) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長があたり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、亀岡市災害対策本部条例の規程により副本部長が代理する。

また、本部長（各部長）及び班長の代行は、各部の副部長及び副班長とする。

3. 動員基準

- (1) 本部要員並びに各要員の配備は、別に定める亀岡市災害対策本部等活用計画によるものとする。
- (2) 各部長は部内を調整して、あらかじめ必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に周知徹底するものとする。
- (3) 各班長（必要に応じ副班長）は、配備指令に直ちに응じられるよう、所属の職員について、あらかじめ 1 号配備から 2 号動員までの指令ごとの出勤職員を把握しておき、各職員に周知徹底する。
- (4) 本部長は、災害の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、動員数の増減を指示することができる。

② 非常招集の方法

ア 震度6弱以上の地震が起こった場合の職員の動員については、通信の途絶のため伝達の困難と交通の途絶のため登庁に時間を要すること等を考慮し、市内在住の職員及び市外の者であっても徒歩登庁の可能な職員について、日常から所要時間、経路等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに登庁するものとする。

イ 通信網の途絶等により、配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、2号動員が出されたものとする。

③ 非常招集を免除する者

ア 病気により許可を受けて休暇中の者。

イ 所属長がやむをえない理由のため招集できないと認めた者。

④ 参集場所

ア 一般職員

自己の指定参集場所とする。

イ 各町要員（各町連絡掛）

各町要員の指名を受けている職員は、待機場所に参集する。

⑤ 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(4) 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに府に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また各班長は非常招集した場合、氏名、時刻等を部長に報告し、部長は動員班を経由して、市長に報告する。

(5) 人員の確保

① 1号動員の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を管理部動員班へ報告する。

② 2号動員の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を管理部動員班に要請する。この場合、管理部動員班は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

(6) 災害時における本部要員の服務

① 本部要員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

- ② 本部要員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参加しなければならない。

(7) 出動指令の決定

本部要員の災害出動は、配備の区分に従い本部長が決定し指令を出すものとする。

5. 福利厚生

管理部動員班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、交代要員等の確保を図るなど、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊施設等の指定

① 宿泊及び仮眠施設

宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等を随時借り上げによって確保する。

② 宿泊施設の確保

ア 宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理、調整を行う。

イ 派遣職員の宿泊施設については、その必要数を確保する。

(2) 夜食等の調達

災害対策従事者への夜食等の配給については、管理部調達班と連携し、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

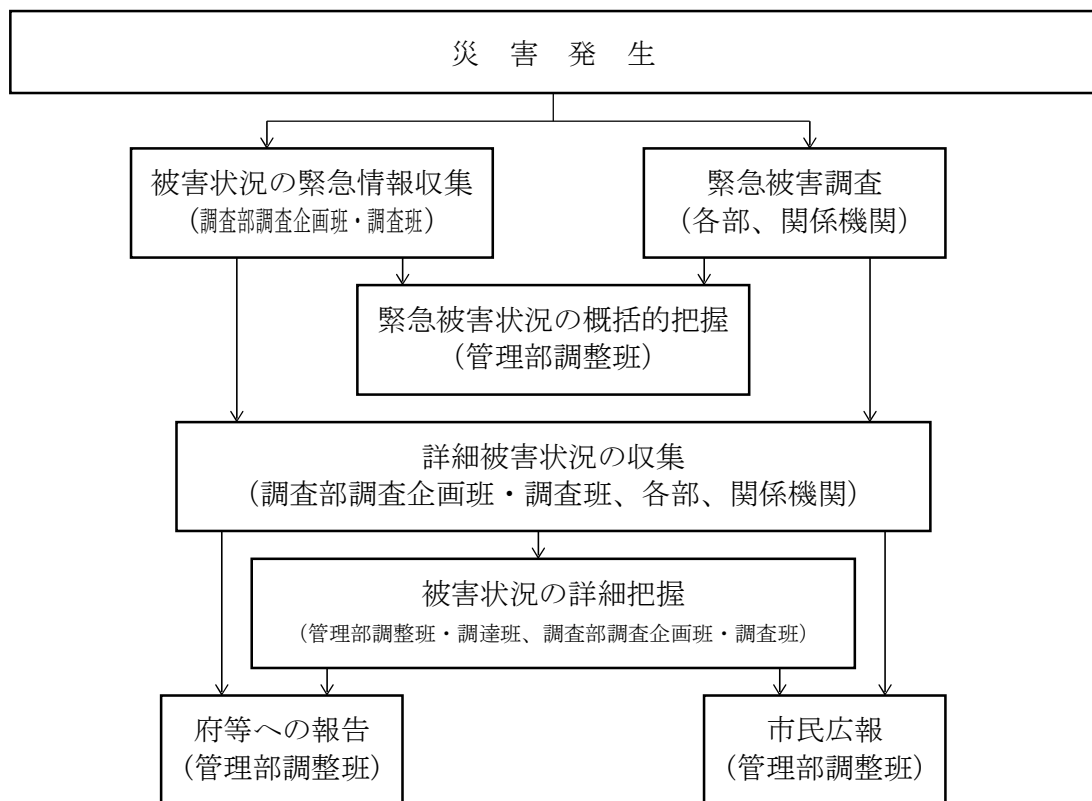
6. 水防組織

地震の発生により、水防活動の必要性が生じたときは、風水害等対策計画編、第2編風水害等応急対策計画、第1章災害警戒期の活動、6水防組織に準じて対処する。

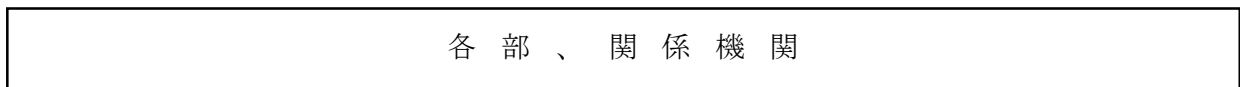
第2節 情報の収集・伝達

地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもとに、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

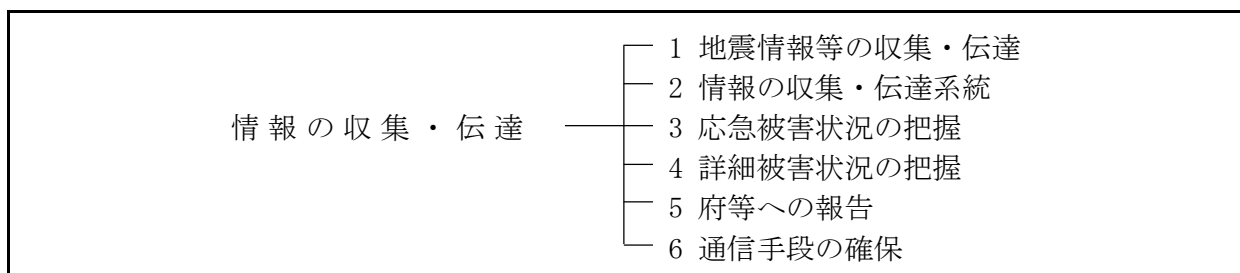
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

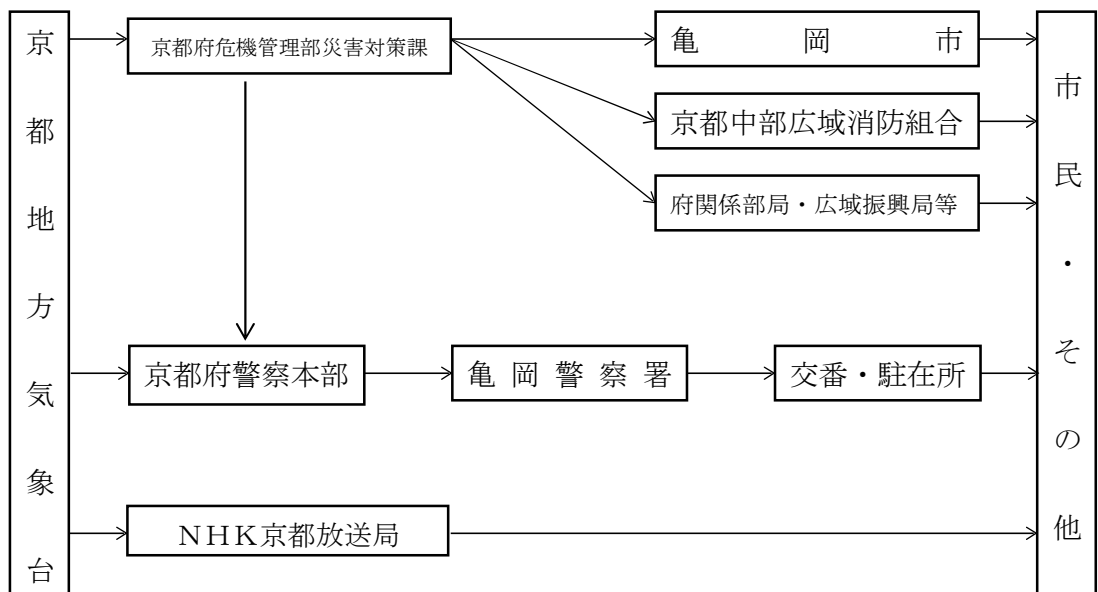
1. 地震情報等の収集・伝達

(1) 地震情報

【地震に関する情報の種類】

情 報 の 種 類		情 報 の 内 容
地震に関する情報	緊急地震速報	一般向けの情報では、最大震度5弱以上が予測された場合に発表。情報の内容は、震度4以上が予測される地域名（全国を188に分割）と地震の発生時刻、震源の推定位置、震源の地名。
	震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	遠地地震の震源・震度に関する情報	国外で発生したマグニチュード7.0以上の地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）の情報を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した地震について、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

管理部調整班は、庁舎設置の計測震度計端末機を速やかに確認したのち、府衛星通信系防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、京都地方気象台等の発表する気象情報を速やかに収集する。



(2) 火災情報

- ① 火災発生 の 通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。
- ② 電話不通時は、市民から各消防署等への通報及び各町連絡掛の情報による。

(3) 異常現象の発見及び通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市又は警察署に通報する。

2. 情報の収集・伝達系統

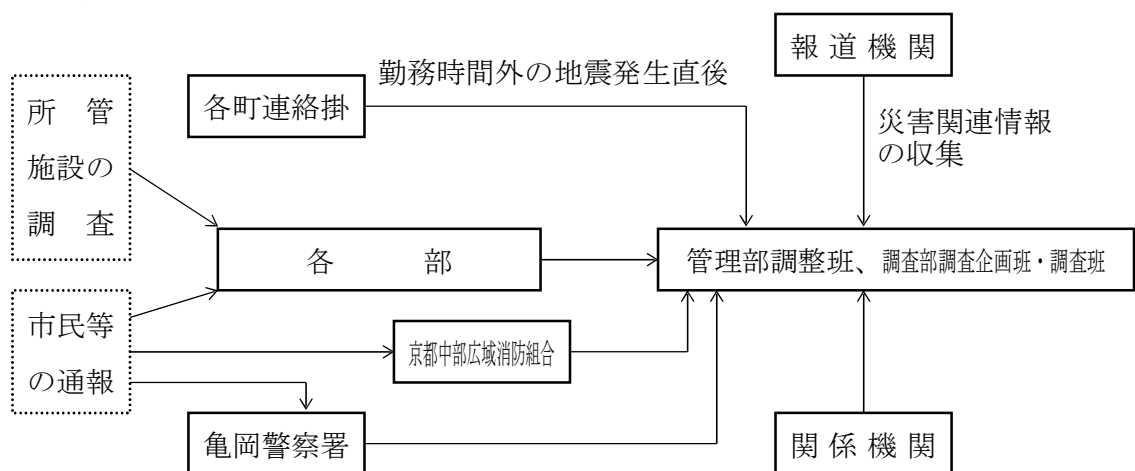
収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関の間に迅速かつ的確に伝達できる系統を確保する。

(1) 情報の収集・伝達手段

- ① 市デジタル移動通信システム（防災行政無線）、市緊急情報通信システム（J-ALERT）、府防災情報システム
- ② 電話、ファクシミリ、防災情報かめおかメール、インターネット等の通信手段
- ③ バイク、自転車を用いた伝令
- ④ 近畿総合通信局から防災無線及び衛星携帯電話の借受

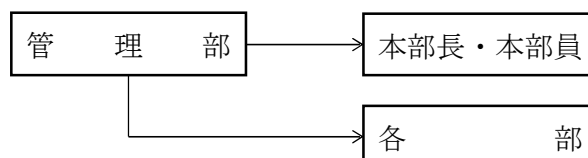
(2) 情報収集・伝達系統

① 情報収集系統

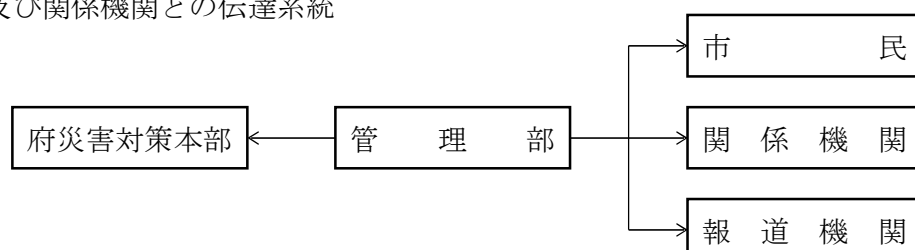


② 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



3. 応急被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から把握する。

(1) 被害状況の緊急情報収集

各実施担当者は、収集した情報を管理部調整班、調査部調査企画班・調査班に報告する。

① 実施担当者と収集すべき情報

ア 管理部調整班

関係機関から概括的な被害情報収集を行うとともに、テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。また、各町連絡掛からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。

イ 救助部救助第1班

市民からの電話通報等によって、概括的な被害情報収集を行う。

ウ 救助部衛生班

医療機関で治療を受けている傷病者等の情報収集を行う。

エ 各町連絡掛

自治会長等と連携をとり、担当地域の概括的な被害情報収集を行う。

② 情報収集の手段

ア 防災行政無線を用いる。

イ 電話、ファクシミリ、インターネット等を用いる。

(2) 緊急被害調査

各実施担当者は、調査した被害状況を管理部調整班に報告する。

① 実施担当者

ア 各町連絡掛

あらかじめ定められた地区の被害調査を実施する。調査結果は、管理部調整班に報告する。

イ 各部各班

事務分掌に基づき、概括的な被害調査を実施する。

② 調査内容

ア 概括的被害状況調査

イ 道路・橋梁等被害状況調査

ウ 公園、街路等被害状況調査

エ 河川・ため池等被害状況調査

オ 土砂災害警戒区域等危険箇所調査

カ 水道施設・下水道施設の被害状況調査

キ 建物の被害状況調査

ク その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

③ 調査の手段

市が所有する車両の乗り合い利用、バイク・自転車、徒歩等とする。

(3) 被害情報の概括的把握

管理部調整班及び調査部調査企画班・調査班は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。

把握すべき情報は次のとおりである。

- ① 災害情報
- ② 市民の安否等に関する情報
- ③ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- ④ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
- ⑤ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- ⑥ 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
- ⑦ 産業等施設の被災の有無に関する情報（対策・復旧活動支援、市民の生活基盤）

4. 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

(1) 各部所管施設の被害状況の把握

- ① 各部各班は、所管施設の被害状況を調査し、管理部調整班、調査部調査企画班・調査班へ報告する。
- ② 各部各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに調査部調査企画班・調査班へ報告する。
- ③ 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(2) 把握する内容

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

把握する内容		担当部・班
人的被害	死者、安否不明者、行方不明者の状況	調査部調査企画班・調査班
	負傷者の状況	調査部調査企画班・調査班
住家被害	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・一部損壊の状況	調査部調査企画班・調査班
	被災建築物応急危険度判定	土木部都市計画班・建築住宅班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	管理部調達班・各部各班
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	調査部調査企画班・調査班
その他被害	農作物、家畜、林道森林の被害状況	経済部農林班
	田畑、ため池、水路の被害状況	経済部農地班
	文教施設の被害状況	教育部教育総務班・社会教育班
	文化財の被害状況	調査部文化財班
	医療機関の被害状況	救助部衛生班
	道路、橋梁の被害状況	土木部桂川・道路交通班 〃 土木管理班
	河川の被害状況	土木部桂川・道路交通班 〃 土木管理班
	水道施設の被害状況	上下水道部水道班
	下水道施設の被害状況	上下水道部下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	環境部清掃班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	調査部調査企画班・調査班
	り災状況	り災世帯数、り災者数
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部教育総務班・社会教育班
	農業施設の被害金額	経済部農地班
	農林、商工の被害金額	経済部商工班・農林班
	その他公共施設の被害金額	各部・管理部調達班
避難状況、 応急対策の 状況	避難場所の状況	調査部調査企画班・調査班
	応急給水	上下水道部水道班
	救助物資等の需要	救助部救助第1班、避難支援班
	給食の状況	教育部教育総務班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	救助部衛生班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	管理部調整班、 調査部調査企画班・調査班

(3) 被害状況の集約

① 情報の集約

管理部調整班及び調査部調査企画班・調査班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等の作成

② 被害情報等の整理

管理部調整班及び調査部調査企画班・調査班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、管理部調整班は、府に対して応援要請を行う。

(資料編 震災 2－1－2－1・2)

5. 府等への報告

地震が発生し、災害対策本部を設置した場合又は報告の必要があると認められる場合にはその状況を府に報告する。

ただし、市域で震度5強以上を観測した場合には、火災・災害等即時要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、第1報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く報告するものとする。

(1) 地震発生直後（災害概況即報）

① 地震発生直後に府に報告する内容

ア 人的被害

死者、安否不明者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）

イ 住家被害

全壊（全焼・流失）世帯数、大規模半壊（半焼）世帯数、中規模半壊世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数

ウ 災害対策上必要と認められる事項の概要

避難、救護の必要性、災害拡大のおそれ等

エ 災害対策本部設置の報告

災害対策本部を設置した場合は、設置した旨の報告

② 報告の方法

管理部調整班は、府防災情報システム、電話・ファクシミリ等によって報告する。

(2) 被害状況等報告（被害状況報告・被害確定報告）

① 詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応

地震発生直後の府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。

② 報告の方法

管理部調整班は、府防災情報システム、電話・ファクシミリ等によって報告する。

③ 応急措置完了後の対応

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。また、被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に被害確定報告を行う。

（資料編 震災2-1-2-3）

6. 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

(1) 無線通信機能の点検及び復旧

管理部調整班は、地震発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

(2) 連絡先の変更等

各部は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに管理部調整班及び関係機関に修正の報告を行う。

(3) 電気通信設備の利用

① 電気通信事業者への要請

管理部調整班は、NTT 西日本株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常、緊急通話や非常緊急電報を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

② 優先利用

管理部調整班は、必要に応じて NTT 西日本株式会社に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(4) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

① 府、近隣市町との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、孤立防止対策用衛星電話、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

② 関係機関との連絡

管理部調整班は、関係機関に対し、職員の派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

③ 消防電話・警察電話等の利用

管理部調整班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、京都中部広域消防組合又は亀岡警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

④ 非常無線通信の利用

管理部調整班は、有線電話が途絶し、かつ市防災行政無線、府防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 関係機関（警察、鉄道会社）が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ 非常通信関係防災関係機関が保有する無線

エ アマチュア無線等

⑤ 災害現場等出動者との連絡

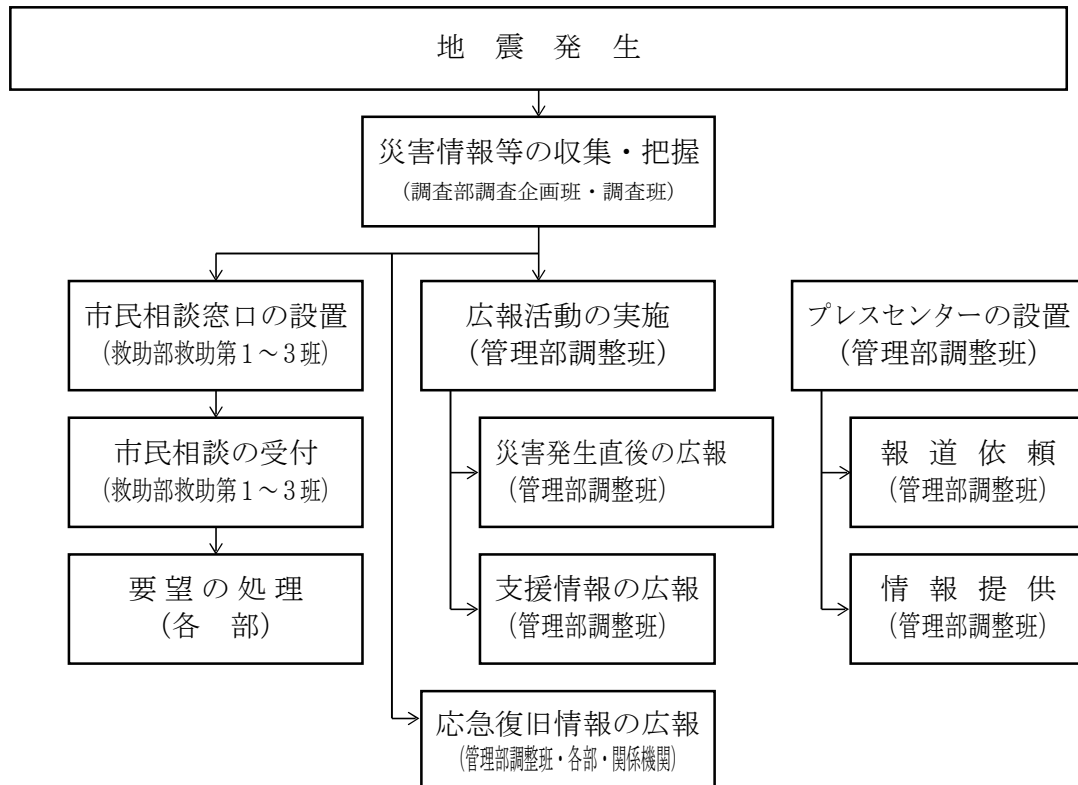
災害現場等に出動している各部職員との連絡は、電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

（資料編 震災2-1-2-4・5）

第3節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

管理部（調整班）・救助部（救助第1～3班）

《対策の体系》

災害広報・広聴対策

- 1 災害広報
- 2 報道機関への情報提供等
- 3 市民の各種相談窓口の設置

《対策の展開》

1. 災害広報

災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。

(1) 地震発生直後情報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- ① 地震の発生状況
- ② 市民のとるべき措置
- ③ 避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示等）
- ④ 医療・救護所の開設状況
- ⑤ 道路状況
- ⑥ その他市民の安全確保に必要なこと。（二次災害防止情報を含む）

(2) 応急復旧情報等の広報

- ① 避難所に関すること。
- ② 公共交通機関の情報
- ③ ライフライン施設の状況
- ④ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- ⑤ 公共土木施設等の状況
- ⑥ ボランティアに関する状況
- ⑦ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- ⑧ 被災者相談窓口の開設状況
- ⑨ その他必要事項

(3) 広報の手段

- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 市ホームページ、SNS
- ④ 防災情報かめおかメール
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ 市広報紙
- ⑦ 必要に応じ、警察署その他関係機関の広報車等による広報

(4) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、テレビの字幕放送や手話通訳、ファクシミリ、インターネットやSNS等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、要約筆記、点字、外国語等による広報活動に努める。

2. 報道機関への情報提供等

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

(1) 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報は、管理部調整班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

新聞・テレビ・ラジオ等については、亀岡市政記者クラブ及び府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づきその他の報道機関に対し報道要請する。

(2) 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し

適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。

【情報提供の主な項目】

- ① 災害発生場所及び発生日時
- ② 被害状況
- ③ 応急対策の状況
- ④ 住民に対する避難指示等の状況
- ⑤ 市民に対する協力及び注意事項
- ⑥ 支援施策に関すること。

(資料編 震災2-1-3-1)

3. 市民の各種相談窓口の設置

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 市民相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に特別相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

特別相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ① 水道・下水道の修理に関すること。
- ② 要配慮者対策等の福祉に関すること。
- ③ 被災証明書の発行に関すること。
- ④ 災害弔慰金等の支給に関すること。
- ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- ⑥ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること。
- ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
- ⑨ その他生活再建に関すること。

(3) 実施体制

- ① 各部から対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。
- ② 相談窓口の開設時には、広報紙等で市民へ周知する。

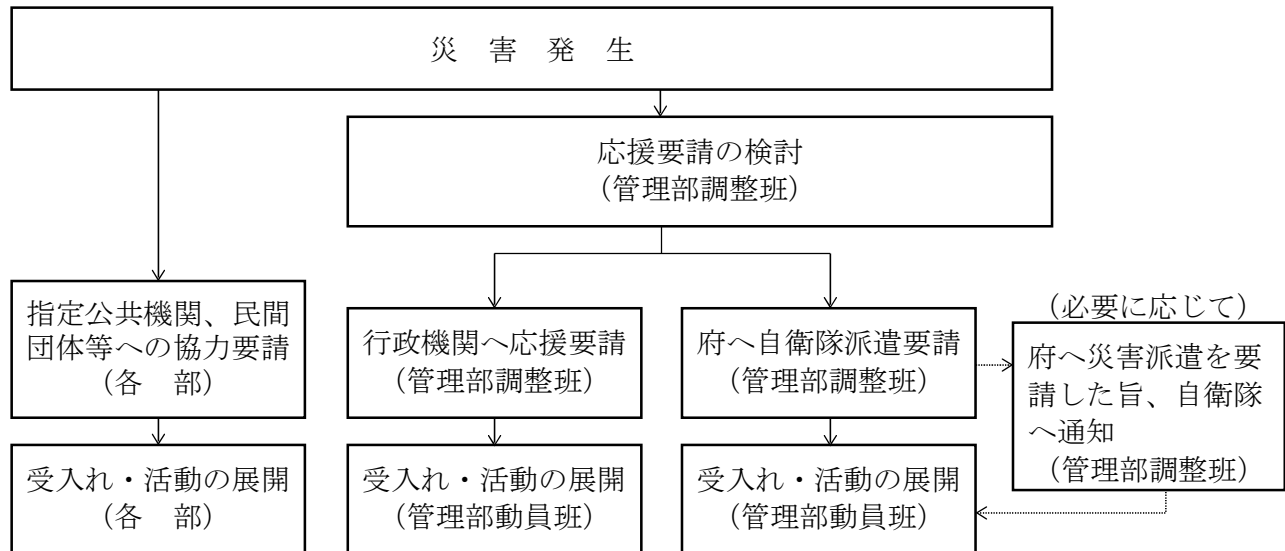
(4) 要望の処理

- ① 被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- ② 市民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第4節 応援の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに国・府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

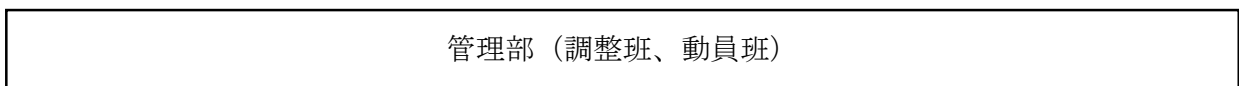
《応急対策の流れ》



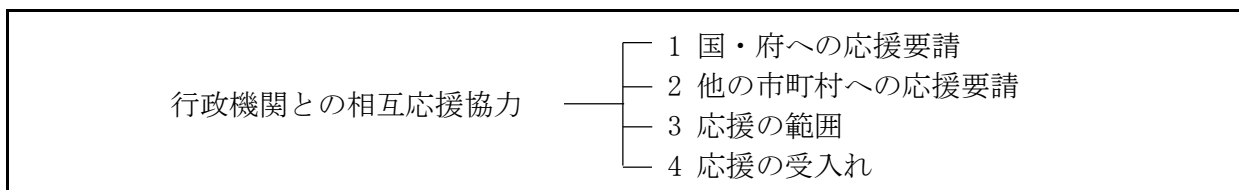
1. 行政機関との相互応援協力

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて国・府及び他の市町村に応援協力を求める。

《実施担当機関》



《対策の体系》

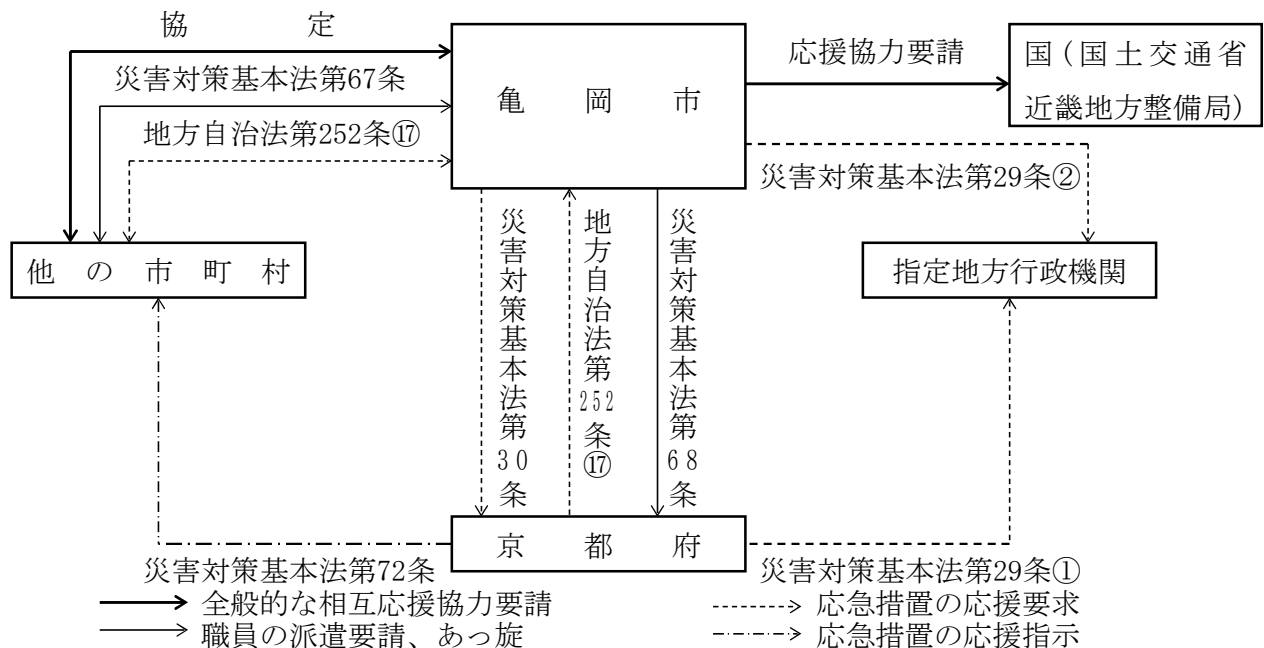


《対策の展開》

地震が発生した場合、国・府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力は、管理部調整班が窓口となる。

また、管理部動員班は、各部と連絡・調整のうえ、応援を受け入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



【総合的な応援要請】

要 請 先	要請の内容	根拠法令・協定等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項
京都府知事	1 指定行政機関及び指定地方行政機関の職員の派遣あつ旋要請 2 他の地方公共団体の職員の派遣あつ旋要請 3 応援の要求及び応急措置の実施要請 4 職員の派遣要請	災害対策基本法第30条1項 災害対策基本法第30条2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17 近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定
他の地方公共団体の長	1 応援の要請 2 職員の派遣要請 3 災害応援に関する協定等に基づく応援要請	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17
国（国土交通省近畿地方整備局）	1 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害時等の応援に関する申し合わせ

【業務別の応援要請】

応 援 協 定	調整担当部
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	環境部
災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る無償団体救援協定	環境部
日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	上下水道部
災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定	上下水道部

(1) 府への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあっ旋を求める。

また、本部長（市長）は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

【連絡先】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
京都府災害対策本部事務局 京都府危機管理部災害対策課	(直通) 075-414-4472	(直通) 075-414-4472
	京都府防災情報システム番号 8 (7) - 7 0 0 - 8 1 1 0	

【応援要請の内容等】

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 適用する法令、協定等
- ③ 応援を求める種類、数量、期間等
- ④ 活動内容
- ⑤ その他必要な事項

(2) 他の市町村への応援要請

災害時に他の市町村に応援を要請する場合は、関係法令等に基づき実施する。消防相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、府にあっ旋を要請するほか、他の市町村に応援を要請する。

① 応援の要請

消防相互応援協定締結市町は、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、事態が緊急を要する場合は、電話又はファクシミリにより応援要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

② 隣接地域の緊急応援

消防相互応援協定締結市町は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

(3) 国（国土交通省近畿地方整備局）への応援要請

亀岡市において、災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するため、被災直後等の緊急的な対応について、災害時等の応援に関する申し合わせに基づき、国土交通省近畿地方整備局に応援要請を行う。

【連絡先】

名 称	電 話
国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所	075-351-3300

【応援の内容】

- ① 情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む）
- ② 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- ③ 災害にかかる専門家の派遣
- ④ 車両、災害対策用機械等の貸し付け
- ⑤ 通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- ⑥ 通行規制等の措置
- ⑦ その他必要な事項

(4) 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- ① 被災者の食料その他生活必需品の提供
- ② 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- ③ 診療、検病、感染症患者の入院勧告及び措置その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- ④ 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- ⑤ 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- ⑥ 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- ⑦ 下水道工事のための職員の応援並びに資機材の提供
- ⑧ 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- ⑨ 消防、救急、水防活動の応援及び所要の資機材の提供
- ⑩ その他応急対策活動に必要な措置

(5) 応援の受入れ

本部長（市長）は、他の公共団体等への応援要請を行った場合は、関係部長に対し要請に基づき派遣された要員、物資等の受入れについて指示する。また、本部長又は応援を受けた関係部長は、他の公共団体等の派遣要員に活動の指揮を行う。

（資料編 震災2-1-4-1～4）

2. 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

《実施担当機関》

各 部 、 関 係 機 関

《対策の体系》

指定公共機関・民間団体等 に対する協力要請	└ 1 指定公共機関・民間団体への協力要請 └ 2 要請の方法 └ 3 要請の内容 └ 4 受入れ人員の宿泊場所
--------------------------	---

《対策の展開》

(1) 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

(2) 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対 象	応援協力要請の方法
指 定 公 共 機 関 指 定 地 方 公 共 機 関 公 共 的 団 体	必要な各部から管理部調整班を通じて要請
協 定 団 体 等	担当部から直接協力要請の後、管理部調整班へ報告

【応援協定】

協 定 名	協定の相手方	担 当 部
災害時におけるLPガス供給に関する協定書	一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部	管 理 部 救 助 部
大規模災害発生時における緊急対応に関する協定	亀岡建設業協会 亀岡市管工事業組合	経 済 部 土 木 部
災害時における飲料の提供協力に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	管 理 部 救 助 部
災害時における救急医療品の提供協力に関する協定	亀岡市薬剤師会	救 助 部
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	亀岡電気工事業協同組合	管 理 部 土 木 部

【応援協定】 つづき

協 定 名	協定の相手方	担 当 部
災害時等における物資の供給協力に関する協定	亀岡市商店街連盟 亀岡商業協同組合 京都農業協同組合 株式会社平和堂 イオンリテール株式会社 株式会社マツモト	管 理 部 救 助 部
災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定	京阪京都交通株式会社	管 理 部 救 助 部
災害医療救護活動に関する協定	亀岡市医師会	救 助 部
災害時における段ボール製簡易ベッド等の支援協力に関する協定	セツカートン株式会社	管 理 部 救 助 部
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	京都府石油商業組合亀岡支部 全国農業協同組合連合会京都府本部亀岡燃料センター	管 理 部 救 助 部
災害時における亀岡市と亀岡市内郵便局の相互協力に関する協定	日本郵便株式会社亀岡郵便局 日本郵便株式会社亀岡部会	管 理 部 救 助 部
大丹波連携推進協議会構成市町による災害時等相互応援に関する協定	福知山市 綾部市 南丹市 京丹波町 丹波篠山市 丹波市	管 理 部 救 助 部
災害時相互応援に関する協定	高槻市	管 理 部 救 助 部
災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害への支援に関する協定	亀岡市登録手話通訳者会 口丹聴覚障害者協会亀岡支部	管 理 部 救 助 部
災害時などの応援に関する申し合せ	国土交通省近畿地方整備局	管 理 部 土 木 部
避難所における特設公衆電話の設置利用に関する協定	西日本電信電話株式会社京都支店	管 理 部
亀岡市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	上下水道部
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会	管 理 部 調 査 部
災害等における緊急時の協力に関する協定	第一環境株式会社関西支店	上下水道部

【応援協定】 つづき

協 定 名	協定の相手方	担 当 部
大規模災害発生時における緊急対応に関する協定	亀岡市管工事業組合 亀岡市上下水道管工事業協同組合	上下水道部
災害時における臨時避難所施設利用に関する協定	小城製菓株式会社	管 理 部 救 助 部
災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定	高石機械産業株式会社	管 理 部 土 木 部
日本水道協会京都府支部水道災害等相互応援に関する覚書	京都市公営企業管理者上下水道局長等	上下水道部
災害時における輸送業務等に関する協定	京都タクシー株式会社	管 理 部 調 査 部 救 助 部
災害発生時における応急対策に関する協定	亀岡市造園事業協同組合	管 理 部 土 木 部
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社	環 境 部
緊急時における感染症防止対策に係るマスクの優先供給に関する協定	株式会社山口精機製作所	管 理 部 救 助 部
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	管 理 部
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン関西支社	管 理 部
災害時におけるクロレラの調達に関する協定	サン・クロレラジャパン株式会社	管 理 部
災害時における物資の供給に関する協定	コーナン商事株式会社	管 理 部
亀岡市の安心で住みよいまちづくりに向けた連携に関する協定 (包括協定)	アサヒ飲料株式会社	管 理 部
災害発生時における応急対策に関する協定	亀岡市森林組合	経 済 部
災害時における京都府立京都スタジアムの利用に関する協定	京都府 合同会社ビバ&サンガ	管 理 部
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	管 理 部
災害時相互応援に関する協定	能勢町	管 理 部 救 助 部
災害時相互応援に関する協定	豊能町	管 理 部 救 助 部
大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	関西電力送配電株式会社 京都支社	管 理 部

セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会における災害時相互応援に関する申合せ	十和田市、厚木市、豊島区、松原市、久留米市、秩父市、鹿児島市、郡山市、さいたま市、都留市	管 理 部 救 助 部
「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定	一般社団法人 助けあいジャパン	管 理 部
災害時における緊急退避場などとしての施設使用に関する覚書	国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所	管 理 部
災害時における一時避難所の提供に関する協定	亀岡市仏教会	管 理 部
災害時における損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社 京都支店	管 理 部
亀岡市災害時における物資調達に関する協定	プラス株式会社ジョインテックスカンパニー	管 理 部
災害時における物資調達に関する協定	スギホールディングス株式会社	管 理 部
災害時における福祉用具など物資の供給など協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	救 助 部

(3) 要請の内容

①災害の状況及び協力を要請する理由 ②適用する協定等 ③協力を求める種類、数量、期間等 ④活動内容 ⑤その他、必要な事項
--

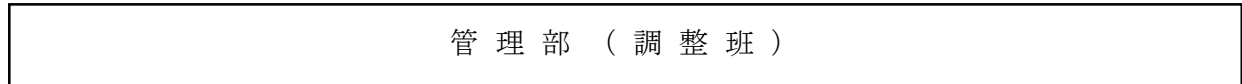
(4) 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、状況を勘案しながら適宜確保する。

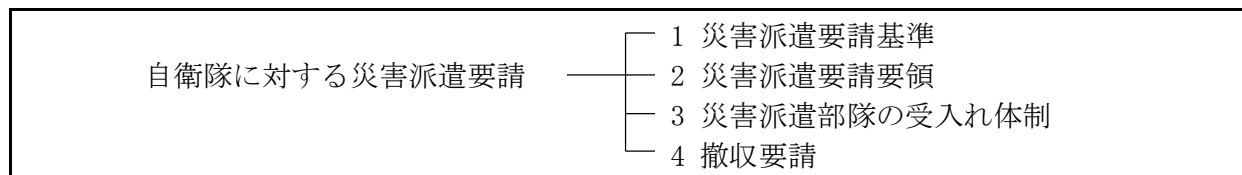
3. 自衛隊に対する災害派遣要請

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

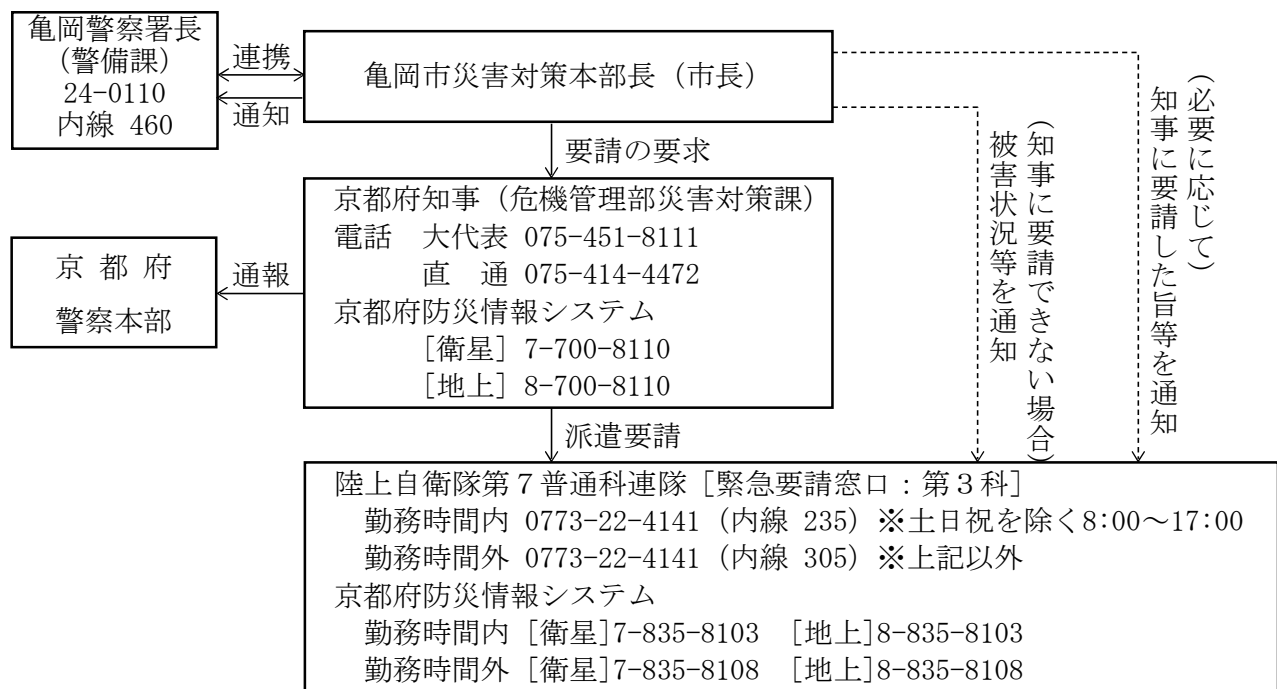
《実施担当機関》



《対策の体系》



【派遣要請系統図】



《対策の展開》

亀岡市災害対策本部長 (市長) は、自衛隊の応援が必要であると判断した場合、知事に対し派遣要請を依頼する。この場合において、その旨及び地域に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。その際、事後速やかにその旨を知事に通知する。

ただし、通信の途絶等により、知事に自衛隊派遣の要請を要求できない場合は、指定部隊等の長にその内容を通知し、事後速やかにその旨を知事に通知する。

(1) 災害派遣要請基準

災害派遣の要請基準は、次のとおりとする。

人命救助（患者輸送、遺体輸送含む）	
被災者の生活支援	炊飯支援
	給水支援
	入浴支援
	医療支援
	天幕・毛布の提供
	輸送支援（人材、物資）
	市民に対する情報の提供
復旧支援	道路の啓開
	がれきの処理
	倒壊家屋の撤去
その他	現地における野外航空管制

(2) 災害派遣要請要領

亀岡市災害対策本部長（市長）は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、文書によるものとし、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請の要求を行い、亀岡警察署長にも通知する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。
- ② 派遣部隊及び府との連絡職員を指名する。
- ③ 作業実施期間中は現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して作業の推進を図る。
- ④ 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるように努める。

(4) 撤収要請

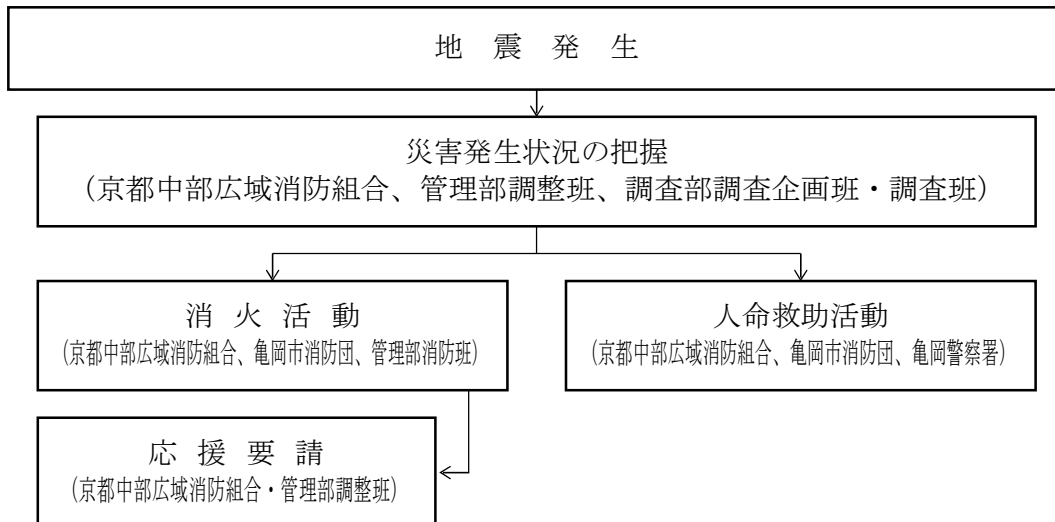
救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、本部長（市長）は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

（資料編 震災2－1－4－5・6）

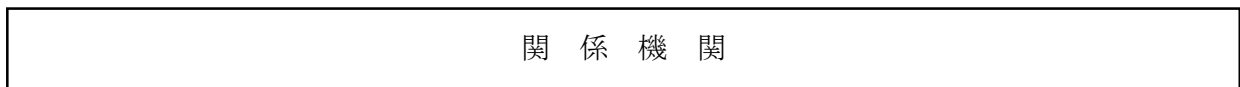
第5節 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

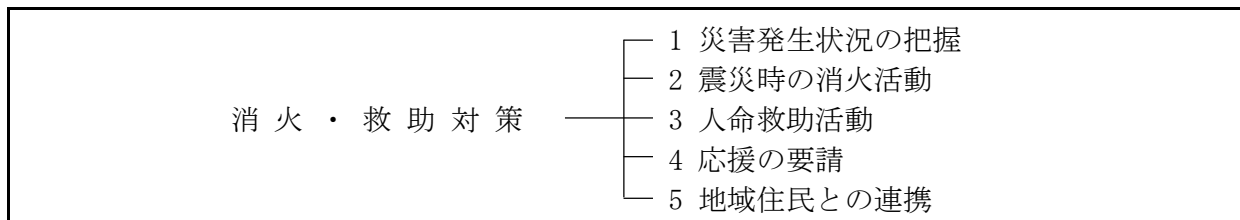
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 災害発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

(1) 情報の収集

管理部調整班は、京都中部広域消防組合及び調査部調査企画班・調査班との連携とともに、市民からの通報等によって、情報把握に努める。

(2) 府等への報告

地震等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生し、京都中部広域消防組合への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに府に報告する。ただし、航空機火災、トンネル内車両火災及び列車火災については、第1報を府だけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

2. 震災時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 出動体制

消防隊の出動体制については、市域における火災及び地震災害の状況に応じて、風水害等対策計画編の第2編第1章第2節「組織動員」に定めるところによる。

(2) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(3) 火災防御活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	当該火災に対応できる装備によって優先して対応する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(4) 火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数隊で防御する。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防御活動	広域避難場所の安全確保のみを目的とする。

(5) 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

- ① 部隊運用
 - ア 出動部隊数の調整
 - イ 活動部隊数の合理化と無線統制
 - ウ 消防団との連携強化
- ② 部隊の確保
 - ア 非常招集による緊急増強隊の編成
 - イ 他市町消防応援隊の要請及び活用
- ③ その他
 - ア 出動体制の迅速化
 - イ ホースの確保
 - ウ 防火水槽、自然水利等の活用
 - エ 広 報
- (6) 広域断水時火災の防御対策
 - ① 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
 - ② タンク車の優先出動と活動
 - ③ 有効かつ的確な水利統制
 - ④ 機械性能の保持と積載ホースの増強
 - ⑤ 広報車等の巡回による警戒体制の確立
 - ⑥ 火気使用者に対する啓発
 - ⑦ 危険区域の重点立入禁止措置
- (7) 大規模市街地火災の防御対策
 - ① 初動体制の確立
 - ② 火災態様に応じた部隊配備
 - ③ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
 - ④ 延焼阻止線の設定
 - ⑤ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動
- (8) 高層建築物等火災の防御対策
 - ① 活動期における出動隊の任務分担
 - ② 排煙、進入時等における資機材の活用
 - ③ 高層建築物等の消防用設備の活用
 - ④ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
 - ⑤ 水損防止
- (9) 二次火災の防御

地震発生から数時間～数日後に発生する地震に関連した火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

3. 人命救助活動

管理部調整班は、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署と相互に連携し、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針

- ① 京都中部広域消防組合と亀岡警察署とは、相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたるとともに、京都中部広域消防組合は、必要に応じて京都府広域消防相互応援協定締結の市町に応援を要請する。
- ② 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、必要とする現場に配置する。
- ③ 京都中部広域消防組合、亀岡警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

(2) 活動の要領

- ① 重傷・重体者の救出を優先する。
- ② 被害拡大の防止を実施する。
- ③ 傷病者の救出を実施する。
- ④ 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- ⑤ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

4. 応援の要請

(1) 京都府広域消防相互応援協定に基づく応援要請

亀岡市災害対策本部長（市長）又は京都中部広域消防組合は、地震による災害の拡大が著しく、京都中部広域消防組合では十分に消火活動、人命救助・救出活動が実施できない場合、京都府広域消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 知事への応援要請

亀岡市災害対策本部長（市長）は、大規模な災害の発生により、必要な場合は、京都府広域消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

亀岡市災害対策本部長（市長）は、地震等の大規模災害時に、京都中部広域消防組合、亀岡市消防団及び京都府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防長と協議の上、速やかに知事を通じ消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

（資料編 震災2-1-5-1・2）

5. 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、京都中部広域消防組合又は亀岡市消防団が災害現場に到着する

までの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

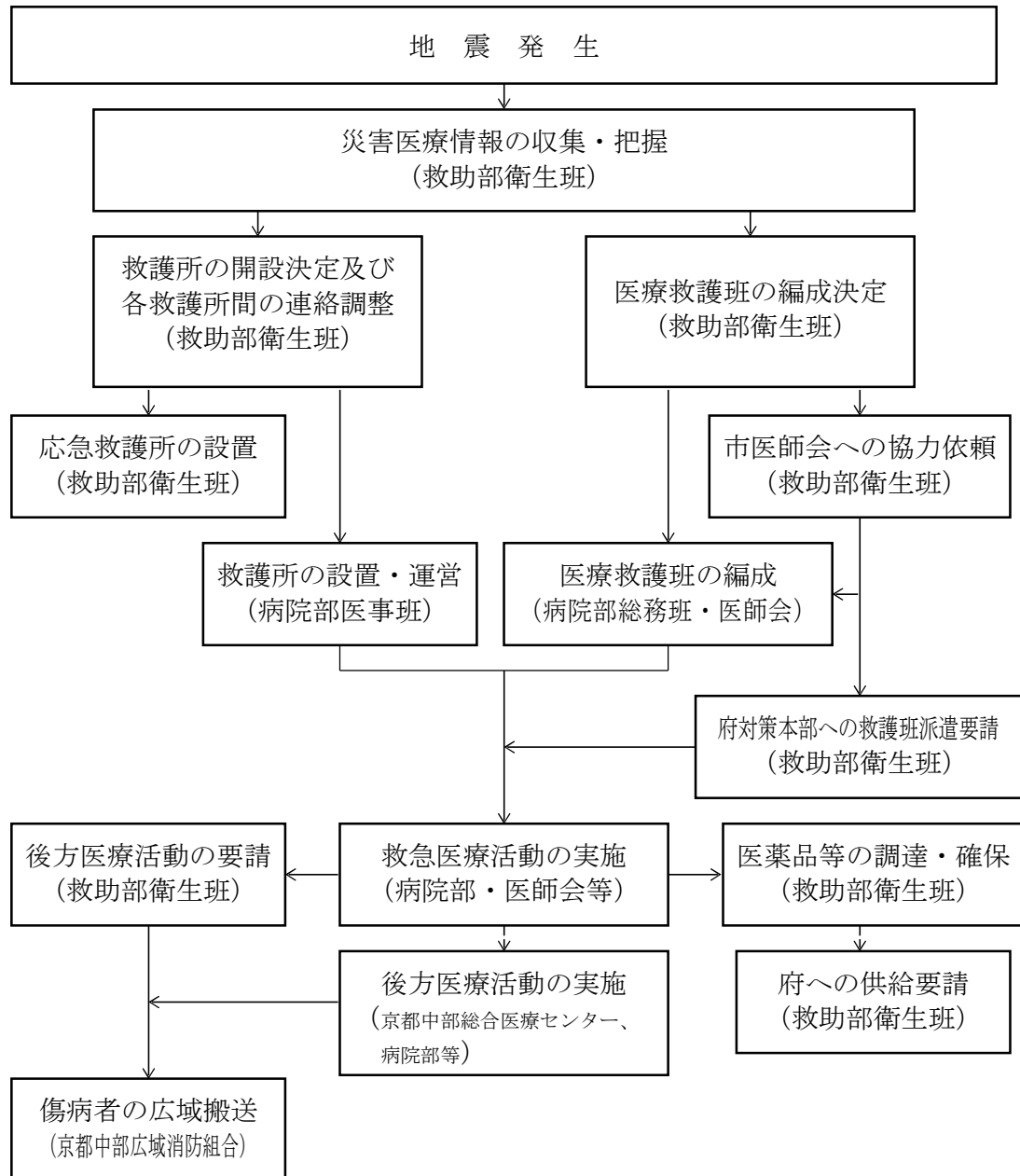
また、京都中部広域消防組合及び亀岡市消防団は、必要に応じて住民、自主防災組織、自治会等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

(資料編 震災2-1-5-3～7)

第6節 救急医療

医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。

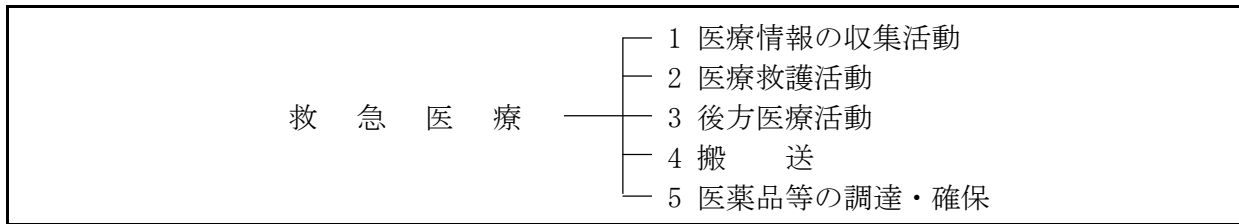
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

救助部（衛生班）、病院部、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 医療情報の収集活動

救助部衛生班は京都中部広域消防組合と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、ホットライン等で医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

2. 医療救護活動

被災市民に対する災害医療対策は、災害状況に応じて救助部衛生班が救護所の開設及び医療救護班の編成を決定し、病院部が市立病院の医師、看護師等により市立病院医療救護班を編成する。同時に救助部衛生班は、亀岡市医師会等の協力を得て、地域医療救護班を編成する。ただし、亀岡市医師会へ地域医療救護班の編成を要請する際において、通信の途絶等により要請できない場合、亀岡市医師会は、要請によらず医療救護活動を行うことができる。なお、その場合においては、事後速やかにその旨を報告する。

(1) 救護所の設置

傷病者の収容にあたっては、公的病院、民間の病院等を災害の実態に即して活用するが、次のような場合には中学校等に救護所を設置する。なお、災害の状況により負傷者が多数発生している災害現場の間近に応急救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、現地医療機関だけでは対応しきれない場合。
- ② 傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合。
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合。

(2) 医療救護班の体制

- ① 市立病院医療救護班及び地域医療救護班の編成及び構成は医師2名、看護師2名、事務職員1名の計5名で1班を構成し、3班編成とするが、災害の規模等の状況に応じて増班する。

なお、市立病院医療救護班は、原則1班編成とする。

- ② 救護班が不足する場合は、府に救護班の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の活動の範囲

- ① 傷病者の重症度の判定（トリアージ）を実施し、判定結果をトリアージタグに明示する。

- ② 重症患者に対する救急救命処置の実施
- ③ 後方医療機関への転送の要否判定及び順位付け
- ④ 転送困難な患者及び軽易な患者に対する医療
- ⑤ 死亡の確認
- (4) 応援医療救護班の受入れ等

救助部衛生班は、応援医療救護班の受入れを行い、救護所等への配置調整を行う。

3. 後方医療活動

市内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

(1) 地域災害医療センター

災害時の後方医療の拠点である地域災害医療センター（京都中部総合医療センター）において医療活動を実施する。

(2) 市災害医療センター

市立病院を市災害医療センターと位置付け、地域災害医療センター及び地域の医療機関と連携して医療活動を実施する。

なお、被害が広域にわたる場合等、医療活動に多数の医師、看護師が必要な場合は、市立病院医療救護班は編成せず、後方医療活動に専念することとする。

(3) 市内の医療機関による医療活動

市内の医療機関で医療活動を実施する。

(4) 広域の後方医療活動

市内医療機関及び地域災害医療センター（京都中部総合医療センター）での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

(5) 災害現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、府に対し、緊急災害医療チームの派遣を要請する。

（資料編 震災2-1-6-1）

4. 搬送

医療機関との密接な連携のもとに、傷病者の搬送を実施する。

(1) 傷病者の搬送

京都中部広域消防組合は、災害現場にて傷病者の応急手当を実施するとともに、救助部、病院部、亀岡市医師会等関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に傷病者搬送を行う。

(2) 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内医療機関及び地域災害医療センター（京都中部総合医療センター）への搬送を原則とするが、救護所の医師の指示による場合は、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

この場合、収容医療機関に対して、診療、収容の可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

(3) 広域搬送

被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、管理部調整班は、府にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリコプター緊急離発着場の確保を行う。

5. 医薬品等の調達・確保

日本赤十字社京都府支部及び医療機関と協力し、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液を調達・確保する。

(1) 救助部衛生班は、休日急病診療所や市内医療機関、亀岡市薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

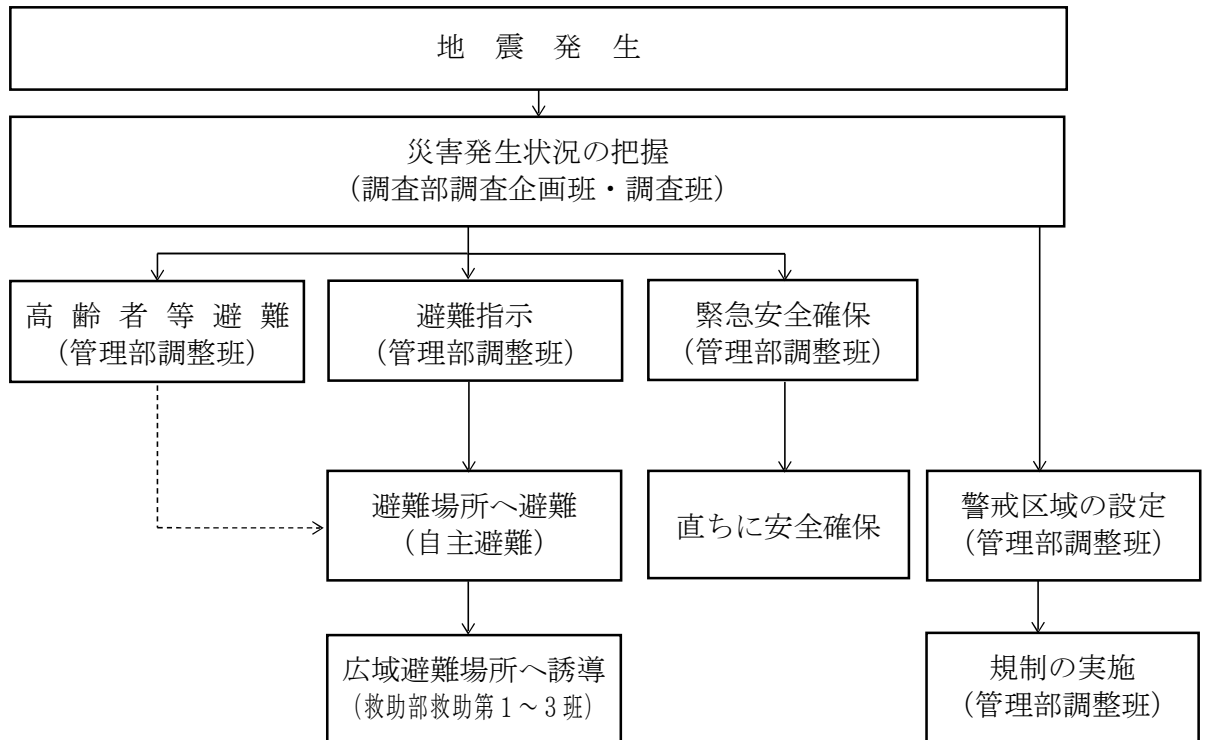
(2) 医薬品等が不足する場合、救助部衛生班は、府に対して供給の要請を行う。

（資料編 震災2-1-6-2）

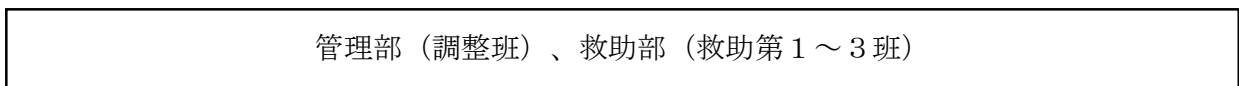
第7節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。

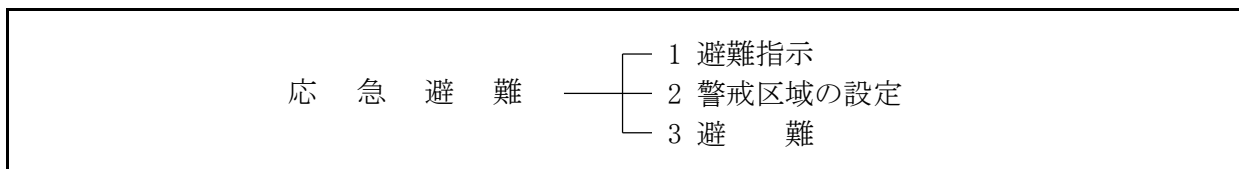
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 避難指示

余震による二次災害に備え、がけ崩れ等の被害の危険性がある地域の住民や、倒壊するおそれのある家屋の住民に対し、避難のための立退きを指示し、生命又は身体の安全を確保する。

(1) 実施責任者、災害種別等

避難指示の実施責任者と災害種別等については、次のとおりとする。

【避難指示の実施責任者と災害種別等】

種別	実施責任者	指示を行う要件	根拠法規
災害全般	市長	(1) 住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの指示を行う。 (2) 災害による住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。	災害対策基本法第60条、63条
	警察官	(1) 市長から要求があった場合。 (2) 市長が避難の指示をすることができないと認める場合（この場合直ちにその旨市長に通知する） (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある場合は、警告を発し、特に急を要する場合は避難させることができる。 ※警察官の措置は、避難の指示（避難等の措置）のみを対象とする。	(1)(2)は災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
洪水	知事、その命を受けた職員、水防管理者	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施	水防法第29条
地すべり	知事、その命を受けた職員	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施	地すべり等防止法第25条
災害全般	消防長又は消防署長	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認める場合	消防法第23条の2
	自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛隊は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第94条

(2) 避難指示の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難指示を発令する。

ただし、地震の場合は予測が困難なことから、発生後の現地情報をもとに総合的に判断する。

① 高齢者等避難

区 分	内 容
発令時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
住民に求める行動	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始。（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
伝 達 内 容	発令者、対象地域、発令理由、避難場所、避難方法、気象情報
伝 達 方 法	テレビ放送、広報車、防災行政無線、自治会・自主防災会、消防団及び居宅介護支援事業者等を通じた伝達、インターネット、防災情報メール、なお、必要に応じラジオ放送を併用する。

② 避難指示

区 分	内 容
発令時の状況	- 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 - 余震の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - がけの隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況
住民に求める行動	対象住民は、危険な場所から全員避難
伝 達 内 容	発令者、対象地域、発令理由、避難場所、避難経路、避難方法、気象情報
伝 達 方 法	テレビ放送、広報車、防災行政無線、口頭伝達サイレン（水防第4号信号）、自治会・自主防災会、消防団及び居宅介護支援事業者等を通じた伝達、インターネット、防災情報メール、緊急速報メールによる周知、なお、必要に応じラジオ放送、口頭による伝達を併用する。

③ 緊急安全確保

区 分	内 容
発令時の状況	災害が発生、又はまさに発生しようとしている状況
住民に求める行動	指定避難所等への立退き避難がかえって危険である場合、高所への移動、近隣の堅固な建物への退避、建物内の安全な場所での退避等の緊急安全確保を実施
伝 達 内 容	発令者、対象地域、発令理由、避難場所、避難経路、避難方法、気象情報
伝 達 方 法	テレビ放送、広報車、防災行政無線、口頭伝達サイレン（水防第4号信号）、自治会・自主防災会、消防団及び居宅介護支援事業者等を通じた伝達、インターネット、防災情報メール、緊急速報メールによる周知、なお、必要に応じラジオ放送、口頭による伝達を併用する。

(3) 避難指示の連絡

① 市長が避難指示を行った場合

市長は、避難指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

② 市長以外が避難指示を行った場合

市長以外が避難指示を行った場合は、直ちに管理部調整班に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

2. 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
市長	災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 危険が切迫して、市長が発令するいとまがないときは、管理部長、土木部長、その他の部長が実施する（この場合事後直ちにその旨を市長に報告する）。	災害対策基本法第63条
警察官	・市長又はその職権を代理する職員から要請があったとき ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合直ちにその旨市長に通知する）	
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつこの職権を行う者が現場にいないときに限る（この場合直ちにその旨市長に通知する）。	
消防長又は消防署長（委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む。）	ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、火気の使用禁止、関係者以外の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。	消防法第23条の2
警察署長	消防長又は消防署長（委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちにその旨消防長又は消防署長に通知する）。	
消防職員、消防団員	水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。	水防法第21条
警察官	消防職員又は消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限することができる。	

(2) 規制の実施

- ① 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- ② 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長等関係機関に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- ③ 市長は、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

3. 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。

(1) 避難行動

命を守る避難行動としては、次のものが挙げられる。

- ① 立退き避難（水平避難）：「避難場所」、「親戚や友人の家等の安全な場所」、「近隣の高い建物」等への移動
- ② 屋内安全確保（待機、垂直避難）：建物内の安全な場所での待機、2階以上の安全な場所への移動

(2) 自主避難

立退き避難は、自主避難を基本とする。

(3) 避難誘導

市長が避難指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

① 広域避難場所への住民の避難誘導

救助部救助第1班は、自治会役員及び自主防災組織の協力を得て、避難場所から広域避難場所への住民の避難誘導を実施する。

② 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

③ 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

(4) 避難にあたっての留意点と方法

① 避難にあたっての留意点

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

② 立退き避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

ア 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を通して徒歩で避難する。

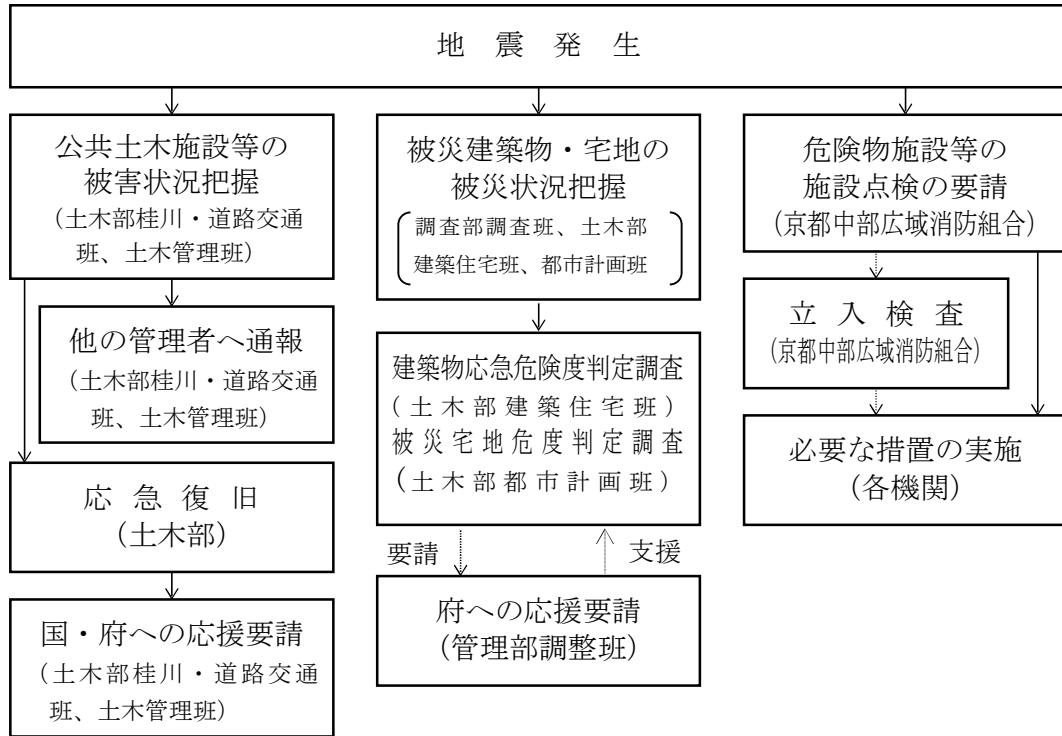
イ 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。

ウ 避難場所が火災等で危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

第8節 二次災害の防止

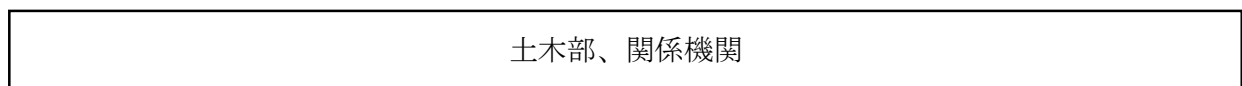
余震、地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

《応急対策の流れ》



1. 公共土木施設等

《実施担当機関》



《対策の展開》

(1) 道路・橋梁

① 被害状況の把握

土木部桂川・道路交通班及び土木管理班は、道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

② 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者（京都国道事務所、南丹土木事務所、西日本高速道路株式会社関西支社亀岡高速道路事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 道路交通の確保

危険箇所が発生した場合は、直ちに亀岡警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

④ 応急復旧

土木部土木管理班は、被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、国・府に対し応援を要請する。

(2) 河川等

① 被害状況の把握

土木部桂川・道路交通班及び土木管理班は、護岸の被害状況、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の被害状況を把握する。

また、危険箇所の早期発見に努める。

② 河川管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 応急復旧

土木部土木管理班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での河川の応急復旧が困難な場合は、国・府に対し応援を要請する。

(3) 危険箇所等

土木部桂川・道路交通班は、土砂災害警戒区域等の被害状況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

2. 被災建築物・宅地の危険度判定の実施

《実施担当機関》

土木部（建築住宅班、都市計画班）・管理部調整班

《対策の展開》

二次災害防止のため、土木部建築住宅班は、被災建築物の応急危険度判定を、都市計画班は、被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

(1) 危険度判定作業の準備

土木部建築住宅班及び都市計画班は、危険度判定作業に必要なものを準備する。

- ① 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- ② 応急危険度判定士受入れ名簿への記入と判定チームの編成
- ③ 判定実施マニュアル、判定調査票、判定ステッカー、備品等の交付
- ④ 応急危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配

(2) 応援要請

市単独で危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、府に応急危険度判定士の派遣を要請する。

3. 危険物施設等の応急措置

《実施担当機関》

京都中部広域消防組合、関係機関、管理部調整班

《対策の展開》

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、管理部調整班は、京都中部広域消防組合及び関係機関と連携し、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

(1) 立入検査等

京都中部広域消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

(2) 応急対策

京都中部広域消防組合及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

① 危険物災害応急対策

ア 京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

イ 京都中部広域消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- 1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
- 2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
- 3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、職員並びに周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

ウ 京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

② 高圧ガス災害応急対策

京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

③ 火薬類災害応急対策

京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

④ 毒劇物災害応急対策

京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

⑤ 放射線災害応急対策

放射性同位元素に関わる施設及び市内の道路を経由して行われる放射性物質輸送の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じる。

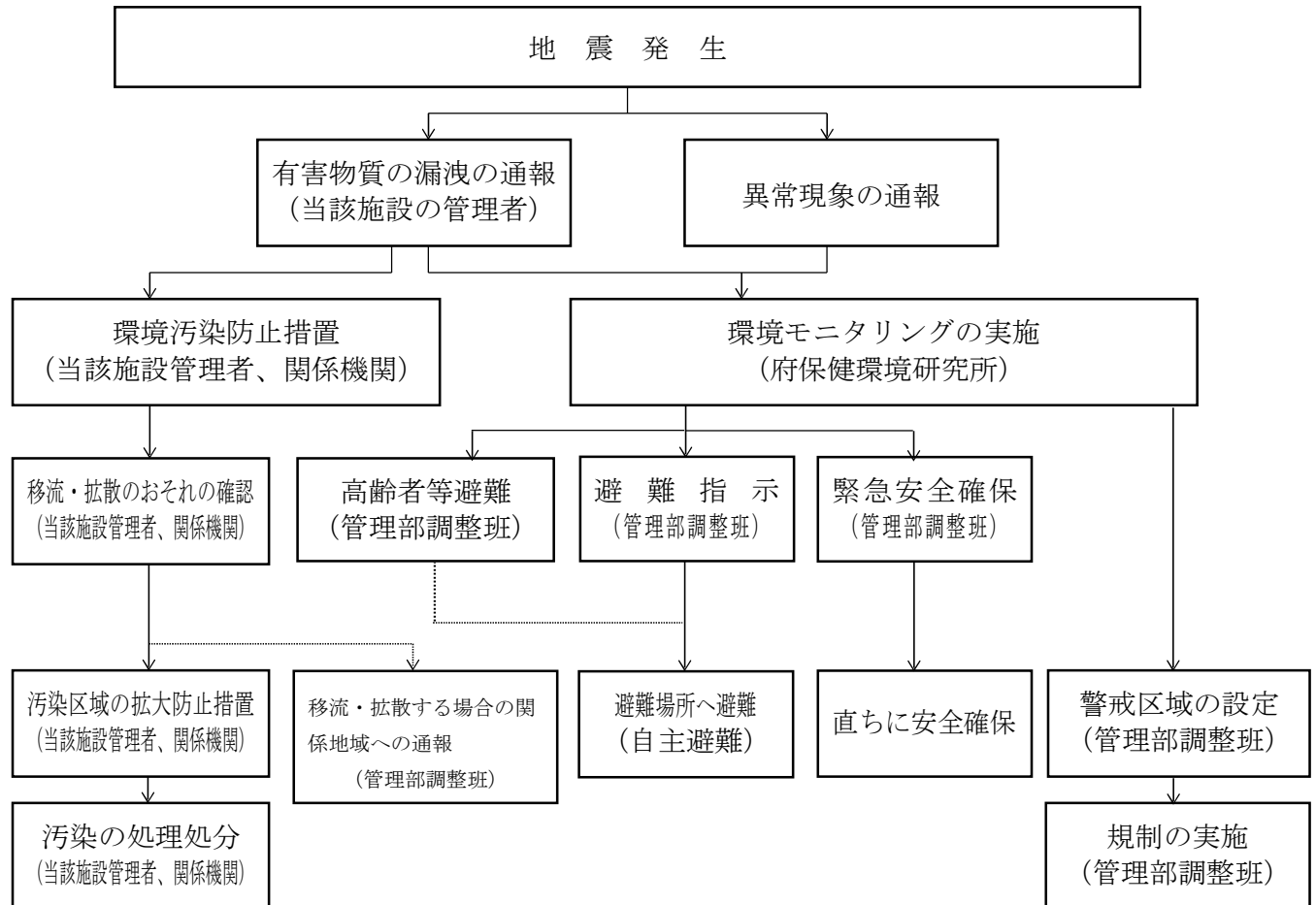
放射性同位元素に関わる災害が発生した場合は、関係機関、放射性同位元素に関わる施設の設置者等は、相互に協力して適切な措置を講じる。

また、放射性物質の陸上輸送中に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国から派遣される専門家と協力して適切な措置を講じる。

第9節 環境保全対策

地震災害により有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への防止及び軽減を図る。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

救助部（衛生班）、管理部（調整班）、関係機関

《対策の体系》

環境保全対策 — 1 市の施策
2 府の施策

《対策の展開》

1. 市の施策

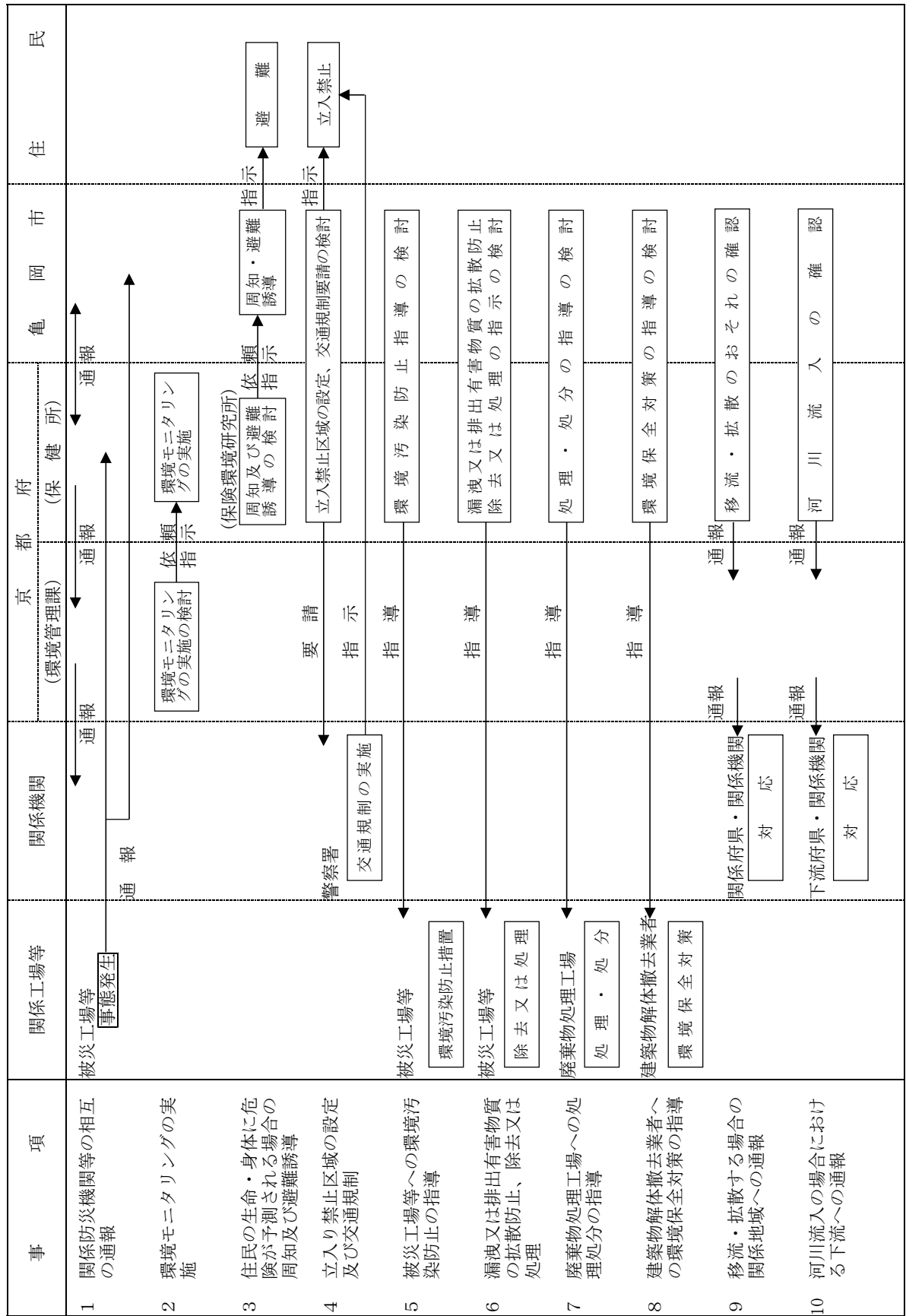
- (1) 関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、府の行う施策に協力する。

2. 府の施策

府は、市が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- (1) 関係防災機関等へ通報する。
- (2) 環境モニタリングを実施する。
- (3) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市に依頼又は指示する。
- (4) 立入禁止区域の設定及び交通規制の実施について、市と調整し、警察本部に要請する。
- (5) 被災工場等への環境汚染防止について、市と連携し、指導する。
- (6) 漏洩又は排出有害物質の拡散防止、除去又は処理について、市と連携し、被災工場等へ指導する。
- (7) 市と連携し、廃棄物処理工場へ適正な処理・処分の実施を指導する。
- (8) 市と連携し、建築物解体撤去業者へ環境保全対策の実施を指導する。
- (9) 有害物質が移流・拡散するおそれが生じた場合は、関係地域へ通報する。
- (10) 有害物質が河川に流入するおそれが生じた場合は、下流地域へ通報する。

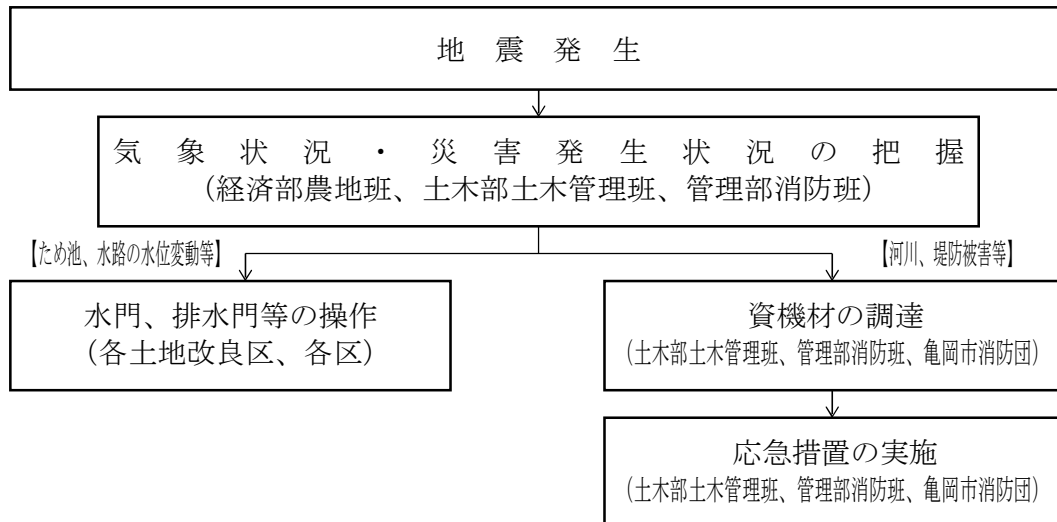
環境影響の応急及び拡大防止措置



第10節 地震水防応急対策

河川の洪水、決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

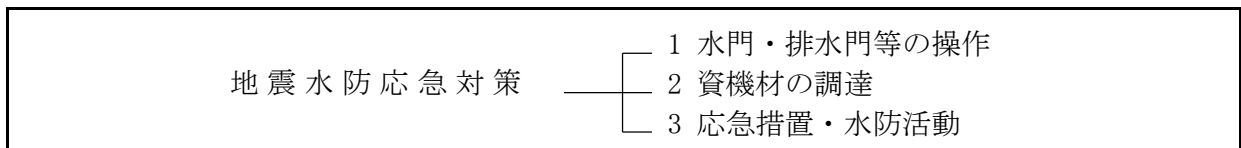
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

経済部（農地班）、土木部（土木管理班）、管理部（消防班）、亀岡市消防団、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 水門・排水門等の操作

水門・排水門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は開放又は閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の閉鎖等の措置をとる。

2. 資機材の調達

資機材倉庫の資機材を優先的に活用し、それでもなお不足する場合は、現地調達又は業者等からの調達を行う。

（資料編 震災2-1-10-1）

3. 応急措置・水防活動

地震によって堤防等が決壊、又は被害を受け危険と思われる場合は、必要な応急措置を講じるとともに、水防法の定めるところにより水防活動を実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

水防作業は京都府水防計画に定める工法によって実施するほか、消防団長等が別に定める工法によって実施する。

(1) 警戒区域の設定

水防管理者（市長）、又は消防団長は水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し無用な者の立ち入りを禁じ、又は制限する。

(2) 現場における必要な活動

- ① 現場警戒責任者は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊し、人命及び財産に危険のおそれがあると判断したときは、被害予想地域の住民に急報するとともに、各施設管理者に速やかに通報して危険箇所に対する措置を求めるものとする。
- ② 消防団長及び水防中隊長は、決壊危険箇所の拡大防止のため、実情に即した水防工法を実施するものとする。
- ③ 消防団長は、特定地域において大きな山崩れ、あるいは大洪水により人命危険及び建造物等に被害を受けた場合、必要な水防中隊を出動させるものとする。この場合の応援中隊の指揮は受援中隊長とする。
- ④ 消防団長は、消防機関及び被災地区関係団体等の協力のみでは事態の収拾が困難であると認めた場合は、亀岡市災害対策本部長に自衛隊派遣の意見具申をするものとする。

(3) 堤防等の異状報告

水防中隊長は、河川水位の急上昇、堤防の決壊、又はそのおそれがあるなど、堤防等に異状があったときは消防団長を通じて、亀岡市災害対策本部長に報告するものとする。亀岡市災害対策本部長は、水防法の定めるところにより、直ちにその旨を南丹土木事務所長、南丹広域振興局長、氾濫が予想される隣接水防中隊、亀岡警察署及び京都中部広域消防組合に通報するものとする。

(4) 臨機の避難指示

消防団長又は水防中隊長は、水防現場において事態の急迫により、亀岡市災害対策本部長から避難指示を受けるいとまのないときは、被害予想地域の住民に緊急の避難指示を行うとともに、安全地帯への避難誘導等の臨機の措置をとるものとする。この場合は、直ちに亀岡市災害対策本部長に報告するものとする。

(5) 水防時の輸送

出水地域の人命救出作業及び資機材の運搬並びに浸水地内の連絡を容易にするため、舟艇を配置するとともに、水防資機材の配達輸送、状況調査、連絡に備えるため亀岡市公用車を充てる。

(6) 水防時の通信連絡

緊急を要するための通信は、水防法第27条第2項に定める一般電話の非常取扱い、警察通信施設、鉄道通信施設等を利用して行うものとする。

(7) 地域住民の協力

消防団長は、水防のため必要があるときは、水防法の定めるところにより、水防活動の補助について地域住民の協力を求めることができる。

(8) 水防解除

亀岡市災害対策本部長は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなつて水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、南丹土木事務所及び南丹広域振興局等に報告するものとする。

(9) 水防活動報告

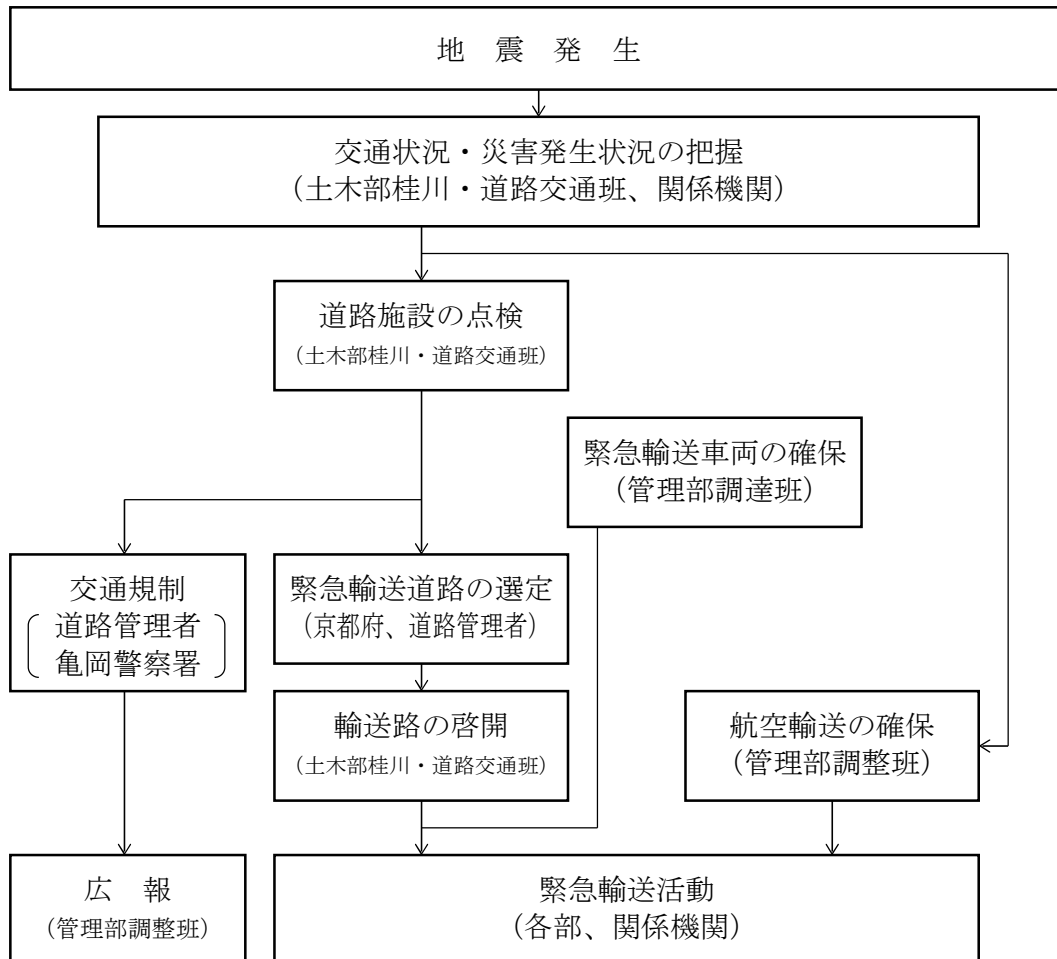
水防中隊長は、水防解除の翌日までに水防実施状況報告書により、消防団長を通じて、亀岡市災害対策本部長に報告するものとする。

（資料編 震災2-1-10-2～6）

第11節 緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

管理部（調達班・調整班）、土木部（桂川・道路交通班）、関係機関

《対策の体系》

緊急輸送活動 — 1 陸上輸送
2 航空輸送
3 交通規制

《対策の展開》

1. 陸上輸送

(1) 緊急輸送道路及び緊急輸送道路により連絡する防災拠点

【緊急輸送道路】

機能区分	道路種別	路線名	指定区間	路線延長 (km)
1次	その他有料道路等	京都縦貫自動車道 (京都丹波道路)	京都市境～丹波IC	28.6
1次	一般国道(指定区間)	9号	京都市境～兵庫県境	92.8
1次	一般国道(指定区間外)	372号	国道9号交点～兵庫県境	21.0
1次	一般国道(指定区間外)	423号	大阪府境～国道372号交点	12.3
2次	主要地方道	枚方亀岡線	大阪府境～国道9号交点	5.1
2次	主要地方道	亀岡園部線	国道9号交点～(主)園部平屋線交点	20.6
2次	主要地方道	茨木亀岡線	大阪府境～大阪府境	8.3
2次	主要地方道	宮前千歳線	京都丹波道路交点～国道9号交点	1.0
2次	一般府道	東掛小林線	国道9号交点～京都丹波道路交点	0.8

【緊急輸送道路により連絡する防災拠点】

施設名称	接続道路種別・代表幅員	拠点種類	接続するネットワーク機能区分	
			第1次	第2次
亀岡総合庁舎(南丹広域振興局)	国道9号 W=7.75m	地方公共団体	○	
京都中部広域消防組合	国道9号 W=7.75m	消防	○	
亀岡警察署	国道9号 W=7.75m	警察	○	
亀岡市立病院	国道9号 W=7.75m	災害医療拠点	○	
亀岡市役所	国道9号 W=7.75m	地方公共団体	○	
「道の駅」ガレリアかめおか	国道9号 W=8.00m	救助物資等の備蓄拠点 又は集積拠点	○	
亀岡運動公園	国道372号 W=8.00m	救助物資等の備蓄拠点 又は集積拠点／広域避難者受入拠点	○	

(2) 緊急輸送道路の選定等

① 道路施設の点検

土木部桂川・道路交通班は、使用可能な道路を把握し、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

② 府への点検結果の報告

管理部調整班は、道路施設点検の結果を府に報告する。

(3) 緊急輸送道路の周知

① 関係機関への連絡

管理部調整班は府が決定した緊急輸送道路について、各部に連絡する。

② 市民への周知

管理部調整班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、府が行う市民への周知に協力する。

(4) 緊急輸送道路の道路啓開

土木部土木管理班は、緊急輸送道路を確保するため、大規模災害発生時における緊急対応に関する協定に基づき、民間事業者等の協力を得て市道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要な重機（ショベルカー、ブルドーザー等）についても業者等から調達する。

(5) 輸送手段の確保

管理部調達班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用する他、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

① 輸送車両等の確保

ア 市が所有する全ての車両は、管理部調達班が集中管理を行う（ただし救助部、上下水道部の車両を除く。）。

イ 車両が不足する場合は、日本通運株式会社、一般社団法人京都府トラック協会等に協力を要請する。

② 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両及び規制除外車両は、直ちに府警察本部交通規制課長、府警察本部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下、「府警本部交通規制課長等」という。）の確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書（規制除外車両確認証明書）の交付を受ける。

イ 事前届出のない車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けていない車両が緊急通行車両又は規制除外車両の確認を受けようとするときは、府警本部交通規制課長等に対し、緊急通行車両又は規制除外車両の確認申請を行う。この場合において、緊急通行車両にあつては、「緊急通行車両等確認申請書」に輸送協定書又は指定行政機関等の上申書等を添えて、規制除外車両にあつては「規制除外車両確認申請書」に、当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて提出する。

③ 車両の運用

ア 車両の運用は、管理部調達班が各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 管理部調達班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急車両標識は車両前面の見やすい位置に掲示し、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付ける。

（資料編 震災2-1-11-1～4）

2. 航空輸送

(1) 輸送基地の確保

【ヘリポートの種類】

応援航空隊の集結用緊急ヘリポート
 救急患者の搬送用緊急ヘリポート
 緊急物資、要員等の輸送用緊急ヘリポート
 自衛隊の活動拠点用緊急ヘリポート

- ① ヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、あらかじめ災害時用ヘリポートを選定する。

(資料編 一般2-2-6-1)

- ② あらかじめ設定した災害時用ヘリポートの他、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを次の点に留意して選定する。

- ア 地盤は、堅固な平坦地であること。(コンクリート、芝生が最適)
- イ 地面斜度が6度以内であること。
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること。
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと。
- オ 車両等の進入路があること。
- カ 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。

【必要最小限度の地積】

- 大型ヘリコプター：100m四方の地積
- 中型ヘリコプター：50m四方の地積
- 小型ヘリコプター：30m四方の地積

- ③ 管理部調整班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。
- ④ 管理部調整班は、京都中部広域消防組合、亀岡警察署、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

管理部調整班は、府と連携するとともに、京都中部広域消防組合、亀岡警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3. 交通規制

的確かつ円滑に災害応急活動を実施するため、活動に必要な交通規制・管制を実施する。

(1) 道路管理者による交通規制

亀岡警察署及び他の道路管理者との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

① 道路法に基づく交通規制の実施

災害時において、道路の破損、欠壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、亀岡警察署及び他の道路管理者と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止し、又は制限する。

② 交通規制の標識等の設置

上記の措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。また、う回路を設置した場合は、う回路を明示した立看板を設置する。

(2) 府公安委員会、警察による交通規制

① 道路交通法に基づく交通規制の実施

警察署長等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認める場合は、一時的に道路交通法に基づく交通規制を実施する。

② 災害対策基本法に基づく交通規制の実施

府公安委員会は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を実施する。

③ 交通管制の実施

緊急交通路、緊急輸送道路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、広域的な交通管制を実施する。

④ 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。	道路法 第46条第1項
警 察	公 安 委 員 会	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められる場合。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合。	災害対策基本法 第76条第1項 道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合。	道路交通法 第5条第1条
	警 察 官	道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合。	道路交通法 第6条第4項

(3) 相互連絡

管理部調整班は、亀岡警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

(4) 広報

交通規制を実施する場合は、亀岡警察署と連携して広く一般に周知する。

4 放置車両対策

災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき必要な放置車両対策を講じる。

(1) 車両の運転者の責務

車両の運転者は、災害対策基本法に基づく道路の区間に係る通行禁止等が行われた時は、緊急通行車両等の通行の妨害とならないよう、速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所に移動する等の措置を講じる。

(2) 府公安委員会、警察による放置車両対策

① 警察官は、通行禁止区域等において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両の所有者等に対し、当該車両を付近の道路外の場所へ移動することを命ずる等の必要な措置を講じる。

② 府公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において必要な措置をとるべきことを要請する。

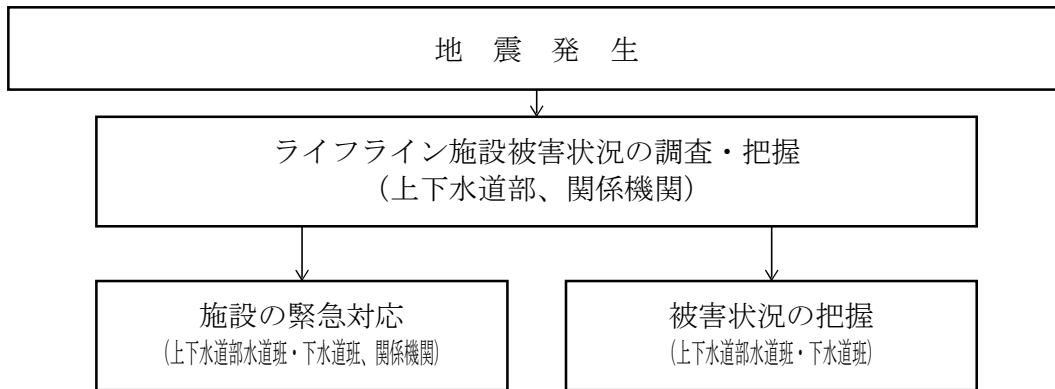
(3) 道路管理者による放置車両対策

道路管理者は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、当該車両の所有者等に対し、当該車両を付近の道路外の場所へ移動することを命ずる等の必要な措置を講じる。

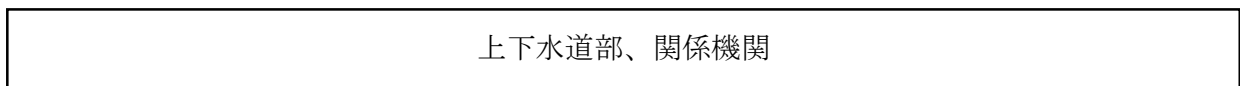
第12節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

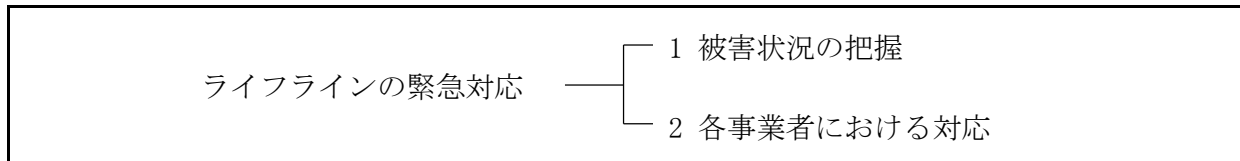
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 被害状況の把握

- (1) 上下水道部水道班及び下水道班は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、調査部調査企画班・調査班に報告する。
- (2) 調査部調査企画班・調査班は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

2. 各事業者における対応

- (1) 水道施設
 - ① 上下水道部水道班は、水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
 - ② 必要に応じて、京都中部広域消防組合、亀岡警察署、付近住民に通報する。
- (2) 下水道施設
 - ① 上下水道部下水道班は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は

被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

② 必要に応じて、京都中部広域消防組合、亀岡警察署、付近住民に通報する。

(3) 電力供給施設

関西電力送配電株式会社は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合、又は、京都中部広域消防組合、京都府、亀岡警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる。

(4) ガス供給施設

一般社団法人京都府LPガス協会は、LPガスの漏洩等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、ガス利用者に対し、危険防止措置を講じるように、啓発活動等を実施する。

大阪ガス株式会社は、地震発生時にガスによる二次災害の防止のため、地震計情報及び巡回点検等の結果によって判明した被害情報により、ブロックの供給停止判断を行う。また、各戸への供給は、マイコンメーターにより一定の震度以上でガスの自動遮断を行う。

(5) 電気通信施設

NTT西日本株式会社は、地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到によって交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通が困難になるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

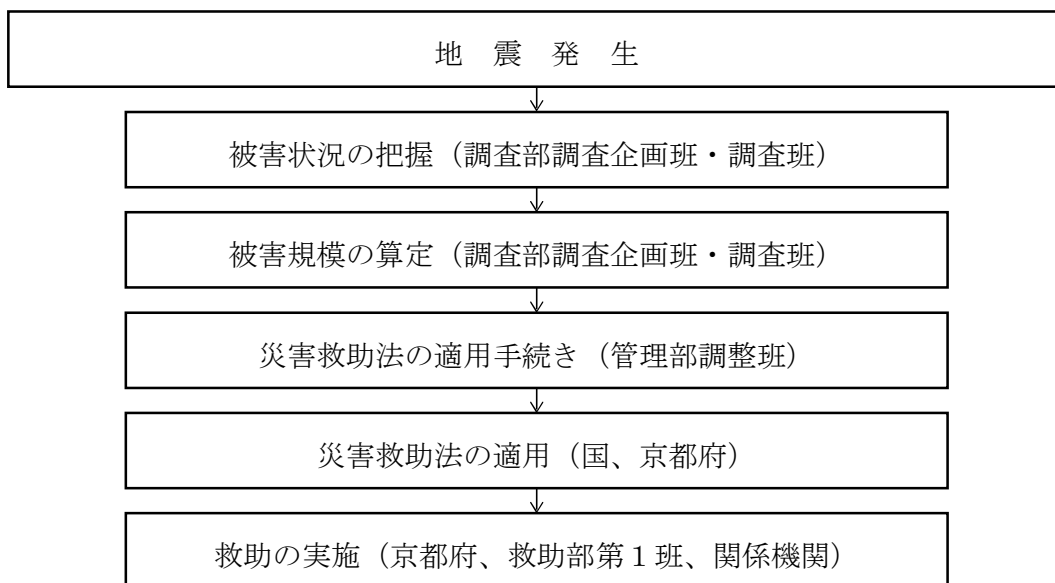
第2章 応急復旧期の対策活動

第1節 災害救助法の適用

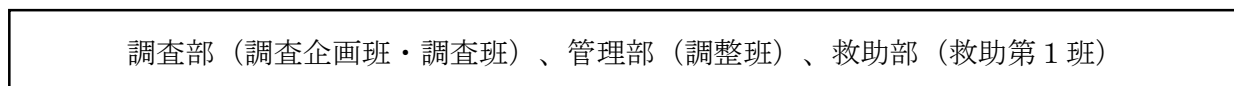
災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

災害救助法による救助は、法定受託事務として、知事が行い、市長がこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき市長は救助を行う。

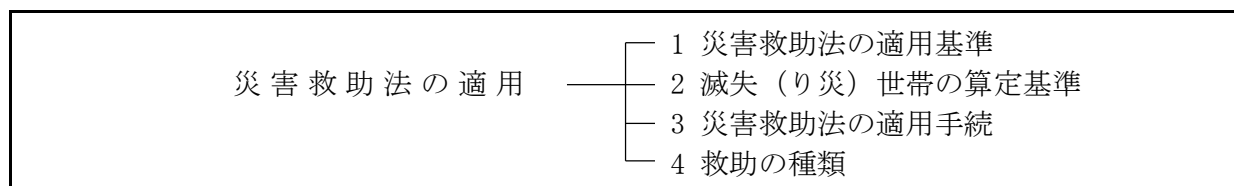
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 災害救助法の適用基準

人口が5万人を超え、10万人以下の本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、80世帯以上に達した場合に適用される。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ府内の滅失世帯の数が2,000世帯以上に達する場合において、市の滅失世帯の数が80世帯には達しないが、40世帯以上に達する場合に適用される。

- (3) 被害が全府域にわたり、かつ府内の被害世帯の数が9,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合において、市の被害世帯の数が(1)、(2)に掲げる数に達しないが、市の被害の状況が救助を要する状態にある場合に適用される。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき適用される。

2. 滅失（り災）世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

滅失住家	1世帯	=	全壊（全焼・流失）	住家	1世帯
滅失住家	1世帯	=	半壊（半焼）	住家	2世帯
滅失住家	1世帯	=	床上浸水、土砂の堆積によって 一時的に居住できない状態になった住家		3世帯
（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。					

3. 災害救助法の適用手続

(1) 適用手続

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、府に災害救助法の適用手続を行う。

申請を受けて知事は、府災害対策本部会議を開き、適用の可否を判断し適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、市長に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣あて報告する。

(2) 救助の程度・方法及びその費用の範囲

災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲は、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲」のとおりである。

4. 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることになっているが、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を通知することにより、市長が救助を実施する。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない場合は、市長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

(1) 災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を通知することにより、市長が実施

- ① 避難所の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（ただし、災害援護資金貸付金等の貸付制度を優先して活用する。）
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事が実施

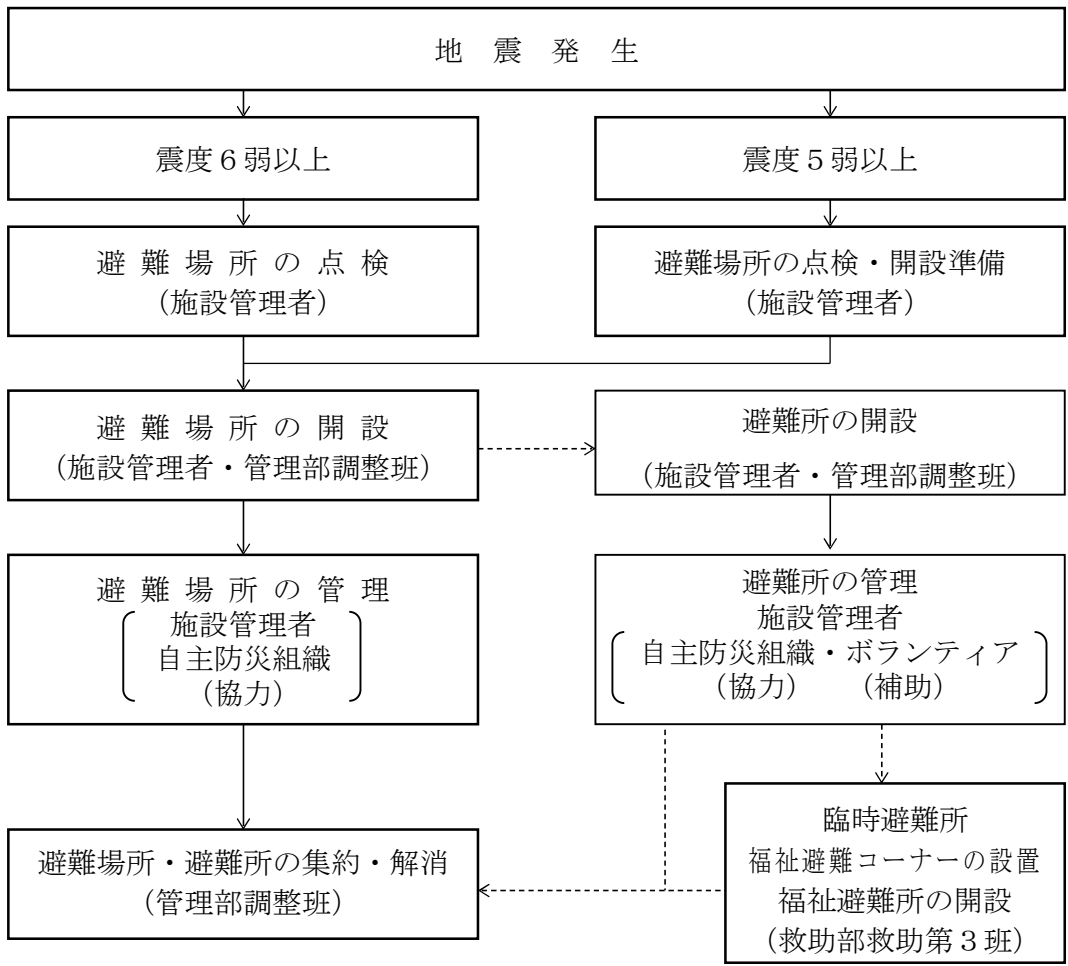
応急仮設住宅の供与（設置場所は市が提供）

（資料編 震災2－2－1－1）

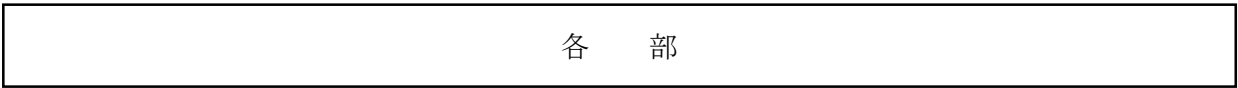
第2節 避難所の開設・管理

余震による家屋の倒壊等の切迫した災害から住民の命を守るために住民を緊急に受け入れる避難場所を開設するとともに、家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設する。

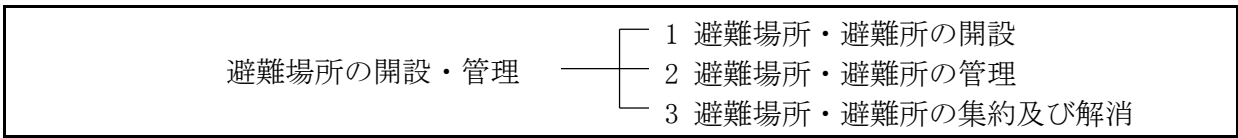
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 避難場所の開設

切迫した災害から緊急に住民を避難させる必要がある場合は、直ちに避難場所を開設する。

(1) 避難場所の開設基準

- ① 亀岡地域に震度6弱以上（気象庁発表）の地震が発生し、その後の余震による家屋の倒壊等の切迫した災害から住民の身体・生命を守るために必要がある場合
- ② 震度5弱以上（気象庁発表）の場合は、避難状況に応じて開設する。

(2) 避難収容の対象者

- ① 余震により倒壊するおそれのある家屋に居住する者
- ② 余震による土砂災害等の危険が想定される地域に居住又は滞在する者

(3) 避難場所の開設方法

管理部調整班及び動員班による避難所開設掛の派遣、教育部等による施設管理者、又は職員の派遣を行い、両者の連携により各避難場所を開設する。

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ開設する。
- ② 震度5弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は、施設を点検のうえ開設の準備を行う。

(4) 開設期間

災害による住民の身体・生命への危険がなくなるまでの期間

2. 避難所の開設

避難収容が必要な場合は、避難所開設・運営マニュアルに従い、速やかに避難所を開設する。

(1) 避難所の開設基準

- ① 亀岡地域に震度6弱以上（気象庁発表）の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所を開設する。
- ② 震度5弱以上（気象庁発表）の場合は、避難状況に応じて開設する。

(2) 避難収容の対象者

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 避難指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- ③ ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者

(3) 避難所の開設方法

管理部調整班及び動員班による避難所開設掛の派遣、教育部等による施設管理者又は職員の派遣を行い、両者の連携により各避難所を開設する。

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ開設する。
- ② 震度5弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は、施設を点検のうえ開設の準備を行う。

(4) 開設期間

避難所を開設する期間は、原則として7日以内とする。ただし、被災の状況によって、国・府と協議の上で期間を延長することができる。なお、開設期間の長期化が見込まれる場合においては、応急教育の実施等施設の本来機能回復に支障がないよう、状況に応じて避難所の統廃合を行う。

(5) 臨時の避難所

① 指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定されている避難所だけでは避難者の収容が困難な場合、救助部救助第1班は管理部調整班を通じて、臨時避難所の施設の提供を要請する。

② 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

③ 臨時避難所の開設

ア 臨時避難所を開設する場合は、救助部避難支援班から職員を派遣する。

イ 開設後は、指定避難所と同等に扱う。

(6) 関係機関への通知

管理部調整班は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

3. 避難所の管理

自主防災組織等を中心とした住民組織の協力を得て、避難所を運営する。

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の職員又は指名された者とする。

(2) 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

(3) ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

(4) 避難所の管理

① 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成するとともに、要配慮者の状況把握に努める。

② 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数について、救助部救助第1班を通じて管理部調達班に報告する。管理部調達班は取りまとめた後、必要物資を調達する。

また、救助部避難支援班は、到着した食料や物資を受け取った場合、その都度避難所物品受払簿に記入のうえ、自治組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(5) 要配慮者への配慮

① 管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

② 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を救助部救助第1班を通じて管理部調達班に要請するほか、救助部救助第3班は、要配慮者に避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するため、福祉避難コーナーを設置するなどの配慮を行う。

③ 必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう救助部衛生班と相談する。

④ 本部長は、必要に応じて協定に基づき、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結施設へ、福祉避難所の開設を要請する。

また、救助部避難支援班は、福祉避難所の開設状況に応じて、物資の調達や対象者の移送等を行う。

(6) 避難者への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保、ペットを同行しての避難者等に対して配慮するものとする。

(7) 男女双方の視点への配慮

避難所運営への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

4. 避難場所・避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所・避難所の集約及び解消を図る。

(1) 本部長（市長）から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。

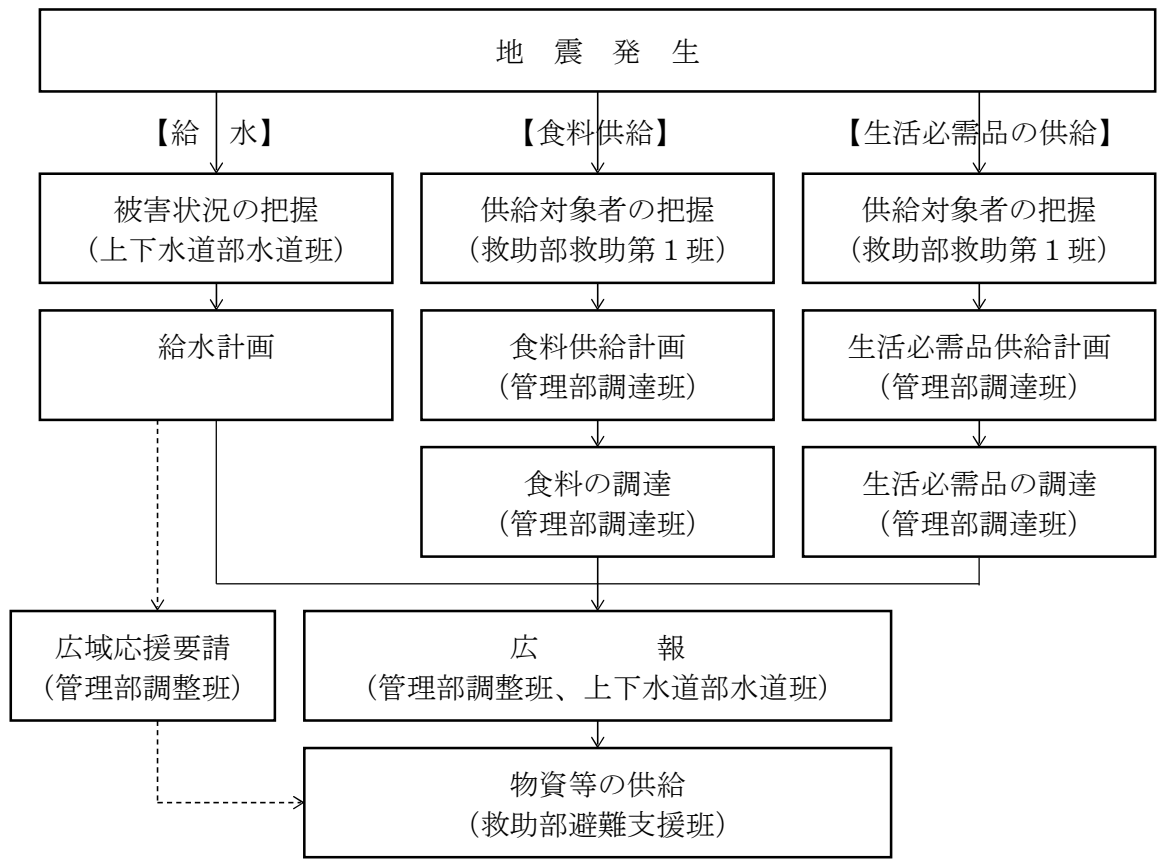
(2) 管理責任者は、避難場所・避難所を閉鎖した旨を管理部調整班に電話報告するとともに、施設管理者にも報告する。

（資料編 震災2-2-2-1～3）

第3節 緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

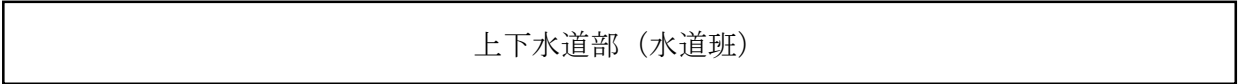
《応急対策の流れ》



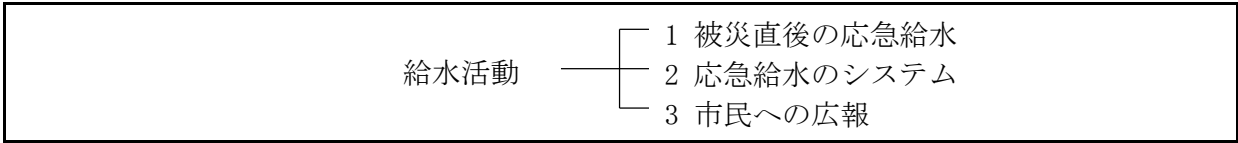
1. 給水活動

関係機関と協力して速やかな給水に努める。

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 被災直後の応急給水

① 被災直後の情報の収集

被災直後は、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策（給水計画）を立てる。

ア 地震発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

② 広報

ア 応急給水を実施するにあたり、給水車による給水場所、給水時間について広報車で広報を行う。

イ 災害規模が大きくなれば、広報車を巡回させる。

③ 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、府、他の市町村及び関係機関等に支援を要請する。

【応援協定等】

災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定
日本水道協会京都府支部水道災害等相互応援に関する覚書

(2) 応急給水のシステム

① 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

【目標給水量の目安】

災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離
災害発生～3日	3 ^{リットル} ／人・日	概ね1km以内
10日	20 ^{リットル} ／人・日	概ね250m以内
21日	100 ^{リットル} ／人・日	概ね100m以内
28日	被災前給水量 約250 ^{リットル} ／人・日	概ね100m以内

（水道の耐震化計画策定指針）

イ 給水方法

1) 配水本管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水タンク車による運搬給水を実施する。

2) 配水支管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水タンク車による運搬給水を実施する。

3) 各戸への給水仮管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

② 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

③ 給水拠点の確保

ア 給水拠点

被災直後は浄水場、拠点配水池（湯井・平和台・千ヶ畑第1）を給水拠点とし、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄水場、配水池が被災した場合は、給水タンク車を給水拠点とする。

④ 家庭用水の供給等

上下水道部は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

(3) 市民への広報

① 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得たり、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。

そのためには、次の手段等の活用を図る。

ア 広報車

イ 市広報紙（災害情報）

ウ 防災情報かめおかメール

エ 市ホームページ、SNS

オ マスコミ（テレビ、新聞、ラジオ等）

カ 自治会

② 情報提供

ア マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める。）。

イ 外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。

ウ 自治会や避難場所での水使用上の注意点等を広報する。

2. 食料の供給等

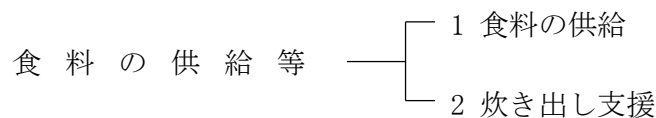
府及び業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

その際、被災地の実績を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

《実施担当機関》

救助部（避難支援班）、管理部（調達班）

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 食料の供給

① 食料供給の対象者

- ア 避難場所に収容された者
- イ ライフラインの遮断による調理不能者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

② 供給する食料の内容

供給する食料は、地震発生直後は乾パン等の備蓄食料とし、その後米飯を基本とする。

③ 供給方法

- ア 食料供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 供給計画に基づき、備蓄食料や業者等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、避難所内自主組織、ボランティア等が実施する。

④ 食料の調達・搬送

管理部調達班は、関係部と密接な連携を図りながら食料の調達を行い、救助部避難支援班がこれを配送する。

ア 備蓄食料

備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

協定締結業者をはじめ関連事業者から調達する。ただし、業者から調達することが困難な場合においては、府南丹広域振興局長を経由して知事に要請する。

【関連協定】

災害時における飲料の提供協力に関する協定（コカ・コーラボトラーズジャパン(株)）

災害時等における物資の供給協力に関する協定（亀岡市商店街連盟、亀岡商業協同組合、京都農業協同組合、(株)平和堂、イオンリテール(株)、(株)マツモト）

災害時における物資の供給に関する協定（コーナン商事株式会社）

災害時相互応援に関する協定等

ウ 調達食料の搬送

調達食料については、原則として、業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

(参考) 調達する食料品の想定

災害発生から3日間	すぐに食べることができるもの・弁当・おにぎり・日持ちのする加工食品・ラーメン・パン・味噌汁・水
1週間目まで	日持ちする食料品（缶詰）・水
2週間目まで	レトルト食品・カップ麺・カレー等
1ヶ月目まで	インスタント食品（ラーメン・味噌汁・スープ等）・レトルト食品・缶詰・果物・野菜類・炊き出し
それ以降	日持ちするもの・おかずにできるもの・カップラーメン・レトルト食品・缶詰・カップスープ・味噌汁・漬物・梅干・味噌、醤油などの調味料（塩を除く）

(総務省消防庁：緊急物資調達の調整合制・方法に関する調査検討報告書)

(2) 炊き出し支援

炊き出しを希望する避難所においては、救助部避難支援班が炊き出しの支援を行う。

① 炊き出し支援の方法

ア 救助部避難支援班は、自主防災組織、自衛隊等が実施する炊き出しの支援を行う。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、救助部避難支援班が関係部との調整のうえ受入れる。

② 炊き出しの場所

炊き出しは、小・中学校の家庭科教室等を利用して実施する。なお給食調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

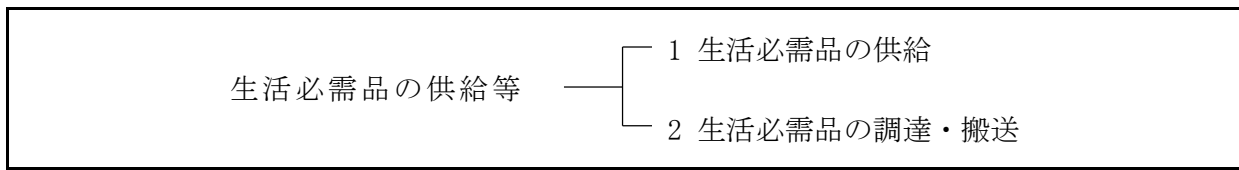
3. 生活必需品の供給等

府及び業者等の協力のもとに、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。また、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

《実施担当機関》

救助部（避難支援班）、管理部（調達班）

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 生活必需品の供給

① 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者とする。

② 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

ア 被服、寝具及び身のまわりの品

イ タオル、石鹸等の日用品

ウ ほ乳瓶

エ 衛生用品

オ 炊事道具、食器類

カ 光熱用品

キ 医薬品等

ク 要配慮高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

(参考) 調達・供給する品目の想定

	日用品	衣料など	医療品	その他
災害発生から 3日間	紙コップ・紙皿・割り箸・カセットコンロ	毛布・防寒着(冬季)	除内服薬	生理用品・乳児用品・カイロ・電話・救急道具・ストーブ・トイレ
1週間目まで	水用ポリタンク	汎用衣料(肌着・靴下)	ベビー用品(ミルク・オムツ)・医療設備	雨避けブルーシート・入浴設備
2週間目まで	フライパン・鍋・やかん等・紙コップ・紙皿・割り箸・カセットコンロ	防寒着(着替えなど必要、セーター・トレーナー、手袋など…冬季)・下着・乳児(幼児)衣料	医薬設備・応急用品(キズテープ、包帯、消毒薬、常備薬、生理用品等)オムツ(子供・成人)	ウェットティッシュ・入浴設備・洗面用具・ブルーシート・マスク・プロパンガス・文房具
1ヶ月目まで	紙コップ・紙皿・紙茶碗・割り箸・石鹸・ティッシュペーパー・ゴミ袋・乾電池	新品の下着	成人用オムツ・生理用品・ティッシュペーパー	運動靴・洗濯機・仮設トイレ・ゴミ処理・入浴設備・暖房器具・ボランティア・夜間パトロール
それ以降	洗濯用洗剤・ティッシュペーパー・トイレットペーパー・トイレ消臭剤・ゴミ袋・乾電池・清掃用具・ゴミバケツ・紙皿・紙コップ・鍋・釜・調理器具・電気炊飯器	下着類(新しい下着、靴下)タオルケット		事務用品・殺虫剤・液体蚊取り器・燻煙材・テレビ・段ボール(引越し用)ガムテープ・布テープ

(総務省消防庁：緊急物資調達の調整体制・方法に関する調査検討報告書)

③ 供給方法

- ア 生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 供給計画に基づき、備蓄品や業者等からの調達によって確保供給する。

【関連協定】

災害時におけるLPガス供給に関する協定（一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部）

災害時等における物資の供給協力に関する協定（亀岡市商店街連盟、亀岡商業協同組合、京都農業協同組合、㈱平和堂、イオンリテール㈱、㈱マツモト）

災害時等における石油類燃料の供給などに関する協定（京都府石油商業組合亀岡支部、全国農業協同組合連合会京都府本部亀岡燃料センター）

災害時における物資の供給に関する協定（コーナン商事株式会社）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）

亀岡市災害時における物資調達に関する協定（プラス株式会社ジョイントテックスカンパニー）

災害時における物資調達に関する協定（スギホールディングス株式会社）

ウ 避難所等での配布については、避難所内自主組織、ボランティア等が実施する。

(2) 生活必需品の調達・搬送

管理部調達班は、関係各部と密接な連携を図りながら、生活必需品を調達し、救助部避難支援班が搬送を実施する。

① 生活必需品の調達

- ア 備蓄品……備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して避難所等へ配布する。
- イ 調達品……市において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。

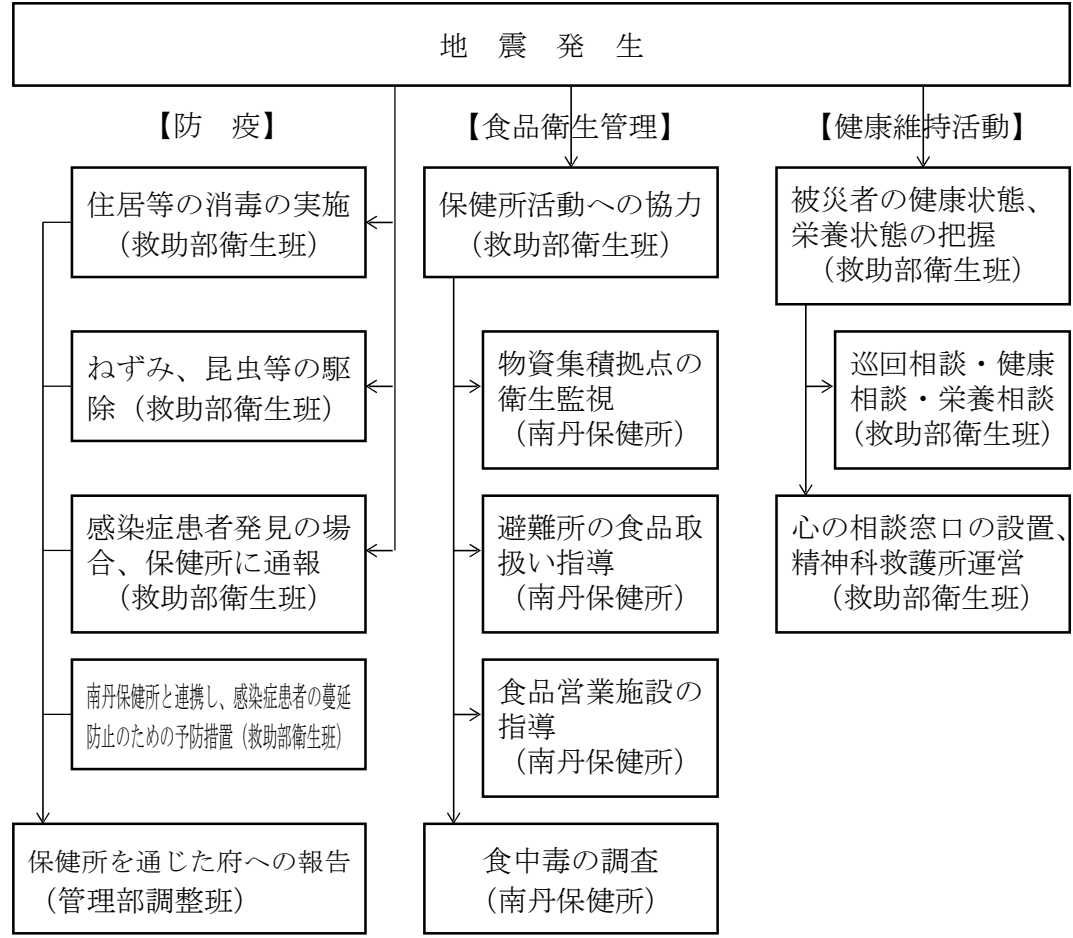
② 生活必需品の搬送

調達品については、原則として業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

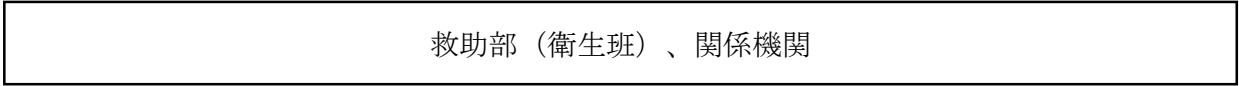
第4節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

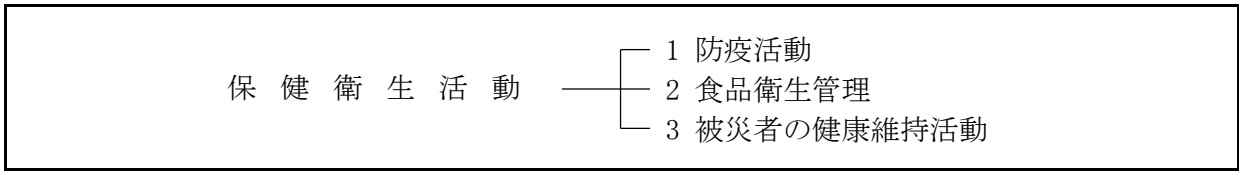
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



1. 防疫活動

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

《実施担当機関》

救助部（衛生班）、関係機関

《対策の展開》

救助部衛生班は、防疫及び保健衛生に万全を期する。

市単独で防疫活動を十分に実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

(1) 消毒

被害の状況によって、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所を消毒する。

(2) ねずみ族、昆虫の駆除

速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(3) 感染症の予防

被災地において感染症が発生し、感染症の蔓延が予想される場合は、南丹保健所と連携をとりながら、蔓延防止のための予防措置をとる。

(4) 避難所等の防疫指導

府関係職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

(5) 報告

南丹保健所を経由して府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

(6) 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、管理部調整班及び南丹保健所を経て府に提出する。

2. 食品衛生管理

救助部衛生班は、南丹保健所に相談し、指導を得ながら、衛生上の徹底を推進する。

《実施担当機関》

救助部（衛生班）、関係機関

《対策の展開》

(1) 食中毒発生時の対応方法

救助部衛生班は、食中毒患者が発生した場合、府が実施する食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3. 被災者の健康維持活動

府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

《実施担当機関》

救助部（衛生班）、関係機関

《対策の展開》

(1) 健康相談等

救助部衛生班は、南丹保健所と連携して震災時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

① 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

② 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し、早期に改善を図るため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

③ 要配慮者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

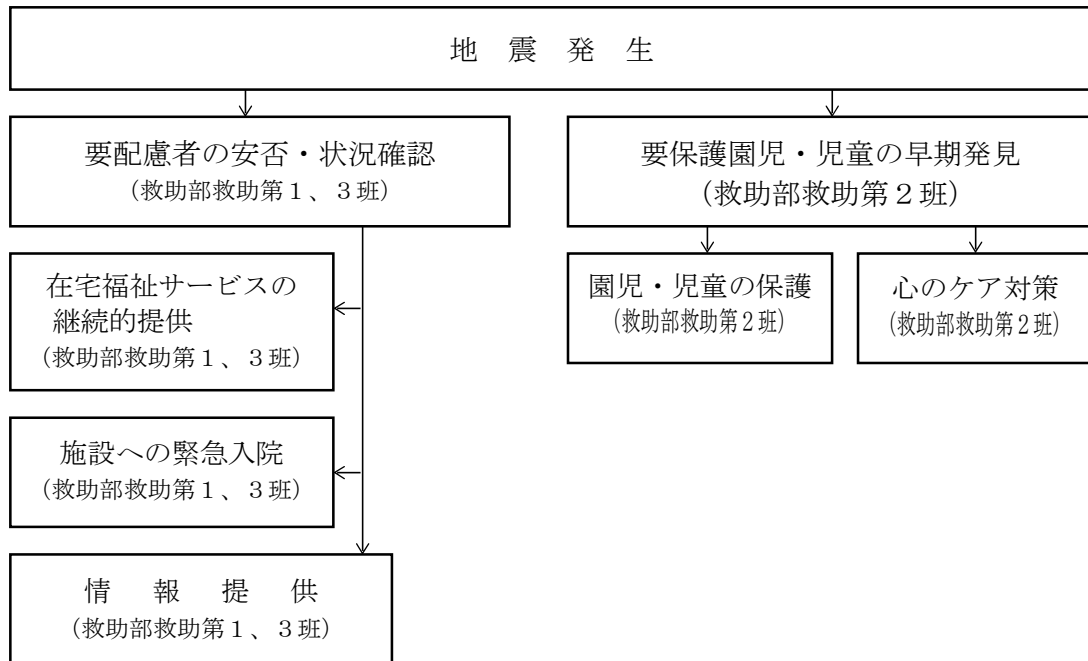
(2) 心の健康相談等

救助部衛生班は、府が設置する心の健康に関する相談窓口及び精神科救護所の運営に協力する。

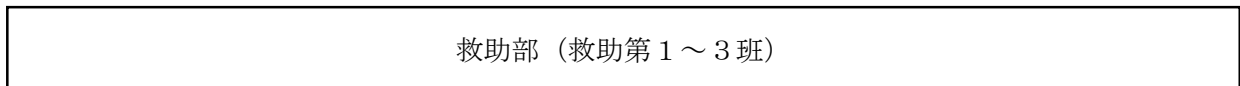
第5節 福祉活動

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

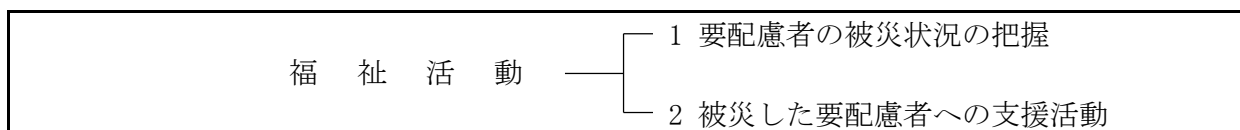
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 要配慮者の被災状況の把握

要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

救助部救助第1班は、民生委員・児童委員、地域住民、亀岡市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅要配慮高齢者、障がい者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、救助部救助第2班は、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

なお、居宅の要介護認定者については、介護保険事業者（「高齢者安否まかせて防災支援協定書」締結事業者）が行う安否情報に基づき被災状況の把握を行う。）

2. 被災した要配慮者への支援活動

(1) 高齢者に係る対策

- ① 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、府と連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- ② 府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、供給に努める。
- ③ 府との連携のもとに、老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の老人保健福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整については、府に要請する。

- ④ 高齢者の健康管理には特に留意することとし、府と連携して、被災者の健康維持活動により対策を講ずる。
- ⑤ 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮した仕様の施設を検討する。

(2) 障がい者に係る対策

- ① 府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- ② 府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含めて視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。
- ③ 府との連携のもとに、避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通話や同行援護などのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- ④ 府との連携のもとに、管内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、障がい者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障がい福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整については、府に要請する。

- ⑤ 障がい者の健康管理には特に留意することとし、府と連携して、被災者の健康維持活動により対策を講ずる。
- ⑥ 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮した仕様の施設を検討する。

(3) 児童に係る対策

- ① 哺乳びん、粉ミルク、乳児用液体ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。

- ② 府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。

また、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。

- ③ 府は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

(4) 妊婦に係る対策

- ① 妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- ② 府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- ③ 妊婦の健康管理には特に留意することとし、府と連携して、被災者の健康維持活動により対策を講ずる。

(5) 外国人に係る対策

- ① 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、ホームページや電子メール等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。
- ② 府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- ③ 府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- ④ 避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

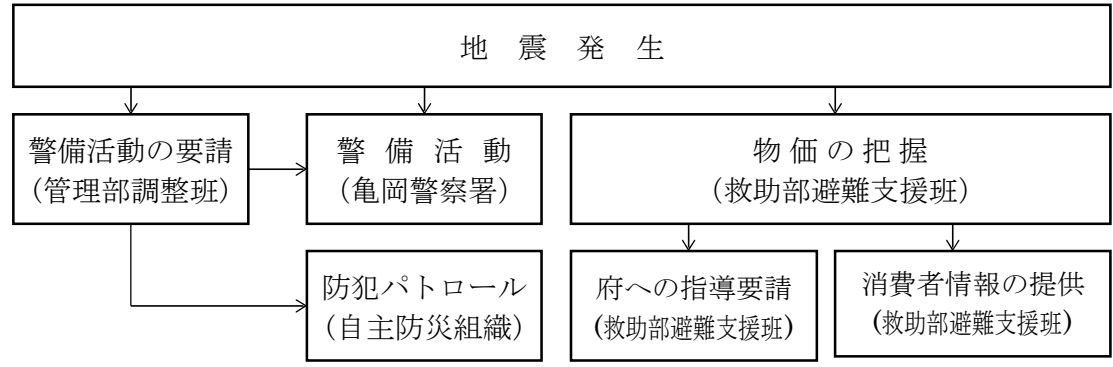
(6) 情報提供

救助部救助第1班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮高齢者、障がい者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

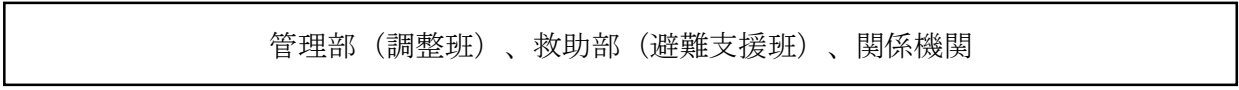
第6節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

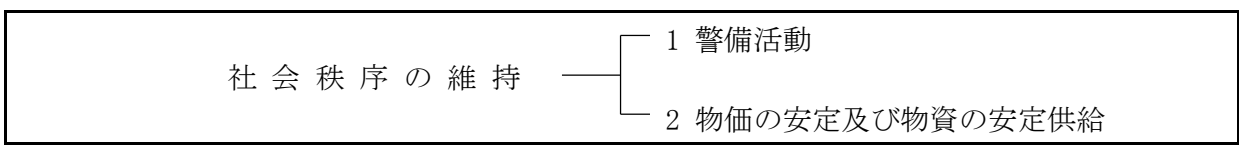
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう亀岡警察署に要請する。

- (1) 亀岡警察署は、被災地域を中心として、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。
- (2) 自主防災組織等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

2. 物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1) 物価の把握

① 物価把握

経済部商工班は、同班に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

② 府への要請

救助部避難支援班は、府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

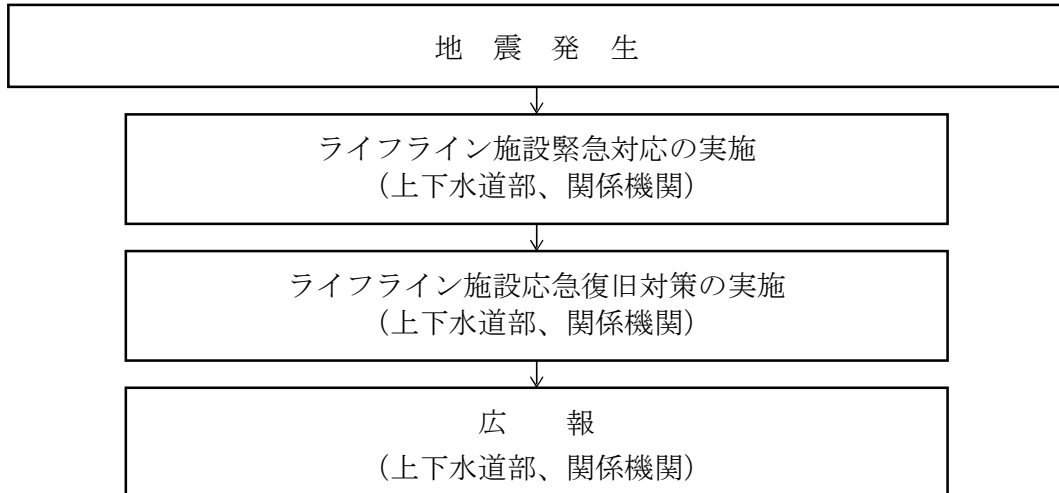
(2) 消費者情報の提供

経済部商工班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

第7節 ライフラインの応急対策

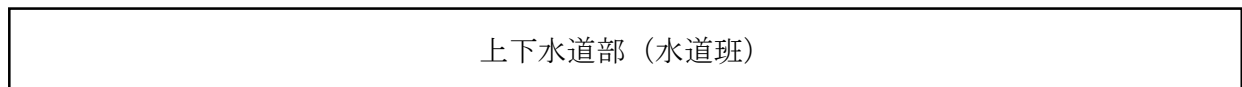
被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施する。

《応急対策の流れ》

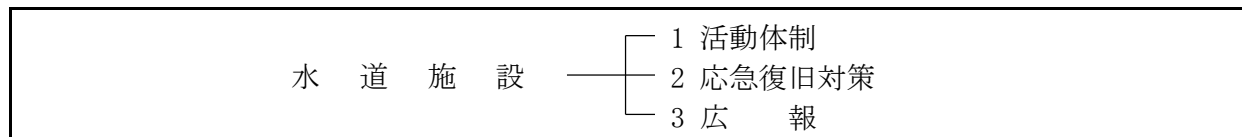


1. 上水道

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ府、他の市町村、水道関係業者、自衛隊等に応援を要請する。

(2) 応急復旧対策

① 資機材等の確保

上下水道部水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

② 応急復旧

上下水道部水道班は、医療施設への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

また、亀岡市管工事業組合及び亀岡市上下水道管工事業協同組合との「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」に基づき、早急な応急復旧に努めるものとする。

(3) 広報

上下水道部水道班は、管理部調整班及び京都中部広域消防組合に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

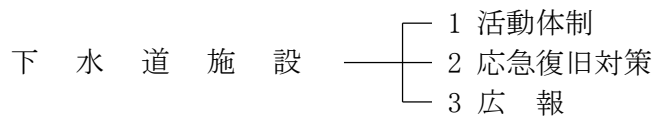
また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

2. 下水道

《実施担当機関》

上下水道部（下水道班）

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

上下水道部下水道班は、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じ府、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

(2) 応急復旧対策

① 資機材等の確保

上下水道部下水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

② 応急復旧

上下水道部下水道班は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

③ 広報

上下水道部下水道班は、管理部調整班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

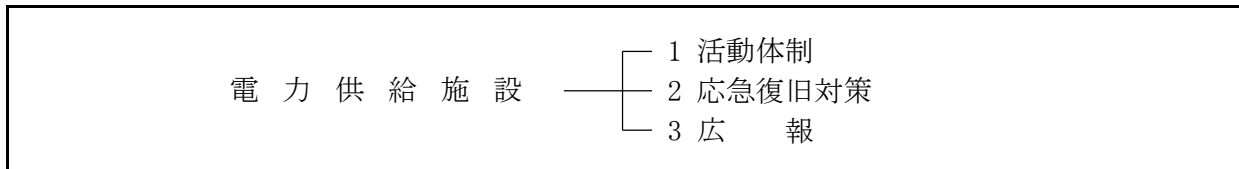
また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

3. 電力

《実施担当機関》

関 係 機 関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

関西電力送配電株式会社は、地震によって機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

関西電力送配電株式会社は、電力供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 広報

関西電力送配電株式会社は、管理部調整班に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【関西電力送配電株式会社の連絡先】

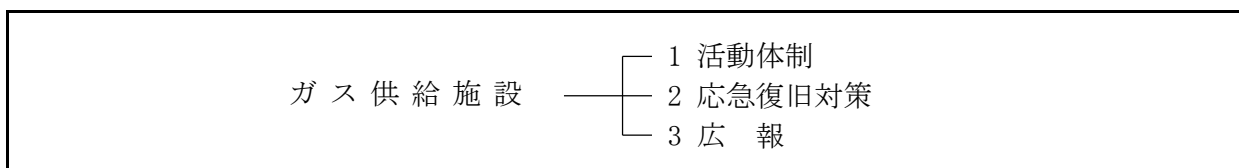
名 称	所在地	電話番号
関西電力送配電株式会社 京都本部	京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町 579 番地	0800-777-3081

4. ガス

《実施担当機関》

関 係 機 関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

地震が発生した場合、一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部は、加入団体相互の連絡、協力体制のもと、災害応急対策を実施する。

また、大阪ガスネットワーク株式会社は社内に災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部、大阪ガスネットワーク株式会社は、ガス供給施設の被害状況のみならず、家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 広報

一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部、大阪ガスネットワーク株式会社は、管理部調整班にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【一般社団法人京都府LPガス協会の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
本部	災害対策本部	京都市南区吉祥院宮ノ西町9-1 KONA ビル2階	075-314-6517

【大阪ガスネットワーク株式会社の連絡先】

名称等	連絡窓口	所在地	電話番号
京滋事業部	導管計画チーム	京都市下京区中堂寺栗田町93	075-315-8942

5. 電気通信

《実施担当機関》

関係機関

《対策の体系》

電気通信施設	1 活動体制 2 応急復旧対策 3 広報
--------	---

《対策の展開》

(1) 活動体制

NTT 西日本株式会社は、電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急復旧対策

NTT 西日本株式会社は、電気通信施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 広報

NTT 西日本株式会社は、管理部調整班に電気通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

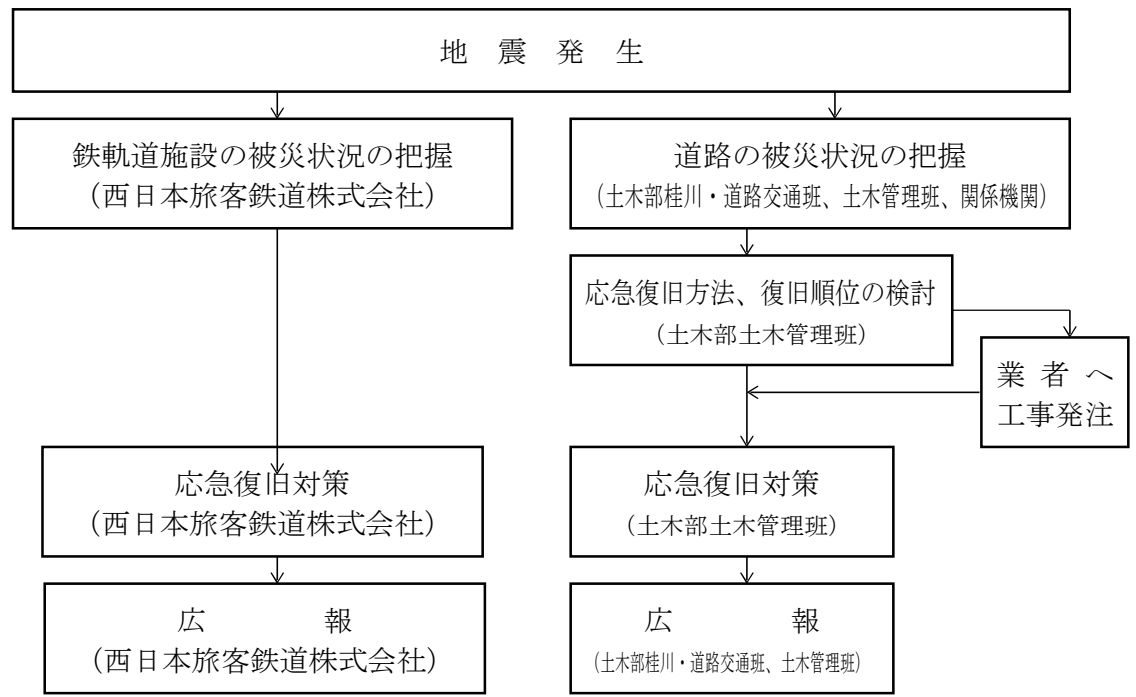
【NTT 西日本株式会社の連絡先】

名 称	所 在 地	電話番号
京 都 支 店	京都市中京区壬生東淵田町22	075-842-9463（昼間） 0120-444-113（夜間）

第8節 交通の機能確保

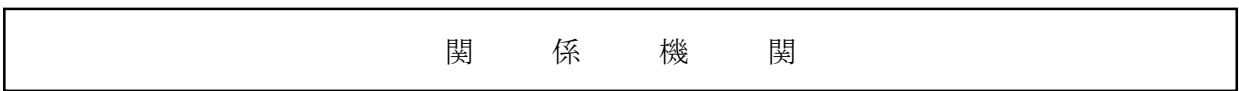
鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《応急対策の流れ》

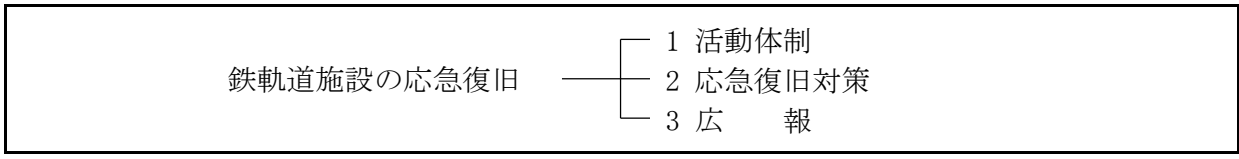


1. 鉄軌道施設の応急復旧

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

西日本旅客鉄道株式会社は、地震が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

(3) 広報

西日本旅客鉄道株式会社は、管理部調整班に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

2. 道路の応急復旧等

《実施担当機関》

土木部（土木管理班）、関係機関

《対策の体系》

道路の応急復旧等

- 1 活動体制
- 2 応急復旧対策
- 3 広 報

《対策の展開》

(1) 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次修繕を行う。

(2) 応急復旧対策

① 道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

土木部土木管理班は、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

② 応急復旧工事

土木部土木管理班は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」に基づき、亀岡建設業協会等の協力によって実施する。

③ 道路上の障害物の除去及び処理

土木部土木管理班は環境部清掃班等と協力のうえ、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

④ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集

土木部桂川・道路交通班及び土木管理班、管理部調整班、並びに国土交通省、府、西日本高速道路株式会社関西支社亀岡高速道路事務所、亀岡警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

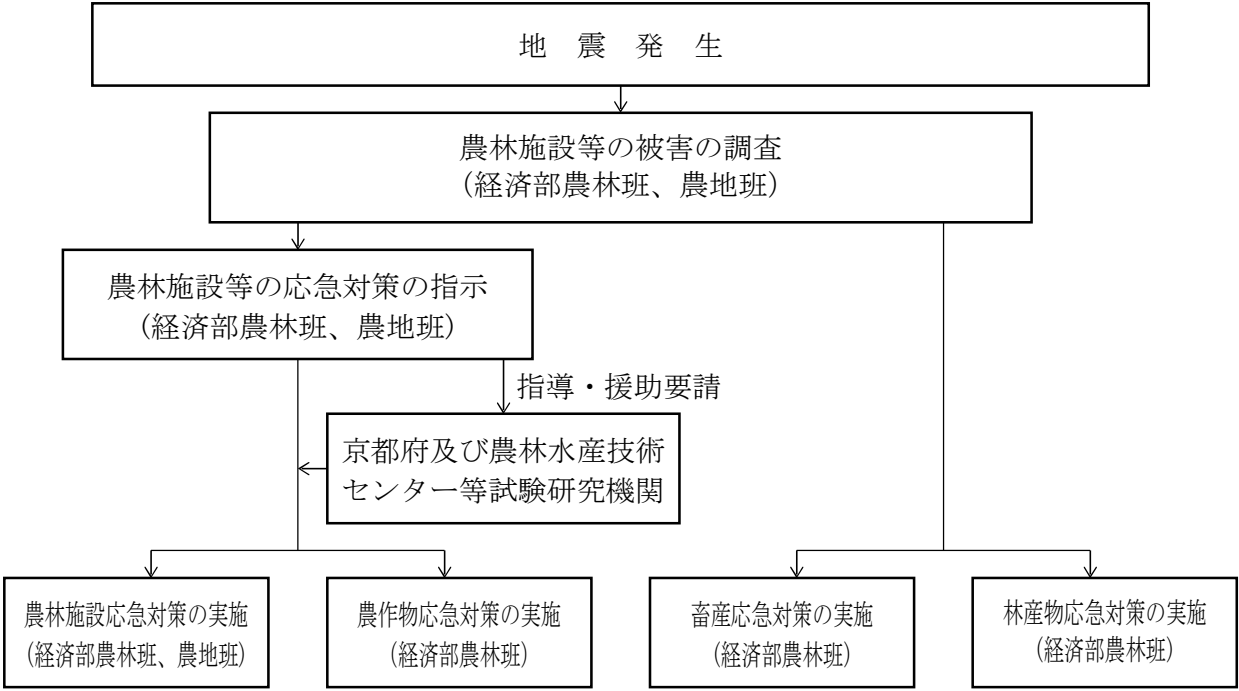
(3) 広報

土木部桂川・道路交通班及び土木管理班は、管理部調整班に緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報を提供する。また、市民に対しても、管理部調整班を通じて広報活動に努める。

第9節 農林関係応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、農林畜産施設の被害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止することを目的とする。

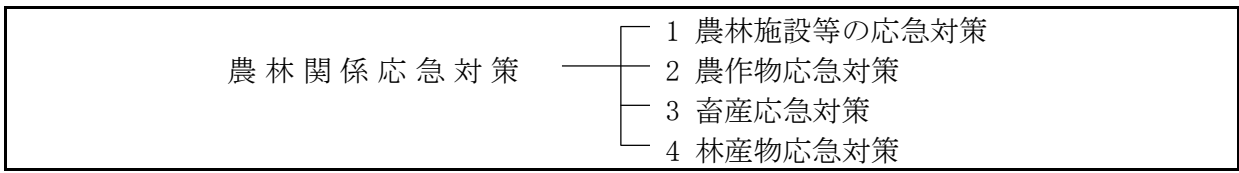
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 農林施設等の応急対策

(1) 農林施設の応急対策

農業用道路、用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、林道、治山施設等が被災した場合、被害の調査を早急に実施する。また、これらの施設に被害のおそれ又は被害がある場合は、その箇所の応急対策工事を至急実施するよう指導する。

また、亀岡建設業協会及び亀岡市管工事業組合との「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」に基づき、早急な応急復旧に努めるものとする。

ため池については、市域において震度4以上の地震が観測された場合にあっては、堤高15

m以上のため池、震度5弱以上の地震が観測された場合にあっては、全てのため池において緊急安全点検をため池管理者に対し徹底する。

(2) 共同利用施設の応急対策

作業場、倉庫、洗場、集荷場が被災したときは、被害の調査を早急に実施し、必要な補強工事等を至急実施するよう指導する。

2. 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限にくい止めるため、市は、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、京都府及び農林水産技術センター等試験研究機関に指導、援助を要請する。

(2) 種子もみ及び園芸種子の確保のあつ旋

市は、必要に応じて、京都府に対して、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあつ旋を依頼し確保を図る。

(3) 病虫害の防除

市は、府の南丹農業改良普及センター及び病虫害防除所、その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除指導を行う。

3. 畜産応急対策

市は、災害時において、京都府南丹家畜保健衛生所と連携して、家畜の退避及び家畜伝染病の予防とまん延の防止に努める。

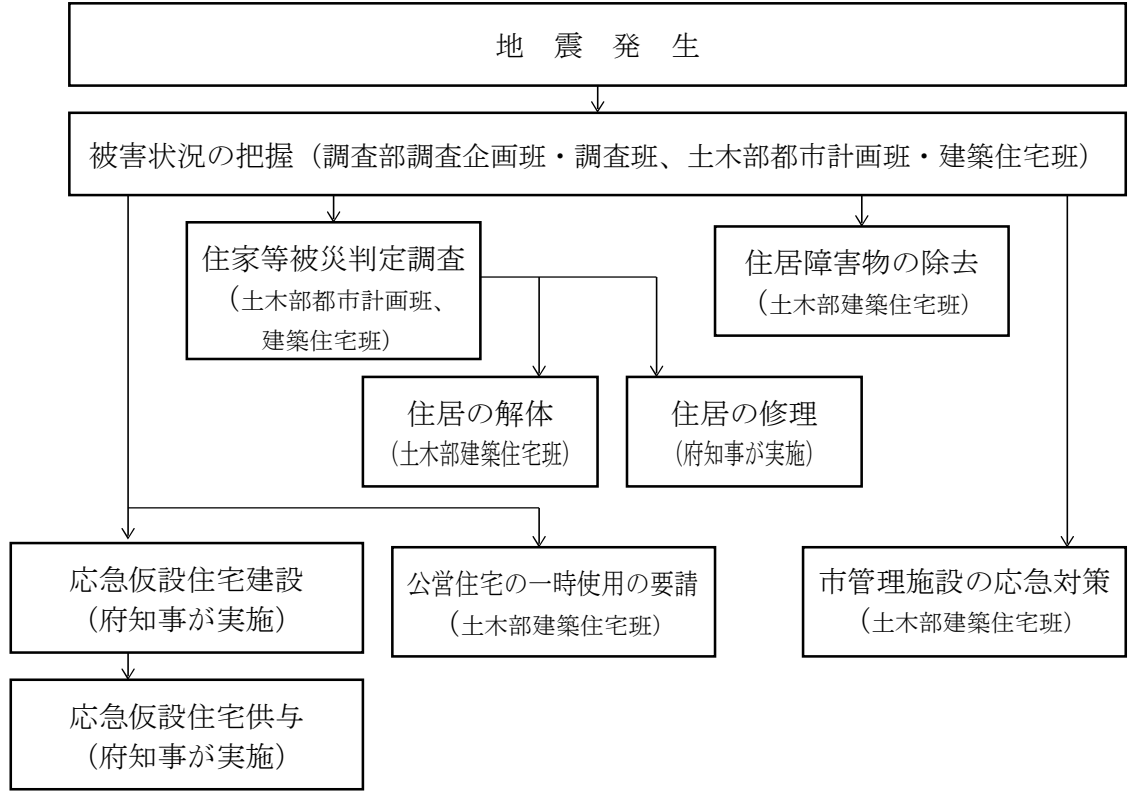
4. 林産物応急対策

市は、災害時において、林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等に努める。

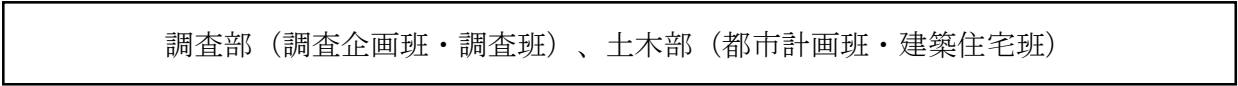
第10節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

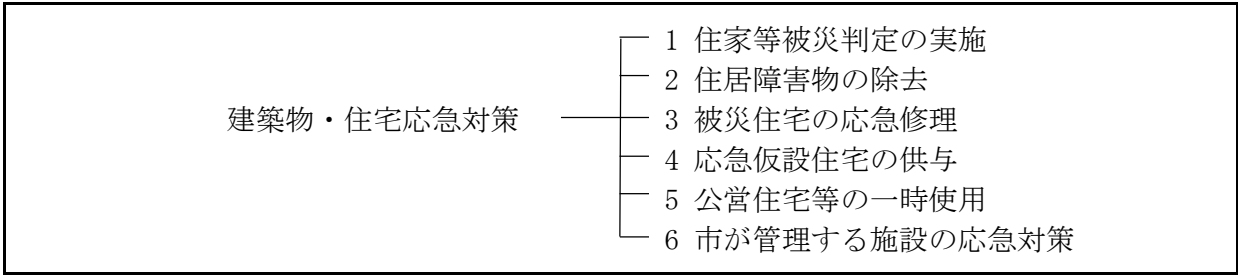
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 住家等被災判定の実施

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、被災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

(1) 判定会議

① 役割

調査部調査企画班・調査班は、土木部都市計画班・建築住宅班の協力を得て判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

② 構成員

構 成 員
調査部調査企画班・調査班、土木部都市計画班・建築住宅班のうち指名された者

(2) 現地調査の実施

① 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

② 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

(3) 調査方法

① 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行う旨（地区、日程）の広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

② 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。

(4) 被害程度の認定基準

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の認定基準は、次のとおりである。

住家等被害の認定統一基準

被害の種類	被害認定統一基準 (R3. 6. 24府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知)
住 家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住 家 全 壊 全 焼 全 流 失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 半 焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

- (注)(1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるよう建設された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の状態に復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2. 住居障害物の除去

(1) 除去の対象者

- ① がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている者
- ② 自らの資力をもってしては除去できない者

(2) 除去作業

- ① 土木部建築住宅班は、業者等の協力のもとに除去作業を実施する。
- ② 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

(3) 応援要請

業者等の資機材及び人材が調達・あつ旋できない場合は、管理部調整班を通じ府へ要請する。

3. 被災住宅の応急修理

府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

- ① 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者
- ② 自らの資力をもってしては応急修理ができない者（詳細については、知事が決定する。）

(2) 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、府のあつ旋する建設業者によって知事が実施し、市長はこれに協力する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(4) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

4. 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、応急仮設住宅を建設し、供与する。

【応急仮設住宅建設の基本的な考え方】

- ① 高齢者・障がい者等に配慮した住宅の仕様を原則とし、通常の応急仮設住宅にあってもバリアフリー仕様を原則とする。
- ② 個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等を考慮する。
- ③ 応急仮設住宅設置後の地域社会づくりを考慮する。

(1) 実施責任

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与の実施は、知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 入居対象者

- ① 住家が全壊（全焼・流失）した者
- ② 居住する家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

【入居決定の基本的な考え方】

- ① 入居の決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定し、抽選等にはよらない。ただし、入居順番又は希望する応急仮設住宅への割り当てはこの限りではない。
- ② 入居決定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することを考慮して、これらの要配慮者が集中しないことを考慮する。
- ③ 応急仮設住宅は、一時的に居住の場を提供するものであり、一定の期間が経過した後は、撤去されるべき性格であることを十分説明し、理解を得る。

(3) 応急仮設住宅建設用地

土木部建築住宅班は、管理部調整班と調整のうえ、平常時においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておき、応急仮設住宅建設用地を次の順位にしたがって決定する。

- ① 当面利用目的が決まっていない公共用地
- ② 都市公園
- ③ 民間の遊休地

(4) 入居者の選考

応急仮設住宅の入居者の決定は知事が行うが、市長はその補助機関として入居者選考委員会を設置し、必要に応じて民生委員の意見を聴取するなど、被災者の資力その他の生活条件を十分に調査して選考を行う。

(5) 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(6) 応急仮設住宅の管理

市は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

5. 公営住宅等の一時使用

土木部建築住宅班は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

6. 市が管理する施設の応急対策

市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

(1) 応急措置が可能なもの

- ① 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- ② 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ③ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡を取り、実施する。

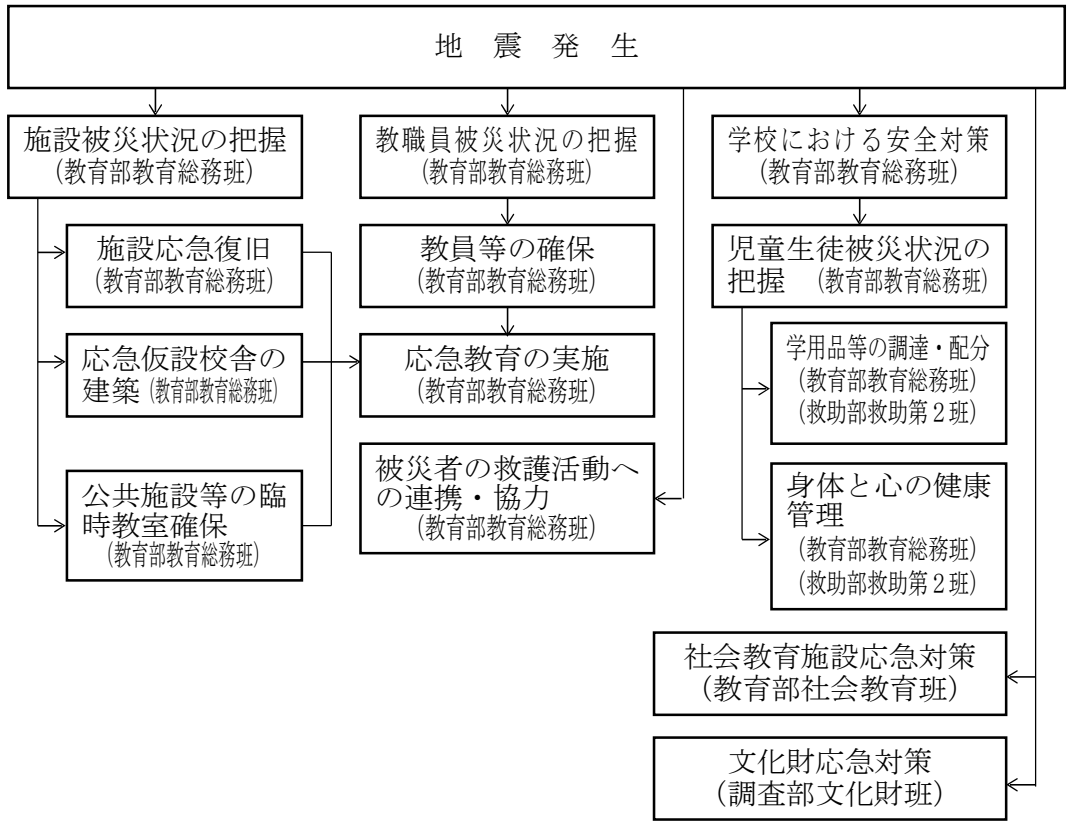
(2) 応急措置の不可能なもの

- ① 被害の防止措置を重点的に講じる。
- ② 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第11節 文教応急対策

児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、地震発生時の学校等における安全対策に万全を期すとともに、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

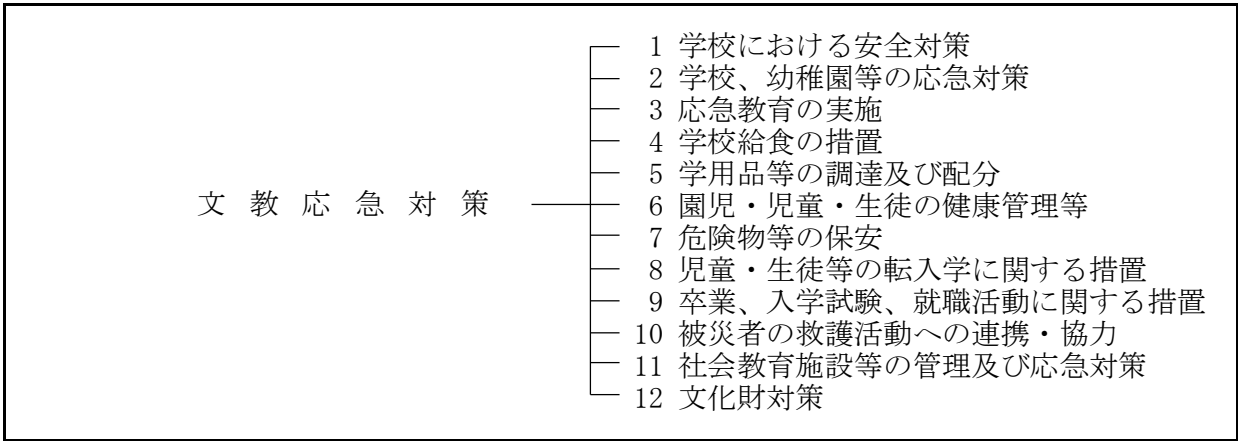
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

調査部（文化財班）、教育部（教育総務班、社会教育班）、救助部（救助第2班）

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 学校における安全対策

(1) 在校時の対策

児童生徒等の在校時に地震が発生した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の適切な安全対策を講じる。

(2) 寄宿舍等の対策

寄宿舍等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

(3) 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

(4) 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引き渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する。

2. 学校、幼稚園等の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

(1) 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。

(2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。

(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。

(4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

① 隣接校等との協議、調整を行い教室を確保する。

② 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

3. 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

教育部教育総務班は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の、り災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ① 臨時休校
- ② 短縮授業
- ③ 二部授業
- ④ 分散授業
- ⑤ 複式授業
- ⑥ 上記の併用授業

(2) 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- ① 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- ② 幼稚園については、助教諭、臨時講師を任用する。
- ③ 小中学校については、次の措置をとる。

- ア 交通事情等によって勤務校に出勤できない教員は、出勤可能な市立学校へ赴き指導する。
- イ 府教育委員会と協議し、臨時的任用、教員の派遣等、必要な補充措置を行う。
- ウ 府教育委員会と協議し、出張指導による補充措置を講じる。

4. 学校給食の措置

教育部教育総務班は、災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、応急給食を実施する。また、学校給食物資の確保及び応急給食の実施については、京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

5. 学用品等の調達及び配分

(1) 災害救助法が適用された場合

① 教育部等の措置

救助部救助第1班において計画を樹立する。ただし、教科書については救助班の依頼があれば調査し、調達及び配給について協力する。

② 救助部の措置

ア 教科書

教育部に調査、調達、配分を依頼する。

イ 文房具及び通学用品

救助部が直接調査、調達、配分を実施する。

③ 学用品の給与基準

ア 対象

住家が全壊（焼）、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

イ 学用品の品目及び費用の限度

- 1) 教科書（教材を含む。）……………実費
- 2) 文房具……………災害救助法施行細則に定める限度額以内
- 3) 通学用品……………文房具と同じ

ウ 期間

- 1) 教科書……………災害発生の日から1箇月以内
- 2) 文房具及び通学用品……………災害発生の日から15日以内

(2) 災害救助法が適用されない場合

- ① 市町村教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1箇月以内に、府教育委員会を通じて一般社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。
- ② 府立盲学校・聾学校及び特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

6. 園児・児童・生徒の健康管理等

教育部教育総務班及び救助部救助第1班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、南丹保健所等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。また、災害発生時における園児・児童・生徒及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び防疫措置並びにそれらに必要な薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

7. 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油類その他の危険物の、災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

8. 児童・生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

9. 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

10. 被災者の救護活動への連携・協力

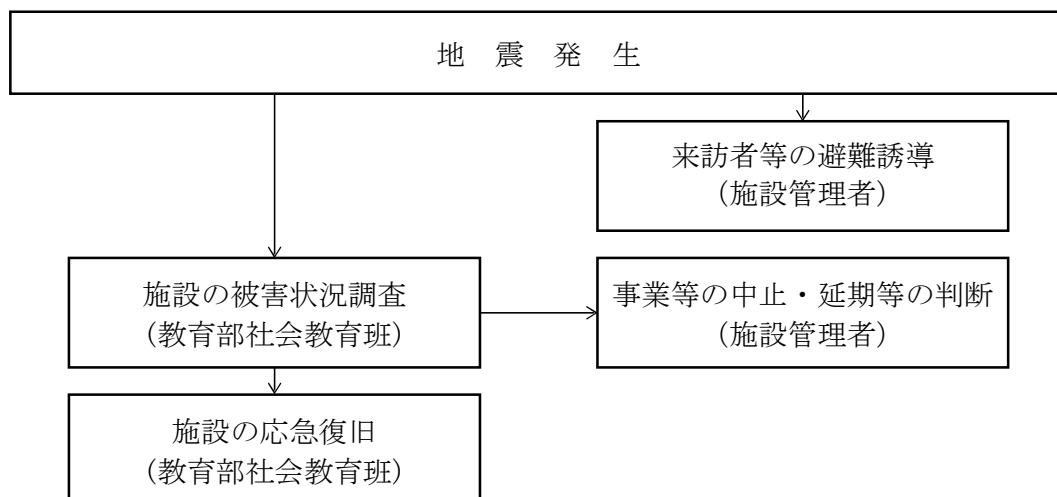
学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し管理部調整班等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等の活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

11. 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

《応急対策の流れ》

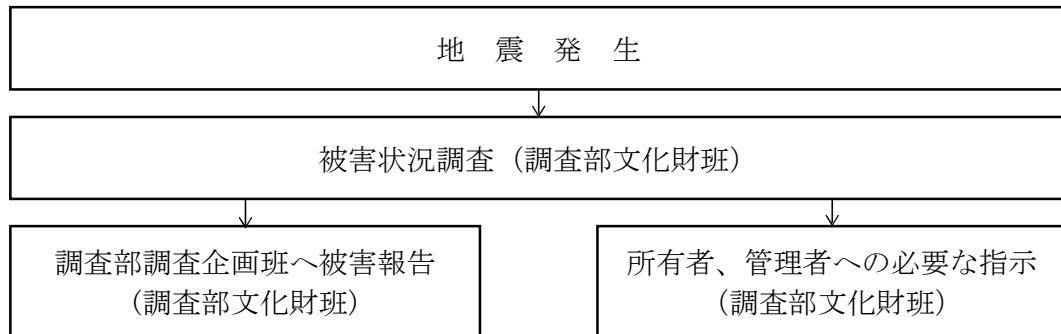


- (1) 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- (2) 施設利用者の来館時においては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。
- (3) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急を実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

12. 文化財対策

調査部文化財班は、文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

《応急対策の流れ》

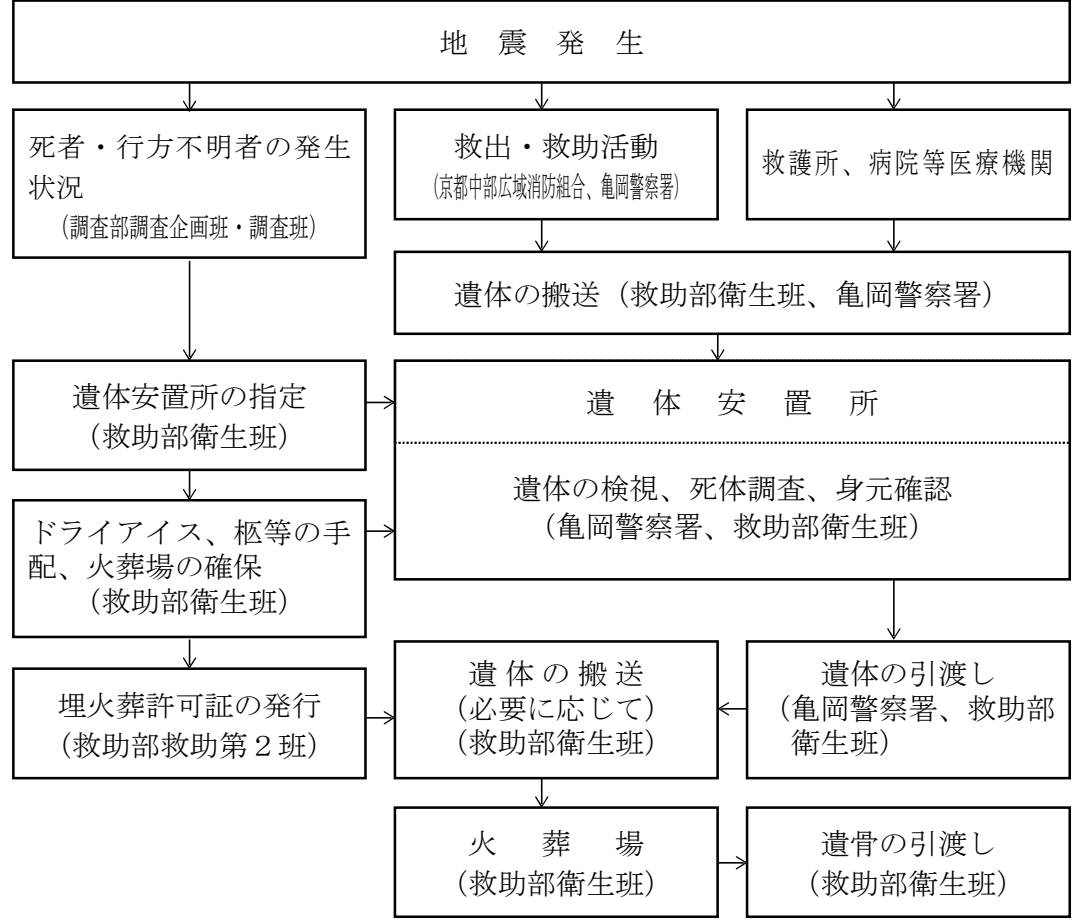


- (1) 調査部文化財班は、地震発生後直ちに市内の文化財の被害について調査する。
- (2) 調査部文化財班は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し以下に示す必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
 - ① 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
 - ② 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
 - ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
 - ④ 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設置の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第12節 遺体の収容・処理及び埋火葬

関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

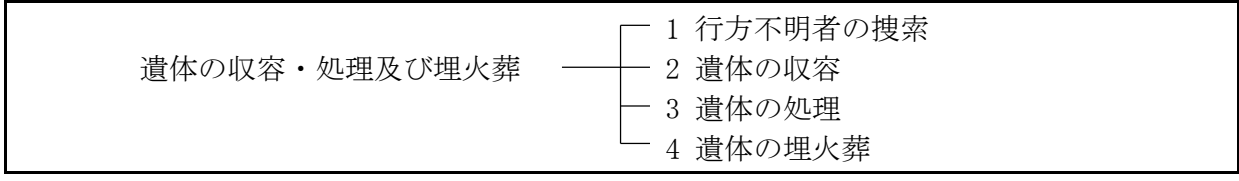
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

救助部（救助第2班・衛生班）、調査部（調査企画班・調査班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 行方不明者の搜索

- (1) 行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、市長が消防機関及び亀岡警察署に協力を要請して実施する。

また、調査部調査企画班・調査班は、関係機関と密接に連絡を取り、行方不明者名簿を作成する。

- (2) 行方不明者の搜索期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施する。
- (3) 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。（資料編 震災2-2-12-1）

2. 遺体の収容

(1) 遺体を発見した場合の措置

- ① 遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察署等に連絡する。
- ② 発見した遺体を警察署若しくは遺体安置所へ搬送する。

(2) 遺体の収容

① 遺体安置所

大規模災害等により多数の遺体を取り扱わなければならない場合は、公共施設等の中から災害状況に応じて遺体安置所を選定し、適宜施設管理者、警察署と協議して開設する。

② 検視・検案等

警察は、警察署若しくは遺体安置所で検視、死体調査を行う。

ア 遺体の受付

イ 検視官による検視、死体調査、医師による検案（身体洗浄、着衣の洗浄等含む）

ウ 必要により大学で解剖を実施

3. 遺体の措置

救助部衛生班は、関係機関等の協力を得て、遺体の措置を実施する。

(1) 遺体の措置方法

① 遺体の措置範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

検視が終了した遺体に対し必要に応じて洗浄を行い、ペースメーカー等の埋込がある場合は、検案医等医師が摘出の上、縫合を施す。

イ 遺体の一時保存

1) 浴衣等を着用の上納棺し、ドライアイスなどで防腐処理を行った上で遺体安置所に安置する。（解剖が必要な遺体は、縫合等を施すことなく別保管する。）

2) 遺体の着衣、所持品、貴重品等、遺体と共に返還できるよう管理する。

② 資機材等や車両の調達

ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、速やかに調達する。

イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、府に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

③ 遺体の身元確認と引継ぎ

ア 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、身元が明らかとなり返還が可能となった場合は、検案書を交付の上、遺体を遺族又は関係者へ引き渡す。

イ 身元が判明しない遺体については、警察等は引き続き身元確認のための調査等を行い、一定期間経過後も身元不明の場合は、戸籍法、死体取扱規則及び災害救助法、又は行旅死亡人取扱法等の法令に基づき措置する。

④ 遺体の引取り

ア 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。

イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 遺体処理の期間

① 遺体処理の期間は、原則として地震発生から10日間とする。

② 地震発生から10日間で処理が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き（災害救助法施行細則に基づく知事への申請手続き）をとる。

(3) 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

① 遺体処理台帳

② 遺体処理支出関係書類

4. 遺体の埋火葬

救助部衛生班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

(1) 遺体の埋火葬方法

① 対象者は、災害によって死亡した者とする。

② 市内の火葬場で対応できない場合は、府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

③ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、管理部調達班が確保する。

④ 身元が判明しない遺体は、本部長（市長）の判断で埋火葬許可証の交付を受け火葬を行い、火葬後の遺骨は救助部衛生班が一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

(2) 埋火葬の期間

① 遺体の埋火葬の期間は、原則として地震発生から10日間とする。

② 地震発生から10日間で埋火葬が終了しない場合は、期間の延長手続き（災害救助法施行細則に基づく知事への申請手続き）をとる。

(3) 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

① 埋葬・火葬台帳

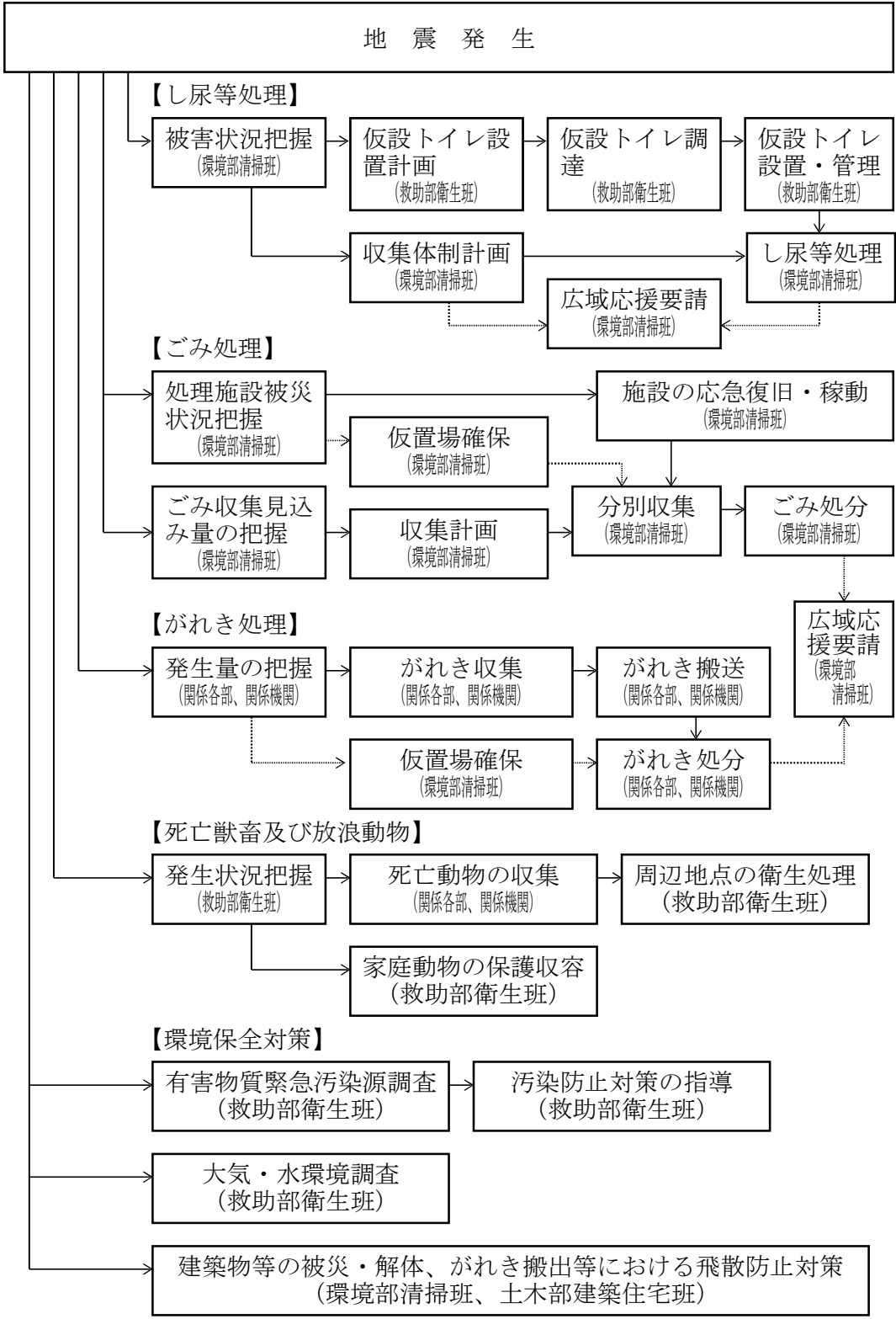
② 埋葬・火葬支出関係書類

（資料編 震災2-2-12-2～5）

第13節 廃棄物の処理

し尿等、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《応急対策の流れ》

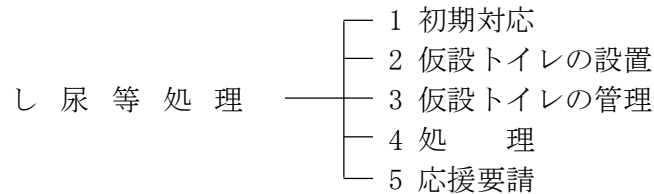


1. し尿等処理

《実施担当機関》

救助部（衛生班）、環境部（清掃班）

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

救助部衛生班は仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- ① 水道・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- ② し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ③ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置

① 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：5箇所／1,000世帯

仮設トイレ設置台数：1台／50人

② 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、業界団体と早急に連絡をとるとともに、府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設

③ 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力送配電株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

④ 設置期間

水道・下水道施設等の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

(3) 仮設トイレの管理

救助部衛生班は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

① し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。

② 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(4) 処理

環境部清掃班は、処理場の被害状況に応じてし尿等の処理の体制を確定する。

(5) 応援要請

環境部清掃班は、市単独でし尿等の処理が困難な場合は、必要に応じ府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

【関連協定】

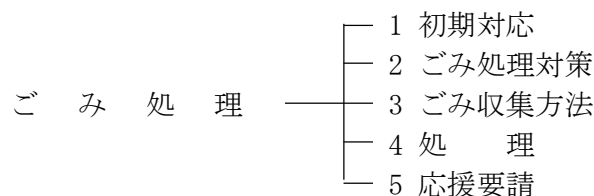
災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る無償団体救援協定（京都府・京都府環境整備事業協同組合）

2. ごみ処理

《実施担当機関》

環 境 部 （ 清 掃 班 ）

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

環境部清掃班は、ごみの処理に必要となる情報を把握する。

① 避難所をはじめ被災地域におけるごみの処理見込み量を把握する。

② ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみ処理対策

環境部清掃班は、災害廃棄物を、なるべく早く収集・処分するよう努める。

① 一般廃棄物の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、地震発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処分する。

② 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、焼却処分若しくは最終処分する。

(3) ごみ収集方法

- ① 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、災害対策本部の収集計画に基づき、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- ② ごみの分別は燃やすごみ、埋立ごみ、資源ごみ（空カン・空ビン・ペットボトル）、可燃性粗大ごみ、有害ごみの7区分とする。

(4) 処理

- ① 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。
- ② 処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合は、周辺的环境に留意し、公有地等を仮置場として利用するとともに、他の市町村に対し、ごみ処理についての協力を要請する。

(5) 応援要請

環境部清掃班は、市単独でごみの処理が困難な場合は、必要に応じ府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

【関連協定】

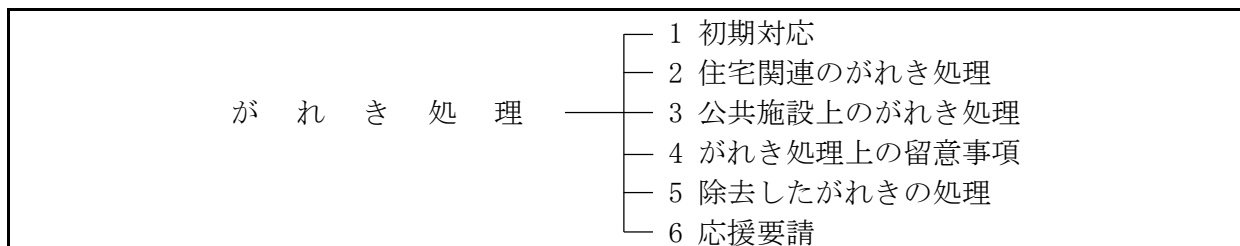
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（京都府・公益社団法人京都府産業資源循環協会）

3. がれき処理

《実施担当機関》

土木部、環境部（清掃班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関はがれき処理に必要な情報を把握し、応急対策を実施する。

- ① がれきの発生量を把握する。
- ② がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

(2) 住宅関連のがれき処理

関係各部及び関係機関は、環境部清掃班と連携して住家及びその周辺に発生したがいれきを、速やかに処理する。

(3) 公共施設上のがれき処理

【関連協定】

大規模災害発生時における緊急対応に関する協定（亀岡建設業協会）

① 主要道路上のがれき処理

土木部土木管理班は、震災時における道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしているがいれきについて、関係団体等の協力を得て除去・処理する。

② 河川関係のがれき処理

土木部土木管理班は、災害時における管内河川等の巡視を行うとともに、流水に支障をきたしているがいれきについて、関係団体の協力を得て除去・処理する。

③ 鉄軌道上のがれきの処理

西日本旅客鉄道株式会社は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

(4) がれき処理上の留意事項

がいれきの除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- ① 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- ② 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- ③ がれきの適正な分別・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ④ アスベスト等有害ながいれきについては、飛散のおそれのある箇所について、飛散・ばく露の防止措置を行うとともに、適切処理に関する知識を有する者に処理を委託し、市民の健康管理に十分配慮する。

(5) 除去したがいれきの処理

- ① 多量のがれきが発生した場合は、公共地等を仮置場として選定する。
- ② 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場へ直接搬送する。
 なお、アスベスト等有害ごみについては、適切処理に関する知識を有する者によって処理する。
- ③ 可燃物で再使用不能のものは、環境部清掃班において焼却する。
- ④ 必要に応じ、仮置場に、がいれきの選別、焼却施設等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき設置し、最終処分の円滑化を図る。

(6) 応援要請

環境部清掃班は、市単独でがいれきの除去・処理が困難な場合は、必要に応じ府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

【関連協定】

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（京都府・公益社団法人京都府産業資源循環協会）

4. 死亡獣畜及び家庭動物対策

《実施担当機関》

救助部（衛生班）、関係機関

《対策の体系》

死亡獣畜及び家庭動物対策

- 1 初期対応
- 2 死亡獣畜の処理
- 3 家庭動物の対策

《対策の展開》

(1) 初期対応

死亡獣畜及び家庭動物の発生状況を把握する。

(2) 死亡獣畜の処理

① 処理責任者

災害によって死亡し、放置された犬猫等は、救助部衛生班が収集・処理を行う。

② 処理方法

ア 救助部衛生班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。救助部衛生班は、消毒その他の衛生処理を行う。

イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。

(4) 家庭動物の対策

地震発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら家庭動物の保護収容等の対策については、府文化生活部、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。

- ① 家庭動物の保護収容
- ② 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- ③ 負傷している動物の収容・治療
- ④ 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- ⑤ 特定動物が逃走した場合の措置
- ⑥ その他動物に関する相談の受付

5. 環境保全対策

《実施担当機関》

救 助 部 （ 衛 生 班 ）

《対策の体系》

環 境 保 全 対 策 1 初期対応 2 大気・水の監視 3 建築物の被災又は解体に伴う対策

《対策の展開》

(1) 初期対応

救助部衛生班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

(2) 大気・水の監視

地震が発生した場合の環境調査についてそのつど国・府・関係機関等と協議して決める。

(3) 建築物の被災又は解体に伴う対策

① 粉塵飛散防止対策

救助部衛生班は、土木部建築住宅班と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

② アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

1) 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの補修対策を実施する。

2) 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで作業を行う。

3) 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

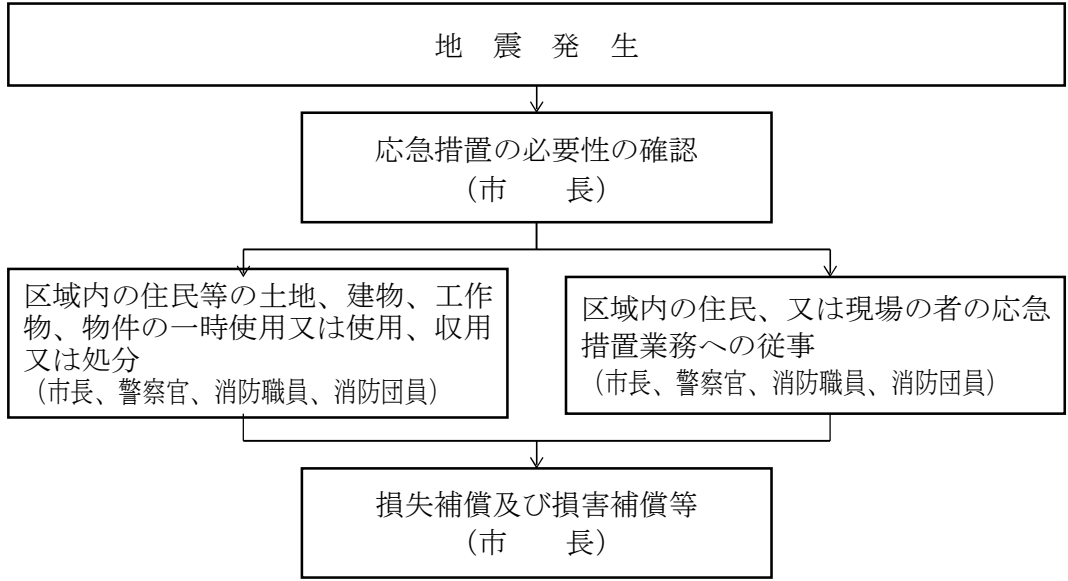
③ がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第14節 応急公用負担等

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるとき、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第64条の規定に基づいて一定の区域内の土地、建物又は工作物等を使用又は収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行う。

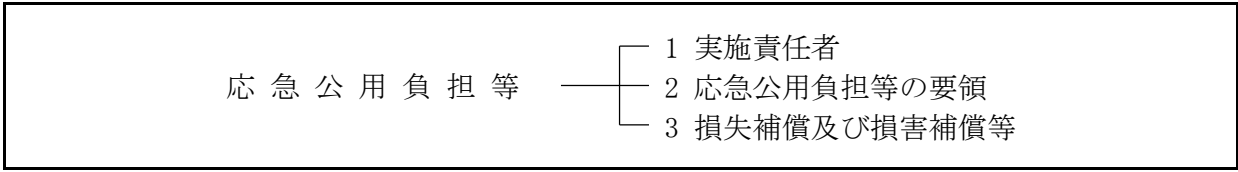
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は市長が行うものとする。
- (2) 市長若しくは、市長の権限を行使する市の職員が現場にいないとき、又は市長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使するものとする。
- (3) 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、消防団員が行うものとする。
- (4) 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者又は消防機関の長もしくはこれらの者の委任を受けたものが行うものとする。

① 公用負担権限証明書

水防管理者又は消防機関の長はその職を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者はその証明書を携行し、必要な場合はこれを提示すべきものとする。

② 公用負担命令書

公用負担を命じる権限を行使する際は、原則として、公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準じた者に手渡しで行うものとする。

2. 応急公用負担等の要領

- (1) 災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するための応急公用負担等の対象及び内容は次のとおりとする。

① 市長

- ア 区域内の住民、応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。
- イ 区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用すること。
- ウ 区域内の他人の土地、竹木、その他の物件を使用又は収用し、処分すること。

② 消防職・団員等

ア 消防職員・消防団員

- 1) 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分又は使用を制限すること。
- 2) 緊急の必要があるとき、火災現場付近にいる者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助その他の消防活動に従事させること。

イ 消防長、消防署長

延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分又はその使用を制限すること。

ウ 水防管理者、消防機関の長

- 1) 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは、器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。
- 2) 水防のため、やむを得ない場合には、水防管理団体の区域内の住民、又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させること。

③ 手続き

ア 人的公用負担は、相手方に口頭で指示するものとする。

イ 物的公用負担は、次により行うものとする。

1) 工作物等の使用、収用

- i) 使用又は収用を行うときは、対象となる土地、建物等の占有者、所有者、その他土

地、建物等について権限を有する者に対して、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知するものとする。

ii) 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明の場合は、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市又は亀岡警察署に掲示し、通知に代えるものとする。

2) 工作物等の障害物の除去

i) 市長、警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去した場合、市長、警察署長は、適正な方法で保管するものとする。

ii) 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者、その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。

iii) 保管した工作物等が、滅失又は破損のおそれがある場合、若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却し、その代金を保管するものとする。

iv) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする。

v) 工作物等の保管に関する公示の日から起算して、6ヵ月を経過しても当該工作物等、又は売却した代金を返還する相手方が不明の場合、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は府に帰属する。

3. 損失補償及び損害補償等

(1) 区域内において物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行うものとする。

(2) 区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わないものとする。

ただし、応急措置業務に従事したことにより、負傷等をしたときは、条例の定めに従い損害補償するものとする。

(資料編 震災2-2-14-1・2)

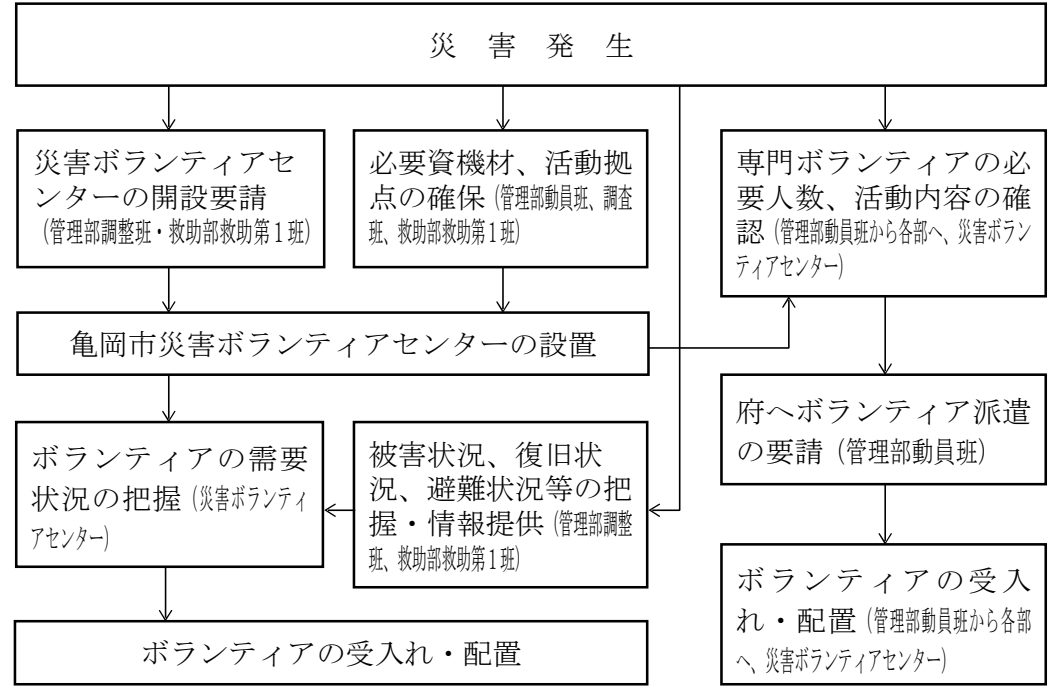
第15節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社京都府支部、京都府社会福祉協議会、亀岡市社会福祉協議会、亀岡市災害ボランティアセンター、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

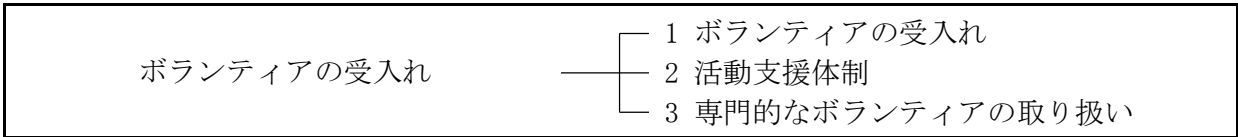
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

管理部（調整班・動員班・調達班）、救助部（救助第1班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) ボランティアの受入れ

① 活動内容

亀岡市災害ボランティアセンター及び各部は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災住民のニーズに応じた支援
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障がい者など要配慮者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

② 人材の確保

亀岡市災害ボランティアセンターは、ボランティアの需要情報を把握し、ボランティアを受け入れ、配置する。

また、災害の状況により、多くのボランティアが必要な場合等は、府災害ボランティアセンターと連携し、人材の確保を図る。

【ボランティアの需要情報】

- ① 活動分野
- ② 活動場所
- ③ 活動期間
- ④ 必要人数
- ⑤ 活動場所への移動手段
- ⑥ 受入れ窓口等

(2) 活動支援体制

① 必要資機材、活動拠点の提供

管理部動員班・調達班、救助部救助第1班は、亀岡市災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の整備を行う。

② 災害情報の提供

亀岡市災害ボランティアセンターは、亀岡市災害対策本部（救助部救助第1班、管理部調整班）と互いに情報を共有し、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

(3) 専門的なボランティアの取り扱い

① 人材の確保

医療救護や障害物の除去、建築物の応急危険度判定等の災害応急対策において、市単独では人材が不足する場合、各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、府を通じ、府災害時等応援協定ネットワーク会議等との連携を図りながら人材を確保する。

災害救助法第24条の業務指示命令で定められた内容は次のとおりである。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師又は看護師

- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- カ 鉄道業者及びその従業者
- キ 軌道経営者及びその従事者
- ク 自動車運送事業者及びその従事者

【参考 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体 (45団体)】

(公社) 京都府助産師会 (公社) 京都府看護協会 (公社) 京都府食品衛生協会
 (公社) 京都府栄養士会 (公社) 京都府獣医師会 (公社) 京都市獣医師会
 京都府警友会 (一社) 京都府建築士会 (一社) 京都府建築士事務所協会
 京都府漁業協同組合 (一社) 日本アマチュア無線連盟京都府支部
 (一社) 京都府医師会 (一社) 京都府薬剤師会 (公社) 隊友会京都府隊友会
 (一社) ジャパンケネルクラブ (N) 日本レスキュー協会 (N) 全国災害救助
 犬協会 (一社) 京都府警備業協会 (一社) 日本自動車連盟関西本部京都支部
 京都府環境整備事業協同組合 (公社) 京都府産業資源循環協会 (一社) 全国霊
 柩自動車協会 (一社) 京都府トラック協会 (一社) 京都府建設業協会
 (一社) 京都府バス協会 (一財) 全国福祉輸送サービス協会近畿支局京都支部
 (一社) 京都電業協会 京都中央葬祭業協同組合 (公社) 京都府柔道整復師会
 (一社) 京都府自動車整備振興会 (一社) 京都府建物解体協会 (一社) 京都府
 解体工事業協会 (N) 災害救助犬ネットワーク 全京都建設協同組合
 (公社) 日本青年会議所近畿地区京都ブロック協議会 京都瓦工事組合連合会
 (一社) 日本希少難病患者災害支援対策機構 (公社) 京都ビルメンテナンス協会
 (一社) 京都府歯科医師会 (一社) 全国地質調査業協会連合会 京都倉庫協会
 (公社) 京都府宅地建物取引業協会 (公社) 全日本不動産協会 (公社) 全国賃
 貸住宅経営者協会連合会 (公財) 日本賃貸住宅管理協会
 (オブザーバー)
 京都府災害ボランティアセンター、京都市災害ボランティアセンター

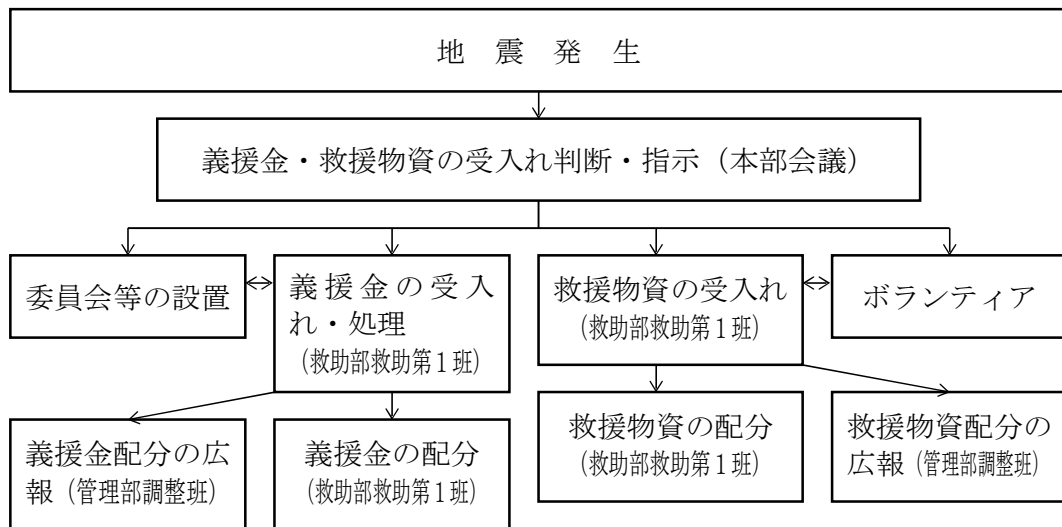
② 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、管理部動員班が行う。

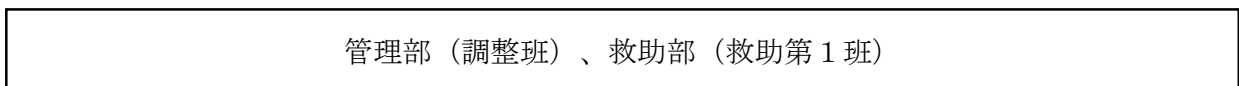
2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

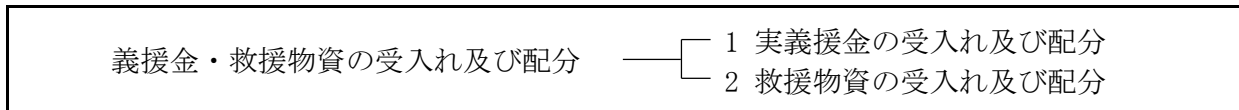
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 義援金の受入れ及び配分

① 受入れ

救助部救助第1班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

② 配分

ア 義援金の配分については、救助部及び関係部長協議のうえ、配分計画を決定する。

イ 救助部救助第1班は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 救援物資の受入れ及び配分

① 受入れ

ア 救助部救助第1班は、市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。

イ 救助部救助第1班は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

- 1) 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。

- 2) 複数の品目を梱包しないこと。
 - 3) 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること。
 - 4) 腐敗する食料は避けること。
- ② 救援物資の配分
- 救援物資の配分については要配慮者を優先し、救助部救助第1班が実施する。
- ③ 救援物資の搬送
- ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。
- イ 搬送は、管理部調達班の管理のもと、ボランティアの協力を得て実施する。

第 3 編 地震災害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

第1節 生活確保対策計画

地震災害により被害を受けた住民が、その痛手より速やかに再起・更生するように、被災者に対する職業のあっ旋、資金の融資等について定め、被災者の生活を確保することについての対策を定める。

《実施担当機関》

救 助 部

《対策の展開》

1. 職業あっ旋計画

救助部は、地震災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、被災者の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっ旋を図り、あわせて府との連絡調整を行い雇用の安定を図る。

2. 融資計画

地震災害により被害を受けた生活困窮者等に対して、次に示す生業資金等を貸し付けることにより生活の安定を図る。それぞれの融資要領は、「府防災計画 一般計画編第4編第1章第4節」に準拠する。

- (1) 災害救助法による生業資金の貸与（別途災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度が設けられているので、原則としてのこの制度による資金の活用を図る。）
- (2) 「災害弔意金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与
- (3) 生活福祉資金の緊急貸付
- (4) 母子・寡婦福祉資金の緊急貸付

3. 弔意金支給計画

「災害弔意金の支給等に関する法律」により災害弔意金を支給するものであり、その支給要領は、「府防災計画 一般計画編第4編第1章第5節」に準拠する。

4. 被災者生活再建支援金支給計画

- (1) 「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給
 - ① 制度の対象となる自然災害
 - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村における自然災害
 - イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
 - ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
 - エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
 - オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

- ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

② 制度の対象となる被災世帯

①の対象災害により

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

③ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全 壊 (②アに該当)	解 体 (②イに該当)	長期避難 (②ウに該当)	大規模半壊 (②エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

④ 支援金の支給申請

ア 申請窓口 市町村

イ 申請時の添付書面

- 1) 基礎支援金 災証明書、住民票 等
- 2) 加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

ウ 申請期間

- 1) 基礎支援金 災害発生日から13月以内
- 2) 加算支援金 災害発生日から37月以内

⑤ 基金と国の補助

ア 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し支援金を支給

イ 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助

(2) 「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付制度」に基づく被災者生活再建支援補助金の支給

① 制度の対象となる自然災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害で次のいずれかに該当するもの

ア 支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における、当該自然現象に

より生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。）であって、イの自然災害に該当しないもの

イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

② 制度の対象となる被災世帯

①の対象災害により、

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 住宅が「半壊」した世帯

エ 住宅の被害が半壊に達しない程度のもので、床上浸水程度の被害を生じた世帯（一部破損世帯）

オ 住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった世帯（床上浸水世帯）

③ 制度の対象となる経費

ア ①の対象災害により②の被害を受けた世帯が支出する住宅の再建に要する経費

イ ①の対象災害により②の被害を受けた世帯が支出する住宅の再建に関連する経費

④ 補助金の限度額（再建に関連する経費の額を含む）

再建の方法	対 象 者	補助限度額			
		全 壊	大規模 半 壊	半 壊	一部破損 床上浸水
新築・購入	支援金を受け取ることができる者	150 万円	100 万円		
	その他の者	300 万円	250 万円	150 万円	50 万円
補 修	支援金を受け取ることができる者	100 万円	60 万円		
	その他の者	200 万円	150 万円	150 万円	50 万円
賃 借	支援金を受け取ることができる者	75 万円	40 万円		
	その他の者	150 万円	100 万円		

⑤ 支援金の支給申請

ア 申請窓口 市町村

イ 申請時の添付書面 り災証明書 等

ウ 申請期間 市長が別に定める期間

⑥ 府の補助

府の大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金を活用して実施

(3) 「亀岡市被災者住宅修繕等支援事業」に基づく被災者生活再建支援補助金の支給

① 制度の対象となる自然災害

次の全ての要件を満たす自然災害

ア 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震以後に発生した自然災害

イ 京都府の補助制度の対象とならない自然災害

ウ 次のいずれかに該当する自然災害

(ア) 市内において、次のいずれかの被害が発生した自然災害

① 全壊1棟以上かつ一部破損・床上浸水が合わせて20棟以上

② 半壊（大規模半壊を含む）2棟以上かつ一部破損・床上浸水が合わせて20棟以上

③ 一部破損・床上浸水が合わせて25棟以上

(イ) (ア) の要件に該当しない自然災害であって、(ア) の要件を満たす自然災害と連続し、又は近接して発生した自然災害であるため一体的な自然災害とみなすことが適当であると市長が認めた自然災害、その他自然災害の被害の程度が(ア) の要件に相当すると市長が認めた自然災害

② 制度の対象となる被災世帯

次の全ての要件を満たす世帯

(1) 自ら居住している市内の住宅が全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水の被害を受けた世帯

(2) 被災した住宅に代わる住宅を市内で建て替えし、購入し、若しくは賃借し、又は被災した住宅の補修を行って引き続き居住しようとする世帯

③ 制度の対象となる経費

ア ①の対象災害により②の被害を受けた世帯が再建に要した経費の1/3に相当する経費

イ ①の対象災害により②の被害を受けた世帯の再建に関連する経費

④ 補助金の限度額（再建に関連する経費の額を含む）

再建の方法	補助限度額		
	全 壊	半 壊 (大規模半壊)	一部破損 床上浸水
新 築 購 入 補 修	100 万円	50 万円 (50 万円)	10 万円
賃 借			—

※ 関連経費は被害程度に関わらず5万円を上限とする（補助金の限度額に含む）

⑤ 支援金の支給申請

ア 申請窓口 亀岡市自治防災課

イ 申請時の添付書面 見積書、被害状況がわかる写真 等

ウ 申請期間 自然災害が発生した日から37月以内

(4) 被災者の住宅再建に係る融資制度の周知

府の大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資については、府及び関係金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

また、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業についても、市広報誌、ホームページ、SNS等を活用して広く周知を行う。

5. 金融措置計画

現地における地震災害状況、資金の需給状況等を的確に把握し、府及び関係機関と連絡協調の上、実情に応じて適切な金融上の措置を講じる。

(1) 近畿財務局（京都財務事務所）の措置

- ① 金融機関の被害状況を調査し、被災店舗などについては、速やかに復旧及び仮営業所の設置等の措置をとらせる。
- ② 金融上の措置
 - ア 手形交換の臨時措置
 - イ 休日営業の措置
 - ウ 預貯金の払い戻し及び中途解約
 - エ 現金確保の措置
 - オ 保険金の支払い及び保険料の払込み猶予

(2) 日本銀行（京都支店）の措置

- ① 通貨の円滑な供給の確保

市内の金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ市内の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な処置を講ずる。
- ② 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。
- ③ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるようあつ旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。
- ④ 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるようあつ旋、指導を行う。

 - ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取り扱いを行うこと。
 - イ 被災者に対し定期預金、定期積立等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
 - ウ 被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。
 - エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

⑤ 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

6. リ災証明書

被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給が迅速かつ的確に行われるよう、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者にリ災証明書を交付する。

第2節 住宅復興計画

地震災害により滅失又は破損した住宅を復旧するために必要な措置を講じる。

《実施担当機関》

土 木 部

《対策の展開》

1. 府の計画

(1) 一般民間住宅

災害時において、一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、府は「り災住宅緊急低利融資制度」を設けるとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報を提供する。

(2) 災害公営住宅の整備

一定規模の地震災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため、災害公営住宅の整備を行う場合は、公営住宅法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定により、国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

その運用要領については、「府防災計画 一般計画編第4編第5章第1節第2」に準拠する。

2. 独立行政法人 都市再生機構の計画

地震災害により、賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件（建設中のものを含む。）に被害を受けた場合、災害によって滅失又は破損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して、住宅等の敷地、構造又は設備が保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合においては、予算の範囲内でかつ必要最小限度において、原形復旧を超える改良措置または新たな危険防止措置を講じる。なお、分譲住宅については、譲渡前は賃貸住宅に準じ、譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

第3節 中小企業復興計画

地震災害により被災した中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

《実施担当機関》

経 済 部

《対策の展開》

1. 近畿経済産業局の計画

- (1) 資金需要の把握
- (2) 政府関係金融機関等の貸付手続、条件等の配慮
- (3) 金融の特別措置についての周知徹底

2. 府の計画

地震災害を受けた中小零細企業に対して、その状況に応じて、その都度判断し、次に示す対策を講じる。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の政府系金融機関及び地元金融機関に対し、復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡措置の延期ができるよう働きかける。
- (2) 特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い、制度融資の促進を図る。
- (3) 府産業支援センター（府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、（公財）京都産業21）、各広域振興局に災害復旧に係る緊急相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第4節 公共土木施設復旧計画

地震災害により被害を受けた公共土木施設の復旧を促進し、復興に寄与するものとする。

《実施担当機関》

土木部、上下水道部、府、関係機関

《対策の展開》

土木部及び上下水道部は、それぞれの所管する公共土木施設等の復旧について、国及び府との連携を図りながら、迅速かつ適切な復旧に努めるものとする。

また、災害復旧事業に必要な資機材等については、あらかじめ関係団体並びに関係業界と「覚書」等を交換し、資材需給、資機材の安定的な供給を受け、被災箇所の早期復旧に努める。

以下に関連する国土交通省及び京都府の復旧計画を記す。

1. 国土交通省の復旧事業計画

(1) 査定の早期実施

地震災害発生後、できるだけ速やかに査定を実施して、復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には、緊急査定を実施する。

(2) 緊急事業の決定

事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、緊急事業を定めて適切な復旧を図る。

(3) 災害復旧の促進

災害復旧事業の施行は、直轄事業についておおむね2箇年、府・市事業については河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年以内に完了するよう必要な措置を講じる。

なお、年度別の復旧進捗度については、市の財政状況、事業所の施行能力、その他を勘案して、早期にかつ円滑に事業を実施しうよう国庫負担の支払い等の措置について配慮する。

(4) 再度災害の防止

地形や地盤の変動等被災後の状況の変化、被災原因等を勘案のうえ、被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業を実施する。

また、災害関連事業については、災害復旧事業と並行して進捗しうよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講じる。

(5) 復旧資材の円滑な供給

災害復旧に必要な主要資材について、その生産地、生産者、生産状況等を調査して、その円滑な供給に資する。

2. 府の計画

(1) 概要

京都府所掌の公共土木施設に係る災害復旧事業には、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに同法施行令に規定する河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道の災害復旧事業、小災害復旧事業及び単独災害復旧事業がある。これらの公共土木施設について災害が発生した場合は、土木事務所から被害箇所の状況を聴取・集計の上、国に対して被害報告をし、当該年に発生した災害の被害額を集計の上、災害査定を申請する。特に激甚な災害の場合には、ただちに査定官の現地調査を実施し、災害復旧に万全を期する。

なお、応急復旧工事については、現地の状況に応じ、ただちに土木事務所に命じて仮工事及び応急本工事を実施し、洪水の被害を最小限度に留め、交通の確保、民心の安定を図る。

(2) 復旧事業計画

① 公共土木施設災害復旧事業

本事業の標準進捗率は初年度85%、第2年度14%、第3年度1%である。なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連工事等を積極的に導入する。

② 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業として復旧の促進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1か所当たり80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業として復旧の促進を図る。

第5節 農林業施設復旧計画

国は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づいて、災害復旧事業に対して補助を行い、農林家の経営の回復及び安定を図る。

《実施担当機関》

経済部、府、関係機関

《対策の展開》

1. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(1) 補助の対象となる施設

1 箇所の事業費が40万円以上の次の施設

① 農地

② 農業用施設 公共的かんがい排水施設、農業用道路等

③ 林業用施設 公共的な次の施設

ア 林地荒廃防止施設（地方公共団体の維持管理に属するものを除く。）

イ 林道

④ 共同利用施設 農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会の所有する共同利用施設

(2) 補助率

① 一般災害

区 分		普通補助率	高率補助率	
			1 次	2 次
農地農業用施設	農 地	5 0 %	8 0 %	9 0 %
	農 業 用 施 設	6 5 %	9 0 %	1 0 0 %
	関 連 事 業	5 0 %	—	—
林業用施設	林地荒廃防止施設	6 5 %	—	—
	林道	奥地幹線林道	9 0 %	1 0 0 %
		その他林道	5 0 %	7 5 %
漁 業 用 施 設		6 5 %	9 0 %	1 0 0 %
共 同 利 用 施 設		2 0 %	—	—

高率補助率は次の要領により適用される。

ア 農地農業用施設

一戸当たりの事業費が8万円を超え、15万円以下の部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

イ 林道

1m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

② 連年災害

ア 農地農業用施設

その年を含む過去3箇年の合計事業費が1戸当たり100,000円以上で、かつその年の事業費が1戸当たり40,000円以上となる場合は、前項アの高率補助率を適用する。

イ 林道

3箇年の合計事業費が1m当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が1m当たり500円以上となる場合は、普通補助率の外に高率補助率を適用する。

2. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

(1) 農地農業用施設

第1の補助率の適用後の1戸当たりの事業負担額が20,000円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

一戸当たりの負担額	嵩 上 補 助 率
10,000円を超え20,000円以下の部分	70 %
20,000円を超え60,000円以下の部分	80 %
60,000円を超える部分	90 %

(2) 林道

第1の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合はその負担額について次の補助率を嵩上する。

1m当たりの負担額	嵩 上 補 助 率
110円を超え200円以下の部分	70 %
200円を超え500円以下の部分	80 %
500円を超える部分	90 %

(3) 共同利用施設

次の補助率が適用される。

区 分	一箇所当たりの工事	補 助 率	
		40万円までの部分	40万円を超えた部分
激甚地域内	13万円以上	40 %	90 %
激甚地域外	40万円以上	30 %	50 %

3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(1) 補助の対象となる施設

1箇所の事業費が60万円以上の次の施設(但し、都道府県及び指定市の場合は120万円以上)

① 林地荒廃防止施設：山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み立木を除く。)

② 地すべり防止施設：地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(2) 国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条の規定による

第6節 教育及び文化財等の復旧計画

地震災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

また、被災地に存在する文化財については、現地調査に基づいて復旧計画を定め実施する。

《実施担当機関》

調査部（文化財班）、府、関係機関

《対策の展開》

1. 学校等の施設の復旧計画

地震災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

(1) 市の学校等及び附属機関

市が行う復旧事業について、府は計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また市の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

(2) 府立学校その他の教育機関

小被害の復旧については、府教育庁の指示により府立学校等において実施し、大災害の復旧については、直接府教育庁において実施する。

2. 教育活動の再開

(1) 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

また、学校等が避難所となった場合においては、管理部門と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

(2) 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近隣の学校施設等を利用することも考慮する。

(3) 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

① 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。

② 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨励費に関すること。

③ 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「日本育英会法（昭和59年法律第64号）」による学資貸与金に関すること。

④ 被災教職員に対する救済措置に関すること。

(4) 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障がい等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな被害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

3. 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、文化財関係部署等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第7節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

府は、地震災害後の災害復旧に際し、市に対する財政措置並びに農林水産業者及び団体に対する資金融資等について定める。

《実施担当機関》

調査部財政班、府、関係機関

《対策の展開》

1. 市町村に対する措置

市町村が被災した施設を原形に復旧するにあたり、府は災害復旧事業債及び地方交付税による財政措置に万全を期するとともに、市の行う一時借入金の借入れあっ旋を行う。

(1) 災害復旧事業債

- ① 補助災害復旧事業債
- ② 単独災害復旧事業債
- ③ 公営企業等災害復旧事業債
- ④ 火災復旧事業債
- ⑤ 災害による特別措置債
 - ア 歳入欠かん等債
 - イ 公共土木等小災害債
 - ウ 農地等小災害債

(2) 災害を受けた市町村のある一時借入金の借入れあっ旋

市が地震災害を受けたことにより一時に多額の資金を必要とする場合、府は市の行う一時借入金の借入れについて、近畿財務局、近畿郵政局及び各種金融機関に対して、速やかに金融措置を要請するとともに、市に対し、それらの資金の効果的使用を指導する。

2. 農林業関係融資

農林業者及び団体に対する災害資金融資等については、「天災融資法に基づく融資」、「株式会社日本政策金融公庫による融資」、「農業近代化資金に対する上乗せ利子補給」の措置がある。

それらについての貸付対象者、貸付限度額、償還期限、貸付利率、事務手続、利子補助等の運用要領は、「風水害等対策計画編 第3編第5章第3節」及び「府防災計画 一般計画編第4編第4章第3節」に準拠する。

第2章 激甚災害の指定に関する計画

第1節 計画の方針

府は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2節 激甚災害に関する調査

《実施担当機関》

府、各部

《対策の展開》

1. 市町村の被害状況

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

2. 調査の協力

市は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3. 調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第3節 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第3章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助

第1節 租税等の徴収猶予及び減免の措置

国、府及び市は、地震災害により被災者の納付すべき国税及び地方税の納付が困難な場合に、特別な措置を講じる。

《実施担当機関》

調 査 部 、 国 、 府

《対策の展開》

1. 期限の延長

納税者が地震災害により申告、申請、請求、その他書類の提出、又は納付若しくは納入に関する期限までこれらの行為をすることができないと認めるときは、知事及び市長は当該期限の延長を認めるものとする。（地方税法第20条の5の2、京都府府税条例第17条、亀岡市税条例18条の2）

2. 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について地震災害を受けた場合、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、知事及び市長は1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものとする。（地方税法第15条）

3. 減免

地震災害の実情に応じて、知事は、事業税、自動車税等の減免措置を、市長は、市民税、固定資産税等の減免措置を速やかに講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第56条、第63条の3、亀岡市税条例第51条、第68条）

第2節 郵便関係補助

地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

《実施担当機関》

管理部、国、関係機関

《対策の展開》

1. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

地震災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

地震災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

3. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

地震災害時において、郵便法第18条及び郵便法施行規則第3条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

付 編 亀岡市南海トラフ地震
防災対策推進計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

1 南海トラフ地震について

- (1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約170年にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨海状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

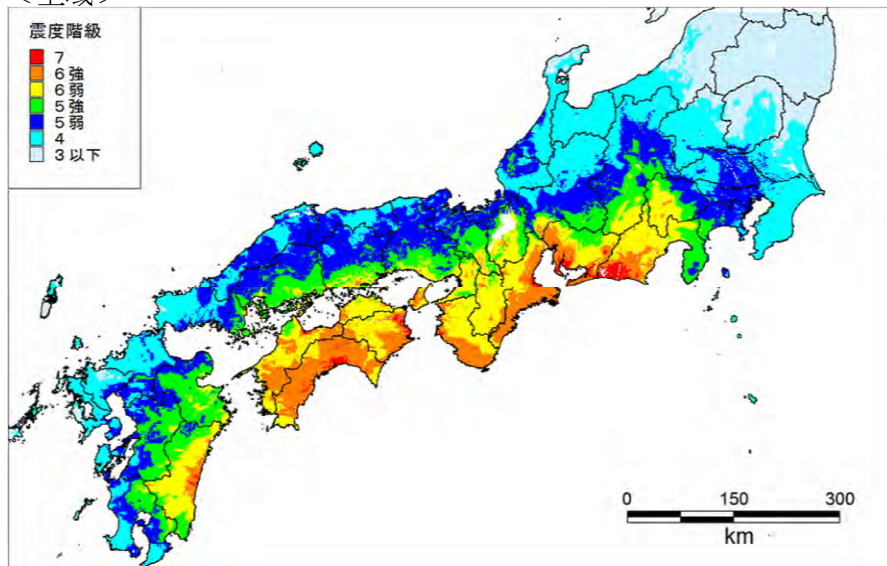
一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震は、それ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半（2035年±10年とも言われている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

- (2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的見地の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的見地に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方法を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

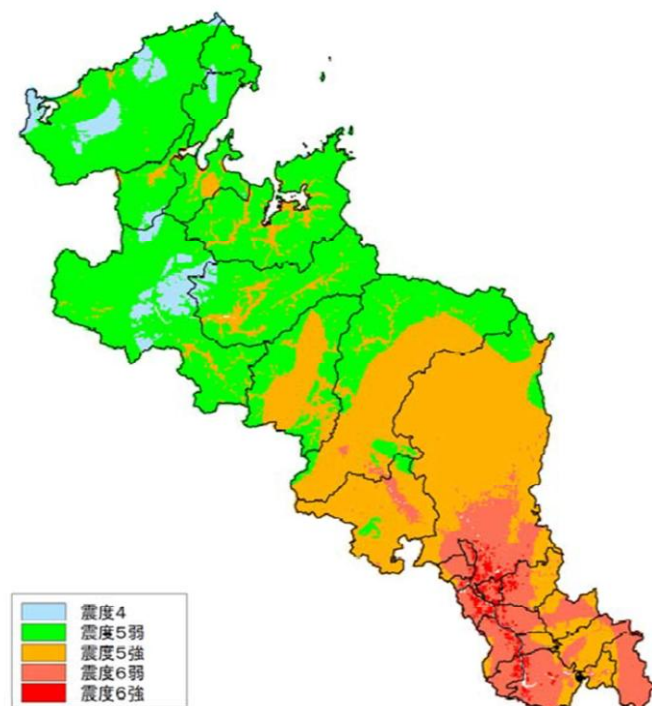
モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的見地を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

【モデル検討会による震度想定】

< 全城 >



＜京都府域＞



- (3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

		死者 (人)	負傷者 (人)	要救助者 (人)	全壊棟数(棟)				
					揺れ	液状化	津波	急傾斜 地崩壊	火災 合計
京都府									
平均 風速	夏12時	約500	約9,500	約2,200	約12,000	約3,700	—	約30	約200 約16,000
	冬深夜	約800	約12,000	約3,000					約100 約16,000
	冬18時	約800	約14,000	約2,500					約43,000 約59,000
強 風	夏12時	約500	約9,600	約2,200					約2,300 約18,000
	冬深夜	約800	約12,000	約3,000					約1,100 約17,000
	冬18時	約900	約15,000	約2,500					約54,000 約70,000
全 国		約32万	約61万	約34万	約134万	約13万	約15万	約6千	約74万 約238万
亀岡市		—	約170	約10	約80				

※亀岡市の被害想定は、平成24年度内閣府発表南海トラフ地震被害想定に基づき、京都府において整理し、被害を想定したもの

(4) 平成25年11月に、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため地震防災対策を推進する必要がある地域を、「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

(5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は、推進地域の指定を行い（平成26年3月31日内閣府告示第21号）、京都府域においては、震度6弱以上の揺れが想定された、本市を含む以下の18市町村が指定を受けた。

亀岡市、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

(6) 平成24年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定の結果について、内閣府から詳細なデータ提供を受け、平成26年6月にそれを基に京都府で整理を行った。

【南海トラフ巨大地震被害想定】

(断 層 名) 南海トラフ地震	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
京都府	6 強	860	14,650	2,660	2,470		15,740		54,470
亀岡市	6 弱	－	170	10	10		80		－

※ 被害が軽微な地域については「－」を記載。

(7) 中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災対応や南海トラフ沿いでの異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。

(8) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生態態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。

2 本計画の目的

本計画は、南海トラフ地震法第4条の規定により平成26年3月28日に中央防災会議において作成された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、同法第5条第2項の規定により、南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市内における防災に関し、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下、「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、亀岡市地域防災計画一般計画・災害予防計画編（以下、「一般計画編」という。）第1編第2章第2節に定めるところによるものとする。

第2章 地域における防災力の向上

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、京都府及びその他防災関係機関が連携して被害を最小限にとどめるための取り組みを推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取り組みだけでは被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、震源域により近い市町村における被害は、本市域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、本市域に対する応援は期待できないことも予想されるため、行政による「公助」とともに、市民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、市民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において日頃から災害に備え、関係機関・団体等の全てが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるにあたっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化にあたり、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 市のとるべき措置

亀岡市は、地域における防災力を向上させるため、次の対策を講じるものとする。

- 1 市長及び幹部に対する研修
- 2 防災担当組織の整備
- 3 情報伝達手段の充実
- 4 消防・救助資機材の整備
- 5 防災訓練の実施
- 6 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
- 7 防災関係機関と市民等との相互連携協力体制の確立
- 8 地域における防災活動拠点の整備
- 9 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立
- 10 安全な避難地、避難施設等の確保
- 11 企業の防災活動活性化のための方策の検討

第2節 市民等のとるべき措置に係る対策

亀岡市は、市民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

1 市民及び防災活動組織の対策

- (1) 住宅等の耐震化の促進
- (2) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
- (3) 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
- (4) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等の把握
- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得
- (6) 初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得
- (7) 防災訓練及び防災事業への参加
- (8) 地域内企業やNPO等との連携

2 企業等の対策

- (1) 施設等の耐震化及び安全対策の推進
- (2) 必要物資の備蓄
- (3) 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
- (4) 地域コミュニティとの連携
- (5) 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取り組みの維持（京都BCP）

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフによる災害から市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産は、まず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における市民の適正な判断力の養成、市民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、亀岡市は、市民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第1節 教育・指導

1 防災関係機関における職員に対する教育

- (1) 市は、職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ② 地震及び津波に関する一般的知識
 - ③ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ④ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (2) 防災関係機関は、その職員等に対して、(1)に準じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

2 一般住民に対する防災知識の普及

- (1) 京都府及び亀岡市は、一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できる優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報の入手方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- ⑧ 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ⑨ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

(1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
- ④ 応急手当の方法
- ⑤ 教職員の業務分担
- ⑥ 児童生徒等の下校時等の安全確保方法
- ⑦ 学校等に残留する児童生徒等の保護方法
- ⑧ ボランティア精神
- ⑨ その他

(2) 教育・指導の方法

- ① 教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育
- ② 研修等を通じた教職員への防災教育
- ③ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

(3) その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 自動車運転者等に対する指導

亀岡警察署は、地震発生時に自動車運転者等が適正な行動がとれるよう、次の事項について指導を行う。

(1) 指導の内容

- ① 南海トラフ地震に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的知識
- ③ 交通規制の実施方法
- ④ 自動車運転者等のとるべき措置
- ⑤ 応急処置の方法
- ⑥ その他の防災措置等

(2) 指導の方法

- ① 運転免許更新時の講習
- ② 安全運転管理者講習
- ③ 交通安全指導
- ④ 自動車教習所における指導

第2節 広報

市は、市民等に対し、次により、必要な広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する情報
- (2) 地震及び津波に関する一般的情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 居住者等自らが実施し得る最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報
 - ① 社会教育施設における講座等を通じての広報
 - ② PTA、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報
 - ③ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報
- (3) 広報媒体等による広報
 - ① テレビ、ラジオ、新聞等による広報
 - ② パンフレット等による広報
 - ③ ホームページ等の情報通信環境による広報
 - ④ ビデオ、スライド等による広報
 - ⑤ その他の広報

- (4) 移動式地震発生装置（起震車）等疑似体験装置等による広報
- (5) 相談窓口の設置

3 広報時における留意事項

- (1) 広報にあたっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。
- (2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。
- (3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第4章 防災訓練

南海トラフ地震等市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を一般計画編第2編第2章第1節の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、市民、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

1 整備方針

地震発生時における直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、市は、南海トラフ地震法第5条第1項第1号及び同法施行令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

これらの施設等の整備に当たっては、次に掲げる点に留意する。

- (1) 施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
- (3) 災害時要配慮者に配慮する。また、避難所等について、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画

次に掲げる施設等について、市は、京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、中長期的視点にたって整備に努めるものとする。

- (1) 避難地及び避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (4) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (5) 共同溝、電線共同溝等の電線、配管等の公益物件を地下に収容するための施設
- (6) 次に掲げる施設のうち、現行の耐震基準に適合せず、改築又は補強を要するもの
 - ① 公的医療機関
 - ② 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設するものを除く。）
 - ③ 社会福祉施設
 - ④ 公立の幼稚園、小学校、中学校
 - ⑤ ①及び②に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
- (7) 農業用施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの
- (8) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (9) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (10) 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (11) 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

1 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、防災関係機関は、住宅等の耐震化を促進するとともに地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

- (1) 住宅の耐震化に関する意識啓発
- (2) 住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
- (3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
- (4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

2 公共施設等の耐震化の推進

- (1) 防災上重要な市有施設の耐震化

市は、防災上重要な市所有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。

市は、この耐震化実施の方針に則り、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

- (2) 市以外の防災関係機関においても、消防署その他関係公所等災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する施設について、(1)に準じ、耐震化対策を推進する。
- (3) 道路・鉄道・港湾・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等、耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

第2節 文化財保護対策の実施

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

亀岡市内には、貴重な国民的財産である文化財が数多く存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1 文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。

- (1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施

- (2) 火災延焼から文化財を保護するため、消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置
- (3) 消火・防災訓練の実施
- (4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

2 市は、一般計画編第2編第1章に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

第3節 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、南海トラフ地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について国や研究機関、京都府と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第4節 東南海地震、南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

東南海地震と南海地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

- 1 東南海地震と南海地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- 2 後発地震により、土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- 3 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の早急な実施方策の検討及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施
- 4 先発地震による被災宅地の擁壁等が後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するため、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じ、立入禁止措置等の実施

第5節 帰宅困難者対策の推進

市は、南海トラフ地震が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供の対策について検討を進めることとする。

第7章 関係者との連携協力の確保

第1節 広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、国及び京都府、他の市町村等と連携した対策が必要不可欠である。

このため、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、市内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- (1) 亀岡市は京都府と連携し、一般編第2編第2章9節に定めるところにより物資の備蓄に努める。
- (2) 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要な資機材等及び人員等を勘案し、計画的な確保に努める。
- (3) (2)において、防災関係機関間又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、各機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

2 他府県との連携

市は、南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、京都府が実施する他府県との連携活動に協力するよう努めるものとする。

3 広域災害に対応する輸送体制の整備

- (1) 道路等の施設等に関し、被災状況等の収集体制の整備を推進する。
- (2) 南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲での災害が想定されており、災害応急対策においては、国全体の応急対策に寄与する観点も踏まえ、京都府が実施する次の輸送ネットワークの確保に協力するよう努めるものとする。
 - ① 近接府県と連絡する幹線交通ネットワークの確保
 - ② 日本海沿岸部から府南部地域への進入ルート確保
- (3) 災害発生時においては陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、市は、ヘリコプターによる搬送に備え、ヘリポート、燃料等を確保する。

4 防災活動拠点の整備とネットワーク化

市は、次の防災活動拠点を指定し、実効的なネットワークづくりを推進する。

- (1) 救助活動拠点
- (2) 医療活動拠点
- (3) 物資搬送拠点

第2節 防災体制に関する事項

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、亀岡市地域防災計画震災対策計画編（以下、「震災編」という。）の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員及び資機材、必要物資等の確保、消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じることとするが、南海トラフ地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意すべき点を掲げる。

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- (1) 地震発生時において市は、震災編第2編第1章第1節により、すみやかに災害応急対策にあたるための体制を整える。ただし、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないことが想定されるため、初動期にあつては、災害対策本部等の要員が相互に連携し、対策にあたるものとする。
- (2) 設置された災害対策本部等は、京都府及び防災関係機関に設置された災害対策本部等と相互に緊密な連携を図るものとする。

2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編第2編第1章の定めるところにより、種々の防災対策等を講じる。

- (1) 被害状況等の情報収集・伝達
 - ① 被害状況等の情報収集・伝達については、震災編第2編第1章第2節に定めるところによるものとする。
 - ② 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあつては、非常通信経路を用いるものとする。
 - ③ 防災関係機関は、その所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努めるものとする。

この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所・避難場所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮するものとする。

- (2) 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

① 対策要員の確保

市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。

② 資機材、必要物資等の確保

市は発災後速やかに、市が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

- (3) 応援の要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、震災編第2編第1章第4節に掲げるとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

亀岡市地域防災計画 震災対策計画編

編集発行 亀岡市防災会議

事務局 亀岡市総務部自治防災課
〒621-8501
亀岡市安町野々神8番地
電話 0771(25)5097
